

04 安来市ガイド

32 くらしの相談／手続・届出

38 税金

40 国民健康保険・後期高齢者医療

42 国民年金

43 環境・衛生・上下水道

46 結婚・出産・子育て

53 介護・福祉

59 健康・医療

62 産業・農業

63 学校教育・生涯教育・スポーツ

66 住宅・生活・UIターン・まちづくり

71 市議会・広報広聴・情報公開・個人情報保護

安来市 くらしのガイド

2019

毎日の暮らしに役立つ！

安来の名所・行政・生活この一冊でガイドします

こあいさつ



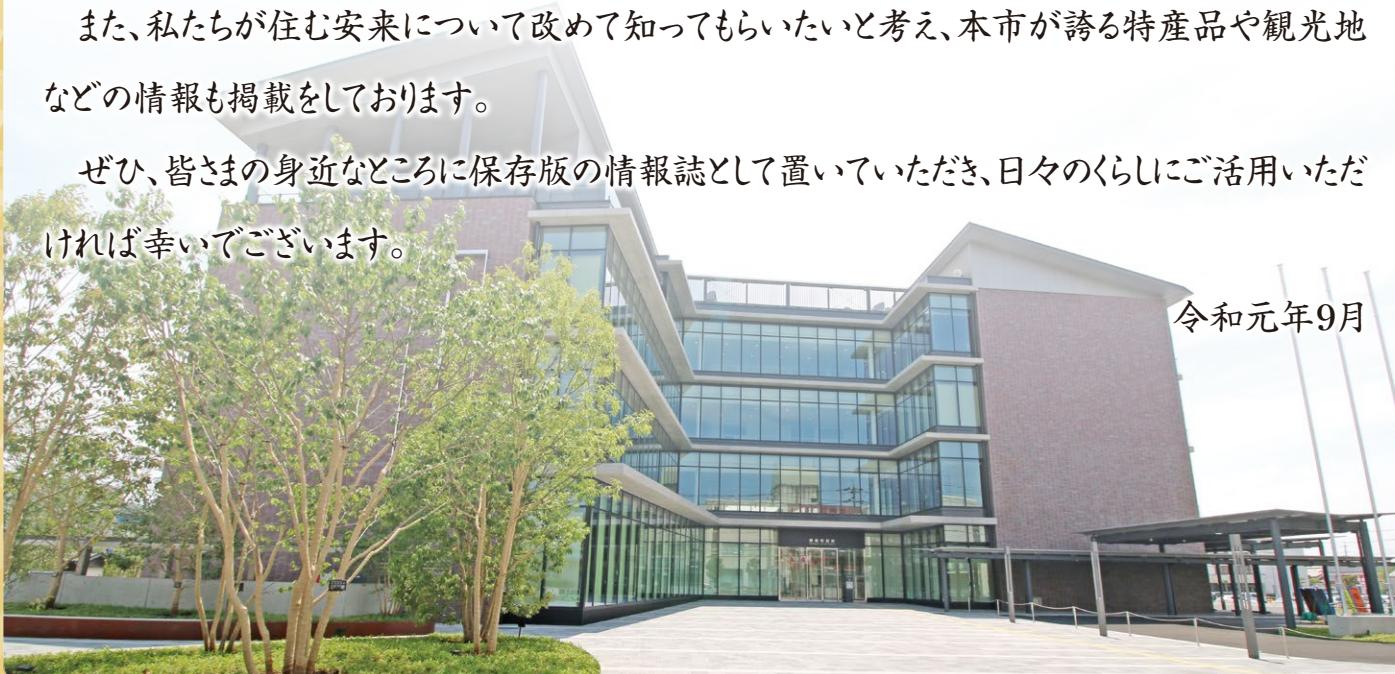
安来市長 近藤宏樹

私たちのまち安来市は、どうぞすくいで有名な民謡安来節などの文化、陰陽11カ国に覇をとなえた戦国大名尼子氏の本拠地として栄えた歴史、脈々と受け継がれるたら製鉄技術、世界的なシェアをもつ高級特殊鋼を中心とした産業、海外からも高い評価を受けている足立美術館などの観光地、ラムサール条約登録湿地の中海など豊かな自然の宝庫です。

本年、安来市は「新安来市」となって15年を迎えるとともに、元号が「令和」となり新たな時代の幕開けとなりました。この元号には「人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つ」という意味が込められ、安来市においても心機一転、新たな力が湧いてくるよう期待するとともに、当市の将来像である「人が集い、未来を拓くものづくりと文化のまち」に向けて、すべての人々が元気でいきいきと暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。この節目の年に新しく、「安来市暮らしのガイド」を発行し、各ご家庭にお届けすることとなりました。市役所窓口での手続きや防災情報、医療機関情報や施設の利用案内など、暮らしに役立つ情報のほか、市民の皆さんにとって身近な情報を取りまとめました。

また、私たちが住む安来について改めて知ってもらいたいと考え、本市が誇る特産品や観光地などの情報も掲載をしております。

ぜひ、皆さまの身近なところに保存版の情報誌として置いていただき、日々のくらしにご活用いただければ幸いでございます。



令和元年9月

この冊子の 目 次

この冊子では、安来市の暮らしに役立つ情報を網羅しています。ジャンルごとに様々な便利な情報をチェックして、安来での暮らしにお役立てください!

- ・ 01 ごあいさつ
- 02 目次
- 04 安来市の概要
- 05 やすぎぐらし
- 06 観光情報
 - 06 …… 観光施設
 - 08 …… 美術館・博物館
 - 09 …… 史跡・名勝
 - 10 …… 神社・仏閣
 - 11 …… 体験・工場見学
 - 12 …… 温泉
 - 13 …… くだもの狩り
 - 14 …… 工芸品
 - 14 …… 特産品
 - 15 …… お土産
- 16 安来市のイベントカレンダー
- 18 新安来庁舎・各庁舎のご案内
 - 18 …… 新安来庁舎
 - 20 …… 安来庁舎
 - 21 …… 広瀬庁舎
 - 21 …… 伯太庁舎
 - 22 …… 安来市健康福祉センター
 - 22 …… 安来市消防本部
 - 22 …… 安来市立病院
 - 23 …… 安来市給食センター
 - 23 …… 出張所
- 24 総合文化ホール アルテピアご紹介
- 26 安来市の防災・救急
 - 26 …… 防災について
 - 27 …… 指定避難所・指定緊急避難場所
 - 29 …… 119番のかけ方
 - 30 …… 救急講習のお知らせ
 - 31 …… 住宅用火災警報器を設置しましょう
- 31 …… 防災研修棟・市民広場が完成しました
- 32 くらしの相談／手続き・届出
 - 32 …… くらしの相談
 - 33 …… 住民変更などの手続き
 - 33 …… 戸籍に関する届け出
 - 34 …… 斎場(独松山靈苑)
 - 34 …… 各証明書の交付
 - 35 …… 窓口手数料一覧
 - 35 …… マイナンバー(個人番号)カードの申請・交付
 - 36 …… 旅券(パスポート)の申請・受領
 - 37 …… 印鑑登録・印鑑証明
- 38 税金
 - 38 …… 市税(主なもの)
 - 38 …… 国民健康保険税
 - 38 …… 税金の減免・減額
 - 39 …… 納税について
 - 39 …… 税の証明や公簿の閲覧
 - 39 …… 税証明の種類
 - 39 …… 手数料
- 40 国民健康保険・後期高齢者医療
 - 40 …… 国民健康保険
 - 41 …… 後期高齢者医療
- 42 国民年金
 - 42 …… 国民年金
- 43 環境・衛生・上下水道
 - 43 …… ごみの分別と処理
 - 43 …… 粗大ごみ(大型ごみ)の処理について
 - 43 …… 自然・環境保全
 - 44 …… 狂犬病予防について
 - 44 …… 墓地に関する手続き
 - 44 …… 上下水道
- 46 結婚・出産・子育て
 - 46 …… 縁結び相談「はびこ交流サロン」

• 46 …… 妊娠とわかったら	• 62 …… 農業委員会
46 …… 子ども医療とは	63 学校教育・生涯教育・スポーツ
47 …… 子育てに関するサービス等	63 …… 小中学校
48 …… 子育て応援ガイドブック「ピッコリーニ」	64 …… 学校一覧
48 …… しまね子育て応援パスポート(こっころ)	64 …… 就学援助
49 …… 子育て支援センター	64 …… 生涯学習活動事業
49 …… 認可保育所(園)	65 …… 公共スポーツ施設一覧
49 …… 認定こども園	66 住宅・生活・UIターン・まちづくり
50 …… 幼稚園	66 …… UIターン・定住支援
50 …… 保育サービス	66 …… ハーモニータウン汐彩
51 …… 放課後児童クラブ	67 …… 住宅支援
51 …… 児童手当・特例給付	67 …… 市営住宅
51 …… 児童扶養手当	68 …… イエローバス情報
51 …… 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	69 …… ブロードバンド・インフラ整備事業
52 …… 中海ふれあい公園の遊具がご利用できます	69 …… 市営新町駐車場の定期使用者募集のお知らせ
53 介護・福祉	70 …… 駅前自転車駐輪場ご利用のお知らせ
53 …… 介護保険	71 市議会・広報広聴・情報公開・個人情報保護
53 …… 介護予防・高齢者福祉サービス	71 …… 市議会
54 …… 介護をしている家族の方への支援	71 …… 広報やすぎ「どげなかね」
• 54 …… 障がい者(児)福祉	72 …… 市政見学会
• 56 …… 障がい者福祉制度	72 …… 市政提案箱
• 56 …… 交通機関の割引	72 …… ふるさとメール
• 57 …… 障がい福祉サービス	72 …… 出前講座
• 57 …… 地域生活支援サービス	72 …… 情報公開制度・個人情報保護制度
• 58 …… 障がい者相談支援事業	•
• 58 …… 生活保護	•
• 58 …… 第2のセーフティネット	•
59 健康・医療	•
59 …… 保健予防事業	•
61 …… 医療機関一覧	•
62 産業・農業	•
62 …… 産業サポートネットやすぎ	•
62 …… 安来市における農業の概要と特徴	•



安来市の 概要

●歴史

今からおよそ1,300年前、当地域は出雲国の東部「意宇(おう)郡」に属していましたが、その後平安時代に「出雲国能義(のぎ)郡」として一つの行政区となりました。この地は、古くから良質の砂鉄が採れ、製鉄が盛んに行われました。野だたらなどの古代製鉄の跡が数多くあります。戦国時代には富田城(広瀬町富田)を居城とする尼子氏が、陰陽11州(現在の山口県を除く中国地方4県と兵庫県南西部)に勢力を及ぼすまでに台頭し、当地域は山陰の文化・経済の中心地として栄えました。江戸時代になると松江藩とその支藩(広瀬藩・母里藩)が置かれ、山陰道が通る港町・安来は和鉄や蔵米の集散地として発展しました。廢藩置県により、明治4年7月に島根県として統合され、明治22年の市町村制の施行に伴い当地域は16町村となりました。戦後各町村が合併し、「安来市」「広瀬町」「伯太町」の1市2町となりました。歴史・文化・生活などにおいて一体性を有し、広域行政組合などを通じて協力して地域づくりを行ってきた1市2町は、平成16年10月1日合併により新生「安来市」として新たなスタートを切りました。

●位置・地勢

安来市は島根県の東部、鳥取県との県境に位置し、東は米子市・南部町、南は日南町(以上鳥取県)・奥出雲町、西は松江市・雲南市に接しています。市域は東西およそ22km、南北およそ28kmで、面積は420.93平方キロメートルです。南部は中国山地に連なる豊かな緑に覆われ、そこを源流として中海に注ぐ飯梨川・伯太川全流域が市域に含まれます。下流域に形成された三角州には広大な耕地が広がり、上流域には豊かな森林と県東部の水瓶としての機能も果たす布部ダム・山佐ダムがあります。

●地名の由来と市名選定の理由

神代の昔、スサノオノミコトがこの地に来られ「吾が御心は安平(やす)けくなりぬ」といわれたことから「安来(やすぎ)」というようになったと伝えられています。(出雲國風土記から)そして、安来節・ヤスキハガネは全国的、世界的に高い知名度があります。こうした歴史・文化・産業にちなんだ地名を大切な資産として新市の名称として選定されました。

●安来市章

「安」の文字をモチーフとして、人と自然がいきいきと共存共榮し、舞い躍るイメージをデザイン化しています。グリーンは自然・発展・調和、オレンジは陽光・人・活気、ブルーは清らかな水・青空を表しています。全国公募により2,235点のデザインの中から、住民アンケートを経て選定されました。



●市のイメージキャラクター 「あらエッサくん」

「安来」といえば、民謡「安来節」。これにあわせて、ほつかむりと鼻当てをし、ユーモラスな動きで踊る「どじょうすくい踊り」も全国的に有名です。



●姉妹都市

密陽(ミリアン)市は韓国の南東部、慶尚南道に属する内陸都市です。人口は約10万7千人、面積は799平方キロメートルあります。北の山岳地帯から南には平野が広がり、豊かな穀倉地帯を形成しています。韓国の民謡・密陽アリランのふるさととして有名で、韓国三大楼閣の一つ嶺南閣(ヨンナムル)をはじめ多くの名所・旧跡があります。特産品はえごま、青唐辛子、ナツメ、イチゴ、リンゴなどがあります。安来市とは平成2年から国際姉妹都市となり、行政交流や民間交流を行っています。



安来市には、恵まれた地の利と豊かな自然の中で恵まれた、誇らしい歴史・文化とともにづくりの伝統が脈々と受け継がれています。「人が集い 未来を拓くものづくりと文化のまち」を安来市の将来像として掲げ、すべての人が元気でいきいきと暮らすことができるまちづくりを創出します。

●市の花・木・鳥・魚(平成19年11月3日制定)

- 花: 桜: さくら…安来市には、「社日公園」「十神山」「太鼓の壇」「上の台」など、桜の名所が多数あります。市内のいたるところで目にすることができる、桜の花の優しい色合いは、市民を和ませてくれます。安来節の歌詞にもある「社日桜」は、現在、社日公園の桜を総称していますが、実際は、明治時代まで栄華を誇ったと言われる桜の老木の名称であったと言われています。
- 木: 竹: 「島田たけのこ」「竹炭」など、竹に関連した特産物が多数あり、市民の生活に身近なものです。「島田たけのこ」の歴史を紐解くと、文化年間(1820年頃)に島田地区で孟宗竹を移植したのが始まりと言われています。また、比婆山に群落する「陰陽竹」は県の天然記念物に指定されています。
- 木: もみじ(平成27年4月1日追加認定)…紅葉の時期には、もみじは市内の各所で紅く染まり、市民の目を楽しませてくれます。なかでも「清水寺」では、もみじをはじめとした木々が三重の塔を包み込むように彩り、秋の趣を感じさせてくれます。
- 鳥: 白鳥…昭和50年代に入ってから、本格的に能義平野へ飛来するようになり、当平野を縦貫する広域農道にも「白鳥」の名称が使われているなど、市民に親しみのある鳥です。冬の訪れを告げる11月ごろに飛来し、翌年の3月ごろまで、その姿を市民に楽しませてくれます。
- 魚: どじょう…「安来節」のどじょうすくい踊りに代表されるように、どじょうは昔から市民に親しみのある魚です。愛嬌のある風貌だけでなく、食せば栄養価も非常に高く、昔から「うなぎ一匹、どじょう一匹」(カルシウムはうなぎの約9倍、ビタミンB2はうなぎの約2倍)と言われるほどです。



●世帯・人口

人口・世帯数(令和元年7月31日現在)
男/18,547 女/20,068 計/38,615 世帯数/14,416

愛しふるさと安来
～安来市の歌～

作詞・作曲: HANZO & 田部由美子

1. 桜色の社日山 中海に浮かぶ十神山
ハガネの町も誇らしく 心豊かに栄え立つ
唄声も高らかに 光抱いて 羽ばたかん
ここに生まれて ここに生きる 手をつないで 空を見上げて
歩いてゆこう 愛しふるさと やすぎ

2. 歴史の薫る月山に 平和の陽光を浴びながら
希望のせせらぎ富田川 四季の実りに満ちあふる
気高き匠の技があり 美しき心 受け継がん
ここに生まれて ここに生きる 手をつないで 空を見上げて
歩いてゆこう 愛しふるさと やすぎ

3. 神話の里にたたずむ 比婆山に見守られ
清らに流れる伯太川 息吹の鼓動に恵み在り
いにしえの教え語り継ぎ 母なる大地に 輝かん
ここに生まれて ここに生きる 手をつないで 空を見上げて
歩いてゆこう 愛しふるさと やすぎ

やすぎ ぐらし

●アクセス環境

安来は道路アクセスがよく、関西、山陽方面への移動がしやすい上、出雲縁結び空港、米子鬼太郎空港いずれにも近いため、名古屋、東京への移動も便利です。また、隣接する松江市（車で約30分）、米子市（車で約20分）も近いため、通勤や買い物も快適に行えます。

●医療・介護環境

市内には3つの病院や多くの診療所があるほか、近隣の松江、米子にもたくさんある医療機関があります。また、安来市地域包括支援センターが市内3カ所にあり、介護保険をはじめ、高齢者の生活を総合的に支援しています。

●産業環境

安来市は、たたら製鉄の伝統を受け継ぐ高級特殊鋼の生産、加工、研究が盛んなまちです。世界でもトップレベルの技術やシェアを持つ企業がたくさんあり、多くの人材を求めています。また、安来市は肥沃な平野と豊かな水に恵まれた山陰有数の農業地帯です。稲作をはじめ野菜、イチゴ、果樹、花栽培が盛んに行われており、就農を希望する方に対する支援を行っています。その他医療施設や福祉施設も数多くあり、現場で働く人材を求めています。

●IT環境

安来市では市内全域に光ファイバー通信網を整備しており、その通信網を用いてケーブルテレビ局「やすぎどじょっこテレビ」のテレビ放送サービス、インターネットサービス（最大1GB）を行っています。

●余暇・レジャー環境

中海、宍道湖、日本海に近接していて釣りやマリンスポーツを楽しめます。また中国地方の最高峰である大山（だいせん）や三瓶山にも近く、登山やスキーも楽しめます。野鳥などを観察するスポットもあります。文化、芸術については、海外からも高い評価を受ける足立美術館やたたら製鉄に関する展示を行う和鋼博物館などがあります。

また、さぎの湯温泉をはじめ近隣に多くの温泉があり、泉質の異なる湯を楽しむことができます。

住んでみたい・住み続けたい
まちを目指しています

安来市では魅力的で持続可能なまちづくりを推進するために、定住対策・人口減少対策を重点施策の一つと位置づけ取り組んでおります。住んでみたい・住み続けたいと思っていただけるまちづくりを進めてまいります。

安来市の主な定住・UIターン施策

●定住・UIターン・まちづくり施策

- 定住サポートセンター…66ページ
- 縁結び相談「はびこ交流サロン」…46ページ

●子育て施策

- 子ども医療費助成事業…46ページ
- 放課後児童クラブ運営事業…51ページ
- 安来市子育て支援センター事業…49ページ
- ファミリーサポートセンター事業…47ページ
- つどいの広場事業…47ページ

●健康施策

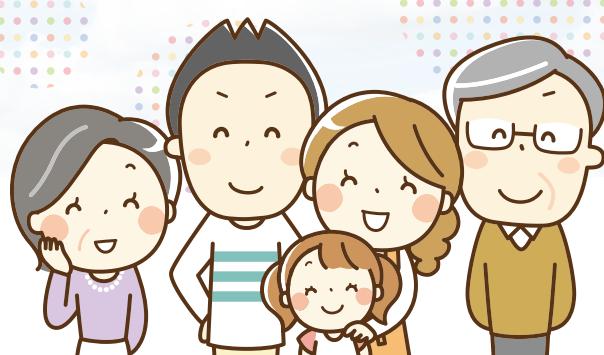
- 健康相談…59ページ
- 各種健康診査…59ページ

●住居に関する施策

- 安来市民間賃貸住宅家賃助成事業補助金制度…66ページ
- 空き家バンク制度…66ページ
- ハーモニータウン汐彩…66ページ
- 木造住宅耐震化等促進事業…67ページ
- 老朽危険建築物等除却助成事業…67ページ

●就業支援、新規就農

- 産業サポートネットやすぎ…62ページ
- 安来市新規就農パッケージ…62ページ



安来市民憲章

「わたしたちは、豊かな自然と先人が育んできた歴史・文化や産業に恵まれた安来の市民です。この地に生きることに喜びと誇りをもち、世代を超えた鋼（ハガネ）のようなつながりで心やすらぐまちをつくるため、この憲章を定めます。」

- 一、美しい四季の風景と豊かな自然を守り 未来につなげます
- 一、歴史と伝統を守り 新たな文化の創造や ものづくりにはげみます
- 一、健康に心がけ夢と希望をもち 心豊かに暮らします
- 一、感謝と思いやりの心をもち あいさつをとおして 人とのつながりを大切にします
- 一、進んで学び行動し 誇れる安来をつくります

平成26年10月4日制定

安来市の

観光情報



観光施設 観光交流プラザ アラエッサ♪YASUGI

観光交流プラザ「アラエッサ♪YASUGI」は、会う・集う・憩うを演出する安来市の情報発信の拠点として建設されました。安来駅に隣接した安来市の玄関口にあり、観光案内や特産品の販売、観光情報発信、行政サービスコーナーやギャラリーなど、市民交流の機能を併せ持つ施設です。

●安来市安来町2093-3 ●☎0854-23-7667 ●営業時間 ■観光案内、行政サービス／8:30～17:00 ■特産品販売／8:30～18:00 ■パティスリードーリア／10:00～18:00(定休日:木曜日) ■ギャラリー／8:30～18:00 ■インフォメーションシステム／8:00～19:00 ■ATM／8:00～21:00 ■コインロッカー／24時間 ■授乳室／6:30～20:00 ●P／16台(1時間まで無料、のち1時間ごとに100円) ●定休日／12月31日、1月1日

観光案内所・行政サービスコーナー



観光案内所では、市内観光地の地図やパンフレットを取り揃え、旬な観光情報や地元ならではの口コミ情報をご案内します。また、行政サービスコーナーでは、住民票や印鑑証明書の発行、イエローバスの定期券・回数券の販売を行っています。

2階ギャラリー



安来に縁のある作家や、市内で活躍中のアーティストなどの作品展や企画展を定期的に開催しています。また、趣味やサークル活動の発表、作品展示の場所としての利用や、各種会議や集会での利用も可能です。

レンタルボックス



手づくりの作品を展示したり、広告やイベント告知にもご利用ください。

特産品販売コーナー



市内の特産品やお土産品を各種取り揃えています。

Patisserie Dahlia
パティスリードーリア

明るく開放的な雰囲気の駅カフェ。手づくりのケーキや焼き菓子でティータイムを楽しみながら電車を待つのもおススメです。

観光施設

道の駅 あらエッサ



神話のふるさと島根県の東の玄関口。中海のグルメ、採れたての旬の食材、観光情報が満載!!

古民家レストラン 中海の郷



明治時代の古民家を移築、改装した和風レストラン。出雲そばと安来・中海周辺の食材をお手頃な値段で美味しい提供しています。

なかうみ菜彩館



地元の安全・安心・新鮮な農産物が盛りだくさん!花や肉、農産加工品はもちろん、中海圏域をはじめとする特産品も豊富に取り揃えています。

やすぎ魚々市



島根半島沖から直送!鮮魚はもちろん、新鮮な食材を使った干物や加工品も販売。魚を使った惣菜も好評です!

駅中屋台



熱々たこ焼きや新鮮な牛乳で作ったご当地ソフトクリームなど、手軽で美味しい屋台が常時出店しています。

芝の多目的広場



イベント時を除き、ご自由におくつろぎください。

●安来市中海町118-1 ●☎0854-23-2510(道の駅あらエッサ事務所) ●営業時間 ■道の駅あらエッサ事務所／8:30～18:30 ■古民家レストラン 中海の郷／11:00～21:30(L.O.21:00) ■なかうみ菜彩館／9:00～18:00 ■やすぎ魚々市／10:00～18:00(冬季変更有) ■駅中屋台／10:00～18:00(冬季変更有) ■情報コーナー／24時間 ●P／大型車11台、小型車77台、身障者用2台 ●定休日／年中無休(※店舗によってはお休みあり)

観光施設

安来節演芸館

安来節の唄と踊りを
生で堪能

日本を代表する民謡・安来節の殿堂。桟敷席をイメージしたホールでは、生の安来節(唄と踊り)をお楽しみいただけます。もちろんおなじみの「どじょうすくい踊り」もご覧いただけます。公演後には、安来節本部道場の指導による「どじょうすくい男踊り体験コーナー」もあります。また、安来産のどじょうを使った料理が楽しめる食事処や特産品などのお土産売場もあります。



- 安来市古川町534 ●☎0854-28-9500 ●営業時間／10:00～17:00 ●料金／大人600円、小人300円 ●公演時間／第1回目 10:30～11:00、第2回目 11:40～12:10、第3回目 13:30～14:00、第4回目 15:30～16:00 ●定休日／毎週水曜日(5・10・11月は第1水曜日のみ、12月29日～1月3日)※都合により、公演を中止する場合があります。

観光施設

金屋子神話民俗館

“鉄作りの祖”

金屋子神の歴史・神話と民俗文化を紹介

中国地方の製鉄の歴史を物語る、その偉大な神「金屋子さん」をテーマに、人々がどのようにこの地域に住み、長い歴史を歩み、村の祭りや行事を通じて、集落の繁栄や安全を願ってきたのかをることができます。



- 安来市広瀬町西比田213-2 ●☎0854-34-0700 ●営業時間／9:00～17:00(最終入館は16:30まで) ●料金／一般310円、高校生210円、小・中学生無料 ●定休日／毎週水曜日(祝日の場合は翌日、12月～3月は冬季休館)

観光施設

出雲織 のき白鳥の里

出雲織を見学、
白鳥ウォッキングモ

たくさんの白鳥が飛来する安来の白鳥ロード沿いの交流拠点施設です。メイン施設の茅葺交流棟では、自ら糸を紡ぎ、藍を染めるといった伝統的な出雲織の作業を見学することができます。白鳥観察棟もあり、至近距離で白鳥ウォッキングを楽しめます。白鳥ロード周辺は、中海に飛来する白鳥が落穂をついぱぱん羽を休める場所になっています。シーズン中には、バードウォッキングを楽しむ人々の姿が多く見られます。



- 安来市沢町317-1 ●☎0854-22-6777 ●営業時間／9:00～17:00 ●料金／入館無料 ●定休日／毎週日曜・祝日

観光施設

上の台緑の村(コテージ・バーベキューhaus)

さわやかな風と緑につつまれて

標高330m、中国山地の山並みを一望できる高台にあるレジャー施設。バーベキュー棟やコテージなどもあり、ファミリー・グループにぴったり!



- 安来市伯太町赤屋 ●☎0854-38-0022 ●営業時間／9:00～17:00(管理事務所) ●定休日／毎週水曜※ゴールデンウィーク、春休み、夏休み期間は営業※冬季(1月～2月)は休園

観光施設

安来市立歴史資料館

安来市の歴史と
文化を分かりやすく展示

戦国時代から近世初頭にかけて出雲国の政治・文化の中心であった月山富田城跡に隣接して立っています。安来市の古代から近世にかけての歴史を「いにしえの安来」「富田城と乱世」「新しい社会へ」の大きく3つに分けて、分かりやすく展示しています。また、江戸時代初頭の月山富田城と城下町を再現した見応え満点のジオラマ模型も設置しています。



- 安来市広瀬町752 ●☎0854-32-2767 ●営業時間／9:30～17:00 ●料金／一般210円、高・大学生100円、小・中学生30円 ●定休日／毎週火曜日(祝日の場合は翌日、12月29日～1月3日)

観光施設

広瀬絹センター(道の駅 広瀬・富田城)

広瀬絹の伝統を知る・体験する施設

●広瀬絹伝習所／広く門戸を開いて広瀬絹の伝習を行っています。また、作業工程を見学することもできます。●藍染体験／40cm四方のハンカチに思い思いの模様を思い浮かべながら輪ゴムで縛り、藍で染める「藍染め体験」ができます。●物産コーナー／市内の伝統工芸品、特産品等を展示販売しており、進物やお土産を選ぶのにも便利です。●そば・うどん処 尼子／お食事にご利用ください。TEL:0854-32-2238



- 安来市広瀬町775-1 ●☎0854-32-2575 ●営業時間／10:00～17:00 ●料金／入館無料、藍染体験800円～(※要予約) ●定休日／毎週水曜日、年末年始

観光施設

やすぎ懐古館 一風亭(いつぶうてい)

明治時代の大商家跡、朝市も開催

安来市の中心市街地である大市場商店街の一角にある一風亭は、およそ100年前の明治時代後半に建てられた、市内指折りの呉服・雑貨商を営んだ大商家跡です。建物は大きく分類して、商いをする「見世」と、それに接する「主屋」、台所・浴室・便所などがある。台所棟、庭を隔てた「座敷」、裏の納屋川ほどおりに面した「車庫」、そして市内でも例を見ない4つの土蔵「見世蔵」「道具蔵」「衣装蔵」「米蔵」からなります。毎週木曜日には館内で朝市が開催されます。



- 安来市安来町1639 ●☎0854-23-0007 ●営業時間／9:00～17:00(夜間使用も可能(22時まで) ●料金／見学無料 ●定休日／毎週水曜日(祝日の場合は翌日、12月29日～1月3日)

COLUMN!

御城印(ごじょういん)

「願わくは、我に七難八苦を与えたまえ」と三日目に祈ったとされる山中鹿介のシルエットをあしらった御朱印のお城版「御城印」が大人気です。地元の広瀬和紙を使用し、歴代城主(尼子氏、吉川氏、堀尾氏)の家紋も押印。お城ゆかりの富田八幡宮にてご祈祷済みで、御朱印帳に貼ることができます。登頂記念はもちろん、難攻不落の城にちなみ、受験生の合格祈願にもおススメ。1枚300円で安来市立歴史資料館と広瀬絹センターで販売中。

お問い合わせ:安来市観光協会 ☎ 0854-23-7667



美術館・博物館

足立美術館

日本画の名作を多数所蔵、
日本一に選ばれた日本庭園

日本画の巨匠「横山大観」を中心とした近代から現代の日本画の名作、安来市出身の陶芸家「河井寛次郎」、料理人・陶芸家として名を馳せた「北大路魯山人」の陶芸作品など1500点を所蔵。5万坪の広大な日本庭園は、米国の日本庭園専門誌「ジャーナル・オブ・ジャパニーズ・ガーデニング」による庭園ランキングで16年連続日本一に選ばれています。現代日本画を一堂に展示する「新館」に続き、2020年4月1日には「魯山人館」がオープンする予定。

- 安来市古川町320 ●☎0854-28-7111 ●営業時間／9:00～17:30(4～9月)、9:00～17:00(10～3月) ●料金／大人2,300円、大学生1,800円、高校生1,000円、小・中学生500円 ●定休日／年中無休(新館のみ展示替えによる休館日あり)

美術館・博物館

安来市加納美術館

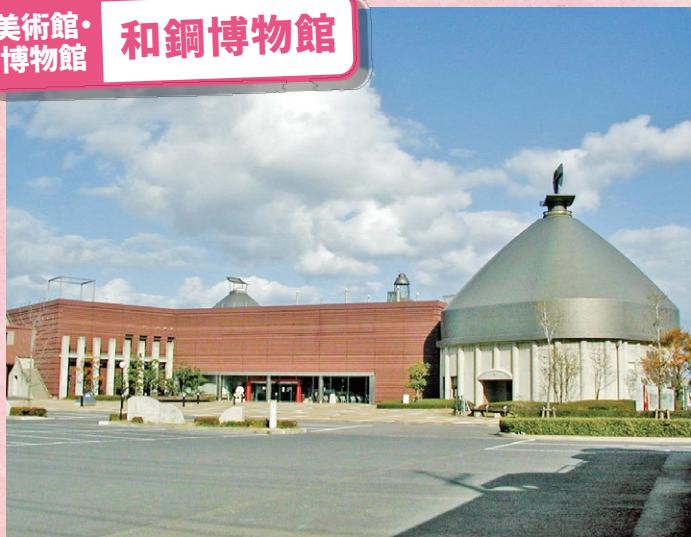
名だたる人間国宝の備前焼や
地元出身作家の作品を数多く展示

画家であった加納完菴(かんらい)の作品をはじめ、郷土出身の彫刻家西田明史と細田育宏、加納溥基氏の蒐集による備前焼の中から、国・岡山県より重要無形文化財として指定を受けた方々や鎌倉から江戸時代にかけての陶工たちの古備前、また岡山県出身の画家であり、文化勲章受章者でもある小野竹喬(ちつきょう)と池田遙邨(ようそん)の作品も展示しています。

- 安来市広瀬町布部345-27 ●☎0854-36-0880 ●営業時間／9:00～16:30(最終入館は16:00まで) ●料金／一般1,100円、学生550円(小・中・高・大ほか) ●定休日／毎週火曜日(祝日の場合は翌日、展示替えによる休館日あり、12月25日～1月10日)

美術館・博物館

和鋼博物館

日本が世界に誇る
「たら製鉄」の技術を展示

国の重要有形民俗文化財に指定された、たら製鉄の道具や映像、体験コーナーなどを通じて、生産技術や流通、そして神秘的な輝きを放つ日本刀を展示・解説しています。

- 安来市安来町1058 ●☎0854-23-2500 ●営業時間／9:00～17:00(最終入館は16:30まで) ●料金／一般310円、高校生210円、小・中学生無料 ●定休日／毎週水曜日(祝日の場合は翌日、12月29日～1月3日)

史跡・名勝

富田城跡(国指定史跡)

出雲国を中心であった難攻不落の名城

月山富田城の名で広く知られている富田城跡は、戦国時代に山陰・山陽で大きな勢力を誇った尼子氏の本拠となり、その規模の大きさや急峻さなどから難攻不落の城として知られています。永禄9年(1566)に尼子氏が滅亡した後には毛利氏、吉川氏と城主が代わり、関ヶ原の戦いの後に新たに城主となった堀尾氏が松江城を築いて本拠地を移転するまでは、出雲国の首都として機能していました。城跡はその歴史的・学術的価値の高さから、昭和9年(1934)には国の史跡に指定されました。また平成18年(2006)には日本百名城にも選定され、さらに平成29年(2017)に日本遺産「出雲國たら風土記～鉄づくり千年が生んだ物語～」の構成遺産として追加登録されるなど、ますます評価が高まっており、年間を通じて多くの歴史ファンが訪れています。

山頂主郭部



急峻な月山の山頂に本丸、二ノ丸、三ノ丸などの大きな曲輪が連なっています。ここからの眺望はすばらしく、中海、島根半島、宍浜半島といった、当時の交通・経済・軍事の面で重要な地域が一望できます。本丸の南端には、奈良時代に編纂された『出雲國風土記』に「勝日高社」の名で記載されている勝日高守神社が鎮座しています。

山中御殿



月山の山腹にある、周囲を石垣に囲まれた広大な曲輪です。発掘調査の結果から、近世期の富田城はこの場所に城主の居館など中心的施設があつたと考えられます。

千量平



最も城下に面した曲輪の一つで、斜面には張り出しを持つ大規模な石垣が築かれています。周辺から鰐瓦や鬼瓦を含む大量の瓦が出土していることから、張り出しの上には櫓が建てられていたと考えられます。

史跡・ 名勝 古代出雲王陵の丘 墳丘上から島根半島を一望

国指定史跡、荒島古墳群を中心。荒島駅周辺には、弥生時代から古墳時代にかけての墳墓が集中しています。このうち、仲仙寺、宮山、塩津山、造山の4箇所は公園として整備されており、気軽に古墳の見学が可能。仲仙寺公園と宮山公園には弥生時代の王墓が、造山公園には前方後円墳など3基の古墳があります。標高約50mの墳丘上からは中海をはじめ遠くには島根半島も望めます。

古代出雲王陵の丘



●安来市荒島町1965

史跡・ 名勝 60万本が咲き乱れる 伯太チューリップ畑

4月中旬の見頃には、田んぼ2haに約60万本のチューリップが咲き乱れます。赤、黄、ピンクなど鮮やかな色が目に入り、甘い蜜の香りが漂います。オランダをイメージしたバステルカラーの風車が、一面に広がるチューリップ畑を異国情緒満点に引き立てています。



●安来市伯太町東母里580(安来市役所伯太庁舎周辺)

史跡・ 名勝 月の輪神事にまつわる古墳 昆壳塚古墳(ひめつかこふん)

安来駅南東約300mの丘陵頂上にある、全長43mの前方後円墳。1300年くらい前に史伝を語り伝えることを職としていた語臣猪麻呂の娘がワニ(※サメ)に襲われ命を失いました。昆壳塚古墳は、その娘が葬られた墓と伝えられ、月の輪神事の起源にもなっています。



●安来市安来町姫崎

史跡・ 名勝 平成の名水百選に選定 鷹入りの滝

鳥取県との県境、標高706mの鷹入山中腹にある三段の滝で「平成の名水百選」に選定されました。本滝の高さは10m、木々に被われた薄暗い岩壁の中を一気に落ち、滝壺の前には伝説の女神を奉ずる祠(ほごら)があります。



●安来市伯太町上小竹

**神社・
仏閣 清水寺**

587年に開かれた天台宗の古刹。十一面觀音様をご本尊に祀る寺として古くから参拝されています。5万坪余りの境内には、山陰唯一の三重塔など、県や国の重要文化財も数多く、荘厳な空気に包まれています。春には約100本のソメイヨシノが咲き乱れ、境内が紅葉で深紅に染まる秋は圧巻です。

- 安来市清水町528
- ☎ 0854-22-2151
- 営業時間／9:00～17:00
- 拝観料(※要予約)／宝物館500円、三重塔登閣500円
- 定休日／なし



**神社・
仏閣 富田八幡宮**

保元治の頃(1156～1159年)平家の武将平景清が富田城築城にあたって月山の頂上にあつた勝日神社を現在の地に奉還し、富田八幡宮となつたといわれています。拝殿・本殿・能面2基は県文化財の指定を受けています。また、拝殿天井の鳴き竜は特に有名です。

- 安来市広瀬町広瀬86-14
- ☎ 0854-32-2654



**神社・
仏閣 能義神社**

出雲の四大大神の一柱、能義大神を祀ったと伝わる古社。社殿は古来は壮大な大社造であったといわれていますが、火災で消失し、毛利氏に代わって出雲を治めた堀尾氏によって再建され今に至ります。

- 安来市能義町366



**神社・
仏閣 比婆山久米神社**

比婆山は「古事記」に記された国生みの神、伊邪那美命(イザナミノミコト)の御陵だと伝えられています。標高320mの山頂付近には、これを祭神とする久米神社奥の宮があり、麓には久米神社下の宮があります。安産の神様として多くの参拝者が訪ねています。

- 安来市伯太町横屋844-1



**神社・
仏閣 雲樹寺**

臨済宗系の古刹。元亨2年(1322年)、孤峰覚明(三光國師)によって創建された禅寺で、出雲地方で最古の禅寺の一つです。後醍醐天皇の勅願所。四脚門や朝鮮銅鐘など多数の文化財を有し、方丈裏には1万坪の枯山水の庭園があります。

- 安来市清井町281
- ☎ 0854-22-2875



**神社・
仏閣 金屋子神社**

鉄の守護神「金屋子神」を祀る金屋子神社の總本社。古くから、製鉄、鍛冶、鑄物などに従事する人々やその製品の流通、販売に係る人々に信仰されてきました。特にたら製鉄全盛期の江戸時代後期には中国山地に広大な信仰圏を築きました。今も鉄産業に関わる多くの人々が参拝しています。

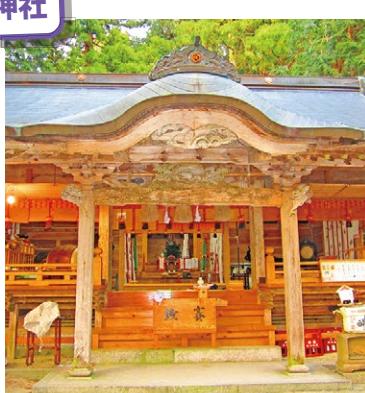
- 安来市広瀬町西北田



**神社・
仏閣 繩久利神社**

主祭神は大山祇命(おおやまづみのみこと)、磐長姫命(いわながひめのみこと)(牛飼姫命)で東比田にあります。牛馬の守護神で、牛飼いが盛んな頃は多くの参拝者がありました。奥の宮は標高600mの飯盛山にあり、山頂からは大山や三瓶山を見るることができます。

- 安来市広瀬町東比田2595-6
- ☎ 0854-34-0109



**神社・
仏閣 巖倉寺**

睡虎山巖倉寺は、真言宗の古刹で、出雲觀音靈場18番札所に数えられています。本尊の木造聖觀音像と脇侍帝釈天立像は国の重要文化財に指定されています。もとは山佐にありましたが、觀音様が当時の和尚の夢枕に立ち富田に移りたいというお告げをされたため、現在の場所に移動したといいう言い伝えがあります。

- 安来市広瀬町富田562
- ☎ 0854-32-2933



神社・
仏閣

安田要害山・長台寺

天台宗の古刹で山号福寿山。出雲觀音靈場20番札所として有名で、本尊は重要文化財木造の千手觀音像で、行基の一刀三札の作です。この寺は、聖武天皇の勅願寺であったといわれ、入母屋造りの本堂を囲む回廊は、絵馬、写真など新旧さまざまな奉納品で飾られています。延命長寿の觀音としても知られています。

また、山城跡である要害山の山頂から望む中国山地最高峰の大山の山裾と田園風景のコントラストは絶景です。

●安来市伯太町安田閨354
●☎0854-37-0719

神社・
仏閣

嫁來い觀音・婿來い地藏

嫁婿募集が成就する「縁結び」スポット。觀音様にお祈りするとお嫁さんが、お地蔵様にお参りするとお婿さんがやって来る。ご縁を結ぶ像が仲良く並んで立てられています。はじめに觀音様とお地蔵様にお参りし、近くにある「嫁來い橋・婿來い橋」を渡り、もう一度その場で願いを込めて手を合わせると願いが叶うとか。

●安来市広瀬町奥田原

体験・
工場見学 どじょうすくい踊り体験(安来節演芸館)

5名様から40名様(40名様以上の場合は要相談)まで対応可能。どじょうすくい教室と安来節鑑賞がセットになっています。体験された方には修了証を発行します。

●安来市古川町534 ●☎0854-28-9500

体験・
工場見学 どじょうすくい体験道場(安来節屋)

店主はどじょうすくい踊り名人「一宇川流家元の一宇川勤」。ユニークな踊りと愛嬌のある表情で、各種イベントやメディアに引っ張りだこの名人がどじょうすくい踊りを伝授してくれます。安来節、どじょうすくい踊りに欠かせないグッズも取り揃えています。

●安来市古川町467-5 ●☎0854-28-6788

体験・
工場見学 粘土ひねり体験(方円窯)

訪れた人が粘土ひねりを楽しめる場所が設けられており、陶芸体験が可能です。(※要予約: 7日前まで)

●安来市広瀬町下山佐2534-1
●☎0854-32-3933

体験・
工場見学 写経・写仏・座禅体験(清水寺)

「厄」は心の中にあるもの。修行により氣を静め、心を洗うことで厄を払うことができます。静かな心で自分を見つめるひとときを。※要予約

●安来市清水町528
●☎0854-22-2151

体験・
工場見学 そば打ち体験道場(そばのやまびこ)

小高い丘に立ちダム湖を一望できるこの施設は、春は桜、夏はそばのかわいい白い花を咲かせるそば畑に隣接していて、緑に囲まれ静かな心安らぐ場所です。自家製農園で栽培したそばを使用し、自分で打って食べるそばの味は格別です。※要予約

●安来市広瀬町上山佐1397-2
●☎080-5623-9734

体験・
工場見学 藍染体験(広瀬紡センター)

40cm四方のハンカチに思い思いの模様を思い浮かべながら輪ゴムで縛り、藍で染めていく体験ができます。※要予約

●安来市広瀬町帳775-1 ●☎0854-32-2575

体験・工場見学 ヨーグルト工場見学(わななべ牧場)

わななべ牧場では、牛の飼育、乳搾りから製品化までを一貫して自社で行い、無添加のヨーグルトやプリン、ジェラートなどを手づくりしています。ガラス越しに工場見学ができ、要予約で説明も聞くことができます。

●安来市伯太町日次463
●☎0854-37-1581



体験・工場見学 醤油工場見学(大正屋醤油店)

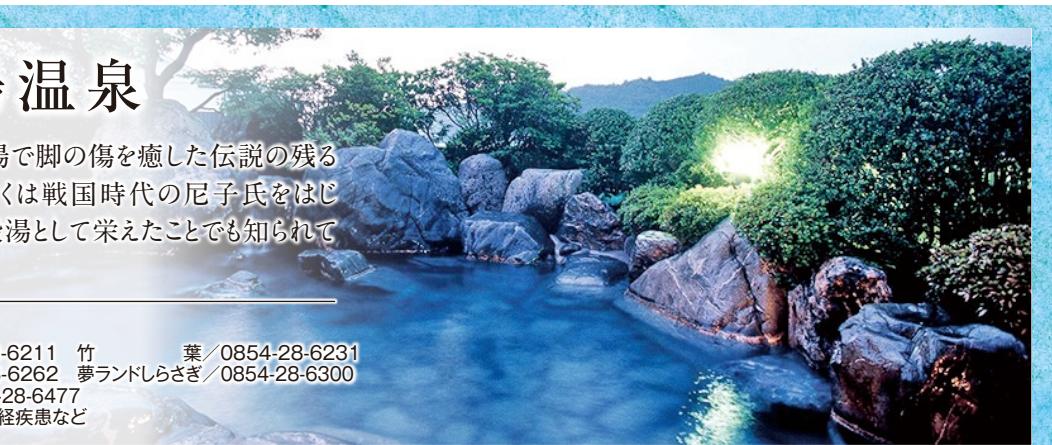
醤油・味噌など食に関心のある方、本物を知りたい方に対し、食育推進のために工場見学説明をしています。

●安来市伯太町東母里225-2 ●☎0854-37-9061

さぎの湯温泉

その昔、白鷺がこの湯で脚の傷を癒した伝説の残るかけ流しの温泉。古くは戦国時代の尼子氏をはじめ、歴代藩主の御殿湯として栄えたことでも知られています。

●安来市古川町
●さぎの湯荘／0854-28-6211 竹葉／0854-28-6231
安来苑／0854-28-6262 夢ランドしらさぎ／0854-28-6300
ふれあいプラザ／0854-28-6477
●効能／外傷、疲労回復、神経疾患など



広瀬温泉

尼子氏の居城「富田城」が築かれた広瀬町・月山の麓に湧き出す温泉地。温泉施設「富田山荘」の露天風呂からは眼下に広瀬の街並みが広がります。

●安来市広瀬町富田
●富田山荘／0854-32-2271
憩いの家／0854-32-2800
●効能／神経痛、筋肉痛、関節痛など



比田温泉

静かな山間にたたずむ、隠れた温泉地。薬効高い湯が特徴で、古くから湯治場としても知られています。

●安来市広瀬町東比田
●湯田山荘／0854-34-0240
●効能／神経痛、筋肉痛、関節痛など



くだもの狩り 月山観光ぶどう園



足立ぶどう園、永島ぶどう園が集ったぶどう園で、時期に応じた数種類のぶどう狩りが可能です。2園ともビニールハウスのため、雨天時でも安心です。

●安来市広瀬町富田
●足立ぶどう園／080-6318-0604 永島ぶどう園／090-1681-9533

くだもの狩り まるひら農園



市内で唯一の梨狩り農園。二十世紀や豊水などのみずみずしい梨が食べ放題です。園内いっぱいに広がる旬の味覚。まるひら農園は斜面ではなく、平地にあり樹高も低いので、車椅子の方でも安心して梨狩りをお楽しみいただけます。

●安来市西中津町656 ●0854-28-6118

くだもの狩り やすぎ観光みかん園



山陰初の観光みかん園。土づくりからこだわり、この地で育ったビタミンCが豊富な美味しいみかんをどうぞ。

●安来市恵乃島町12-1 ●090-4578-8901

くだもの狩り 大森ファーム



イチゴ狩りが出来る観光農園です。団体の受入れも可能です。

●安来市下坂田町屋敷331-1 ●0854-22-1790

くだもの狩り あかり農園



4種類のいちご狩りが楽しめる観光農園です。別テントには、椅子とテーブルを用意していますので、摘み取ったいちごを、ゆっくりと楽しんでいただけます。園内には、ヤギ・犬・猫もあり、動物のふれあいもできます。

●安来市穂日島町(中海干拓地内)
●080-5236-1779

くだもの狩り 石橋農園



イチゴ狩りが出来る観光農園です。島根県が開発した新品種「おくに」が楽しめる農園です。

●安来市下坂田町937-1 ●080-3888-0971

くだもの狩り 渡辺農園



ぶどうの種類がたくさんあり、色々な味が楽しめます。デラウェア、ピオーネなどを含む、約20種類のぶどうが楽しめます。春にはイチゴ狩りができます。(※要事前予約)

●安来市穂日島町199
●0854-22-6627



工芸品 天野紺屋 青蛙

手ぬぐいや、ブックカバー、名刺入れなど伝統文様に加えてオリジナルの柄も。使い込むほどに風合いが増す藍の表情が楽しめます。



●安来市広瀬町広瀬968 ●☎0854-32-3384

工芸品 広瀬紺センター

広瀬紺センターは、広瀬紺伝習所、物産コーナー、飲食コーナーで構成され、広瀬紺の伝統を知ることができます。



●安来市広瀬町町帳775-1 ●☎0854-32-2575

工芸品 広瀬和紙

江戸時代において農家の副業として広瀬において普及し、明治30年頃には北陸方面まで出荷されました。製作工程は全て江戸時代から受け継がれるもので、出来た上質な和紙の中でも特に祖父谷4紙や葉半紙が有名です。



●安来市広瀬町下山佐2652 ●☎0854-32-3863

工芸品 鍛造工芸品(鍛冶工房弘光)

江戸時代から守り続けられた伝統と確かな技術で、鉄の蜀台、行灯などの「あかり工芸」を今に伝える鍛冶屋さん。



●安来市広瀬町布部1168-8 ●☎0854-36-0026

工芸品 組子細工(ウッドアート門脇)

もともとは空間を仕切るための組子細工を、立体的にデザイン。伝統的な手法を用いながら、芸術的で繊細な美の空間を創り出します。



●安来市伯太町井戸55 ●☎0854-37-1302

工芸品 陶器(錦山焼窯元)

創窯安政元年。辰砂(しんしゃ)釉を特色として、工芸品から日用食卓品などの創作を作っています。



●安来市黒井田町1987 ●☎0854-22-2627

工芸品 陶器(出雲広瀬方円窯)

搔落としの技法や鉄絵付で描いた伸びやかな草花文など、独自の作風で作る作品は生活陶器を中心です。



●安来市広瀬町下山佐2534-1 ●☎0854-32-3933

特産品 清水羊かん

安来市の清水寺は、587年に開かれたという長い歴史を持ち、現在は観光地としても親しまれています。その清水寺の名物が「清水羊羹」。中国で食べられていた羊の肝料理が日本に伝わり、修行僧たちが肉の代わりにあずきやくず粉などを煮して固め、羊の肝に見立てて作った精進料理が由来だといわれています。水あめを入れて練り上げられていて、舌ざわりが良くなめらかで、あずきの味がしっかりしており、甘過ぎず食べやすい。女性が気軽に食べられるミニタイプもあり、人気があります。

**特産品 安来のイチゴ**

年間出荷量は約240トンで、島根県でNO.1の生産量を誇っています。主な品種は「紅ほっぺ」「章姫」「かおり野」。現在では、ピューレ状にしたイチゴを使ったスイーツが数多く商品化され、生果がない時期でも安来のイチゴを楽しむことができます。

**特産品 お茶**

出雲地方は、日常的に家庭で抹茶を楽しむ土地柄で、作法にこれらわず気軽にお茶を楽しむ習慣が残っています。市内の山間部も伯太地区は、県内でも有数のお茶の産地。主に番茶に加工されており「伯太番茶」として親しまれています。他にも市内のお茶屋さんでは抹茶や煎茶、杜仲茶やそば茶など様々なお茶を販売しています。

**特産品 お酒**

安来市には現在、3つの蔵元があります。それぞれの蔵元が豊かな自然に囲まれ、豊富で良質な地下水を使い、中国山地の高い品質を誇る酒造好適米を使って、丹精込めて作り上げています。キレがよく、すっきりとした味わいのもの、口当たりがよく柔らかい味わいのものなど、特徴は様々です。

**特産品 乳製品(ヨーグルト・プリン)**

市内で牛の飼育、乳搾りから製品化までを一貫して自社で行い、無添加のヨーグルトやプリン、ジェラートなどを手づくりしている会社があります。



特産品 お菓子

お茶処の出雲地方だけに、安来市にはお茶請けに親しまれているお菓子やお土産に人気の銘菓が数多くあります。どのお店も代々伝わる伝統の製法で、こだわりの原料を使用して一つひとつ丹精込めて作られています。また、伝統を守りつつ新しいことにも挑戦し、気軽に楽しめるお菓子を作るお店もあります。



お土産 お土産処 安来亭(安来節演芸館)

安来節演芸館内、安来の特産品や安来節グッズ、地元伝統工芸品などを取り揃えるお土産処。気軽に立ち寄りください。



●安来市古川町534 ●☎0854-28-9500 ●営業時間／10:00～17:00 ●定休日／毎週水曜日(5・10・11月は第1水曜日のみ、12月29日～1月3日)

お土産 お土産店 丸菱(まるびし)

足立美術館の新館横にあります。松江銘菓、しじみ佃煮をはじめ、山陰地方のトレンドなお土産を数多く取り扱っています。



●安来市古川町353 ●☎0854-28-8983 ●営業時間／8:30～17:00 ●定休日／年中無休

特産品 大豆製品

地元素材にこだわった味噌、醤油、豆腐、ご当地アイスなど様々な商品が作られています。



お土産 観光交流プラザ売店(安来市観光交流プラザ)

市内の特産品やお土産品を各種取り揃えています。毎週日曜日の朝9時からは、地元出店の朝市を開催しています。地元産の新鮮な農産物や加工品などが並びます。



●安来市安来町2093-3 ●☎0854-23-7667 ●営業時間／8:30～18:00 ●定休日／12月31日、1月1日

お土産 なかうみ菜彩館(道の駅あらエッサ)

お土産 なかうみ菜彩館(道の駅あらエッサ)

市内外の特産品や銘菓、農産物、お土産品を各種取り揃えています。地元の農家から届くこだわりの野菜や切り花は新鮮で安いと大人気です。



●安来市中海町118-1 ●☎0854-23-7310 ●営業時間／9:00～18:00 ●定休日／年末年始



安来市の イベント カレンダー

安来市では、年間を通して様々なイベントが開催されています。余すところなく安来市を堪能するために、この年間カレンダーは要チェック!



4月

ひろせ桜まつり

3月下旬~4月中旬

桜が見ごろの時期、広瀬の飯梨川沿いではほんぼりを点灯します。

**やすぎのひなめぐり**

3月下旬~4月中旬

旧暦に行う安来市のおひなまつり。安来市内の3地区で行われます。



広瀬・布部・母里地区

安来公園桜まつり

3月下旬~4月中旬

安来節の一節にも唄われている桜の名所で、桜まつり期間中の夜にはほんぼりが点灯します。また安来公園演舞場では安来節公演、初代家元の渡部お糸を偲んだ「お糸まつり」が行われます。



安来公園

はぐたこチューリップ祭

4月中旬

会場周辺に咲き誇る約60万本のチューリップを見ながらステージイベントや特産品販売が行われます。



安来市役所伯太庁舎周辺



5月

やすぎ刃物まつり

5月上旬

安来市の鉄の歴史と文化の認識を深めるため、刃物展示販売をはじめ、様々なイベントが行われます。



安来市中心市街地商店街ほか

**比婆山神話フェスタ
イザナミ祭**

5月上旬

イザナミ伝説が残る比婆山を舞台に、各種アトラクションが開催されます。



比婆山周辺

比田の花田植え

5月下旬

一般的に早乙女が左下(さげ)の太鼓や唄に合わせ田植えをする行事を言いますが、比田地方では、牛供養として伝えられています。昭和21年開催で行事が途絶ましたが、平成4年5月「牛供養・花田植」として再現しました。



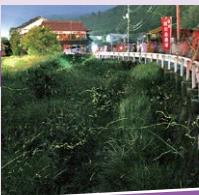
比田いきいき交流館周辺

6月

吉田ほたるまつり

6月中旬

期間中はほたるの鑑賞会などが行われます。



吉田交流センター周辺

7月

ひろせ祇園祭

7月19~21日

県下3大夏祭りの一つとして数えられ、疫病鎮護の神、京都祇園社を勧請されており、神輿渡御と竿燈を中心とした伝統ある祭として引き継がれています。



広瀬町内

**山佐ダム
キャンプ場祭り**

7月下旬

焼肉パーティーや花火大会などが行われます。



山佐ダムキャンプ場

8月

月の輪まつり・ 月の輪神事

14日～17日



山車を先頭に「エーンヤエンヤ」の掛け声をかけ、囃子を響かせ練り歩く伝統的な月の輪神事をはじめ、ダンスコンテストや花火大会なども開催されます。

安来港・中心市街地周辺

9月

安来節 全国優勝大会

15日～17日



全国から予選会を突破された保存会の方々が技を競います。

総合文化ホールアルテピア

一風亭灯りイベント 仲秋の名月

9月中旬～下旬



行灯などによるライトアップやイベントが行われます。

やすぎ懐古館 一風亭

月山富田城 月見の宴

9月



寺の宝物拝観と講話。そして茶席のひととき。

広瀬町内の寺院

やすぎ環境フェア

9月中旬



地球温暖化をはじめとした環境問題について関心を深めるイベントです。

田舎のお福分け

9月下旬



足湯や特産市などが行われます。

さぎの湯温泉・安来節前

幸盛祭

9月下旬



尼子氏復興を願い、三笠山の上に光る三日月に祈り続けた山中鹿介幸盛を偲ぶ、広瀬の伝統行事です。

月山周辺

10月

広瀬温泉・ 比田温泉まつり

10月上旬



ステージイベントや特産品販売が行われます。

富田山庄・比田山庄

古代出雲王陵の丘 健康ウォーク

10月上旬

秋の古墳群を歩いてみませんか。



古代出雲王陵の丘駐車場

清水寺灯参道

10月下旬



照らし出された参道や境内は昼間と違う神秘的な空間に。また期間中は様々なイベントが行われます。

なかうみマラソン 全国大会

11月上旬



絶景のなかうみを眺めながら湾岸道路を走ります。

安来・月山戦国 ロマンウォーク

11月中旬



戦国大名尼子氏や山中鹿介に思いを馳せながら月山周辺を歩いてみませんか。

安来市農林業祭

11月中旬



豊かな農地で生産された安心安全な農作物や、広大な中山間地域で育まれた林産物を消費者に提供し、農林業の振興と地産地消の推進を目的として行われます。

母里市やまんば祭

12月25日



天保2年(1831年から)始まり毎年12月25日に開催されている母里藩が開いた伝統行事です。旧県道沿いには正月用のしめ縄や花木などが並びます。

新安来 庁舎

新安来庁舎・各庁舎のご案内

安来の歴史や敷地環境と 調和する庁舎

新庁舎の3つのテーマ

- 木戸川の親水空間に密接に寄り添う公園の中にある庁舎
- 安来市の新たなシンボルとして、来庁者を優しく招き入れる外観
- 庁舎の南北の広場、外構及び南側の防災公園が一体的に連続性のあるゾーニング



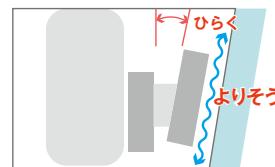
全体配置図

配置計画のコンセプト

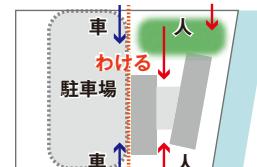
1. 広場を『つなぐ』 配置計画



2. 木戸川に『よりそう』 庁舎形状



3. 人と車の動線を 『わかる』ゾーニング



安全安心で災害に強く、人にやさしい庁舎

- 災害拠点施設としての耐震設計
- 72時間稼働の非常用発電機の整備
- 災害時の対策拠点として、防災対策室を整備



防災対策室(3階)



非常用発電機(4階)



Low-Eガラスの全面採用、外壁断熱性能の向上、中間期は開閉窓で自然通風が可能。



市民ロビーは効率の高い床輻射空調を採用



市内産杉材の活用(会議室)



安来の歴史を継承し木戸川と連続した広場整備

CASBEE「S」ランクの環境調和型庁舎

「CASBEE」(建築環境総合性能評価システム)：国土交通省が主導し、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構によって開発された、建築物の環境性能を評価し格付けする手法で、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用や、環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含め、建物の品質を総合的に評価するシステム。「Sランク」は5段階評価の最高評価。



安来庁舎

〒692-8686
安来市安来町 878-2
☎0854-23-3000



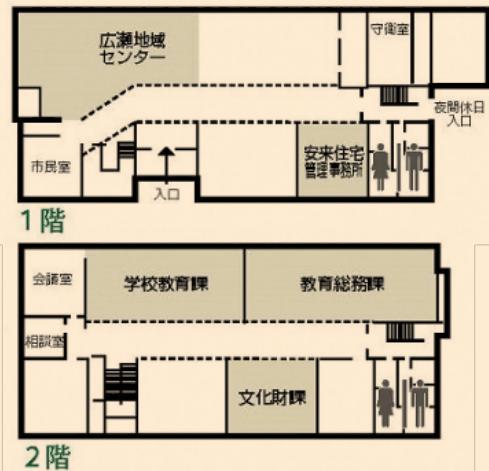
- 市民課/戸籍事務、印鑑登録、住民票などの証明、斎場/23-3080 ●保険年金課/国民健康保険、後期高齢者医療、子ども医療、福祉医療、国民年金/23-3084 ●環境政策課/ごみ減量化推進、分別収集、環境保全、地球温暖化対策、狂犬病予防、墓地許認可など/23-3100 ●会計課/市の収入・支払い/23-3115 ●税務課/市税、国民健康保険税などの課税事務、証明書発行/23-3040 ■家屋現況調査、土地・家屋調査/23-3052 ■市税の徴収、滞納整理/23-3043 ●商工観光課/商業振興、工業振興、観光振興/23-3110 ●定住推進課/定住推進、ふるさと寄附/23-3059 ●人権施策推進課(消費生活センター)/人権施策、人権教育、同和教育、男女共同参画社会の推進、行政相談、生活相談、消費者相談/23-3095 ●地域振興課/生涯学習、社会教育、交流センター、イエローバス、交通安全、市民活動、自治会/23-3070 ●文化スポーツ振興課/総合文化ホール管理運営、スポーツ振興、文化振興、23-3075 ●管財課/市有財産の管理、入札・契約、公用車の管理、市有建築物の營繕/23-3030 ●総務課/条例・規則、文書管理、総合案内、各種統計、情報公開、防犯対策(防犯灯等)/23-3015 ●防災課/地域防災(風水害、地震)、原子力災害対策、国民保護/23-3074 ●財政課/財政計画、予算、決算、基金管理/23-3025 ●行政改革推進室/行政改革、公共施設マネジメント/23-3023 ●人事課/行政組織、職員の定員配置、給与、公務災害、福利厚生/23-3020 ●政策秘書課/市長・副市長の秘書、請願・陳情、広聴・広報、重要施策の企画・調整、広域連携、国際交流/23-3060 ●選挙管理委員会事務局/選挙管理委員会事務/23-3135 ●監査・公平委員会/監査・公平委員会事務/23-3136 ●議会事務局/本会議・委員会の事務、調査資料の収集・統計、議会広報/23-3125



広瀬庁舎

〒692-0404
安来市広瀬町広瀬 703
☎0854-23-3200

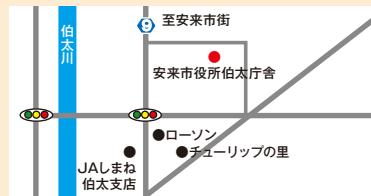
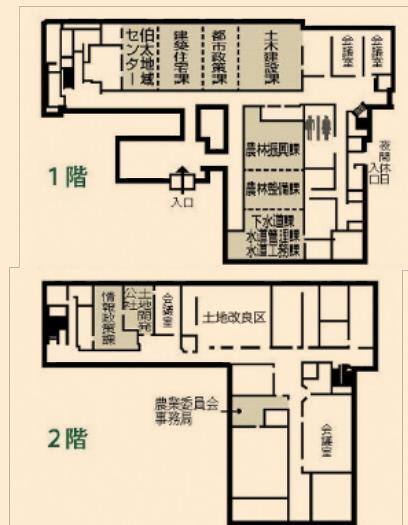
●広瀬地域センター/広瀬地域の地域振興、交流センター、戸籍事務、印鑑登録、住民票などの証明/23-3200 ●教育総務課/教育委員会、教育施設整備/23-3230 ●学校教育課/教育指導、教育相談、学事/23-3250 ●文化財課/文化財、和銅博物館、市立図書館/22-3240



伯太庁舎

〒692-0207
安来市伯太町東母里 580
☎0854-23-3300

●伯太地域センター/伯太地域の地域振興、交流センター、戸籍事務、印鑑登録、住民票などの証明/23-3300 ●都市政策課/都市計画、土地区画整理、地籍調査、ハーモニータウン汐彩の促進販売、国県事業/23-3310 ●土木建設課/道路及び河川の管理・占用・境界、道路橋梁の新設・改良、河川改良、公園/23-3311 ●建築住宅課/建築指導、公営住宅/23-3315 ●農林振興課/農林業振興、集落営農、中山間地域等直接支払/23-3330 ●農林整備課/農林施設改良、維持管理、土地改良事業、多面的機能支払/23-3334 ●水道管理課/上下水道使用料、開栓閉栓、量水器の取替え/23-2020 ●水道工務課/水道施設の維持管理・整備促進、上下水道事業、簡易水道事業、飲料水供給事業/23-2021 ●下水道課/公共下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽設置整備/23-3370 ●情報政策課/行政情報システム及び安来市情報施設(光通信網)の管理運用、地域情報化/23-3350 ●農業委員会事務局/農業委員会事務/23-3360 ●土地改良区/22-3662(令和元年11月頃伯太庁舎にて業務開始予定)



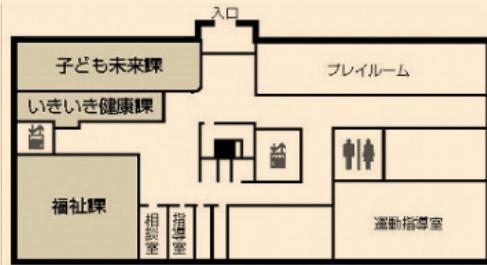
※休日や夜間は各庁舎の夜間出入り口をご利用ください。宿泊直員が対応します。(安来・広瀬・伯太庁舎のみ)



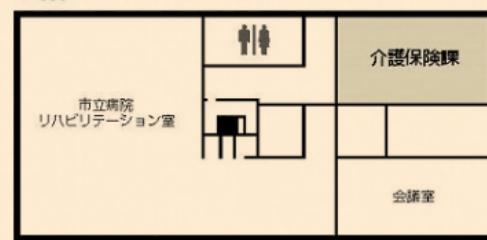
安来市 健康福祉センター

〒692-0404 安来市広瀬町広瀬 1930-1

●子ども未来課/保育所、幼稚園、認定こども園、母子保健、予防接種、児童家庭相談/23-3213 ●いきいき健康課/健康診査・がん検診、健康教室・相談、予防接種、地域医療/23-3220 ●福祉課/生活保護/23-3210 ■母子・寡婦福祉、児童福祉(児童手当)、高齢者福祉/23-3211 ■障がい者福祉/23-3216 ●介護保険課/介護保険、介護予防/23-3290



1階



2階



安来市消防本部

〒692-0014 安来市飯島町 711-1

☎0854-22-0119



安来市立病院

〒692-0404

安来市広瀬町広瀬 1931

☎0854-32-2121

●安来市立病院/診療部、看護部、医療技術部、地域医療部、事務部/32-2121

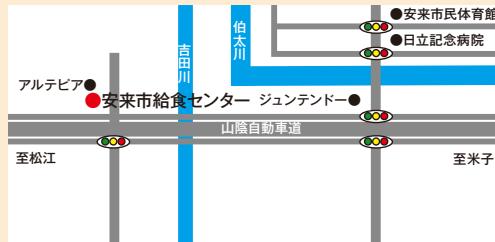




安来市給食センター

〒692-0014
安来市飯島町 66-1
☎0854-27-7890

●給食教育課/給食センターの管理運営/27-7890



出張所

即時にできるもの

- 死亡届の受付と埋火葬許可証の発行
- 印鑑証明の発行
- 住民票の写しの発行(電算による発行のみ)
- 原動機付自転車等の登録及び廃車の受付

取り次になるもの

- 住民票等異動関係届
- 公印の認証が必要な住民票記載事項証明等の発行
- 戸籍謄本等の発行
- 国民年金・国民健康保険に関する手続き
- 後期高齢者医療、こども医療、福祉医療等に関する手続き
- その他各種証明・申請等に関すること

布部出張所

〒692-0623 安来市広瀬町布部 345-40
☎0854-36-0001

比田出張所

〒692-0731 安来市広瀬町西北田 1708-4
☎0854-34-0001

山佐出張所

〒692-0413 安来市広瀬町山佐 654-5
☎0854-35-0129



安来市非核平和都市宣言

平成26年10月4日に開催されました新安来市発足10周年記念式典において、安来市非核平和都市宣言を制定しました。



宣言文

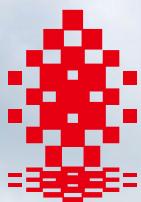


世界の恒久平和は、人類共通の願いである。

我々は、世界で唯一の戦争被爆国として、核兵器の恐ろしさ、戦争の悲惨さ、平和の尊さを後世に伝えていかなければならぬ。

安来市は、新安来市発足10年の節目を契機に、核兵器と戦争の根絶を願うとともに、世界平和の実現を願う関係団体と連携を図りながら、平和活動への参画と平和意識の啓発に努めていくことを決意し、ここに非核平和都市であることを宣言する。

宣言日：平成26年10月4日



安来市総合文化ホール アルテピア ARTEPIA Yasugi General Culture Hall



「アルテ」は芸術を表すスペイン語とイタリア語のアルテ(arte)。
「ピア」は理想郷を表す(utopia)のピアを意味しています。
安来市の文化・芸術の拠点となる施設であり、多くの人々に親しまれる
素晴らしい施設となるようにとの願いが込められています。



大ホール

大ホールの客席は約1000席あります。座席幅は約530mmで、旧市民会館より広くなっています。
人が座っている状態でも無理なく前を通ることができます。



小ホール

小ホールの客席は300席あります。
座席を壁面に収納して平土間として
利用することができます。



練習室

バレエ、演劇、楽器などのレッスンや稽古
に最適なスタジオです。完全防音の空間
で、演奏会や音楽会のリハーサルにも役
立っています。

展示室・会議室

可動式の展示パネルで、自由にレイアウトで
きます。また、LEDスポットを常備しており、
本格的なギャラリー使用が可能です。会議
室は2部屋を備えパーテーションの仕切り
を外すと約30人の収容ができます。





フロアマップ

施設利用料一例

※大ホール

時間区分	施設料金 税込(円)
午前(9時~12時)	平日 20,190
	土日祝 24,228
午後(13時~17時)	平日 26,920
	土日祝 32,304
夜間(18時~22時)	平日 33,660
	土日祝 40,392

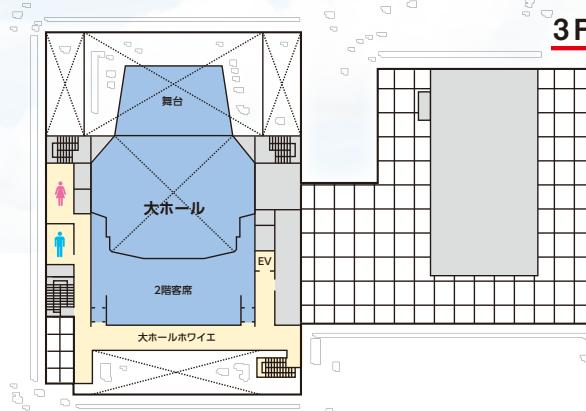
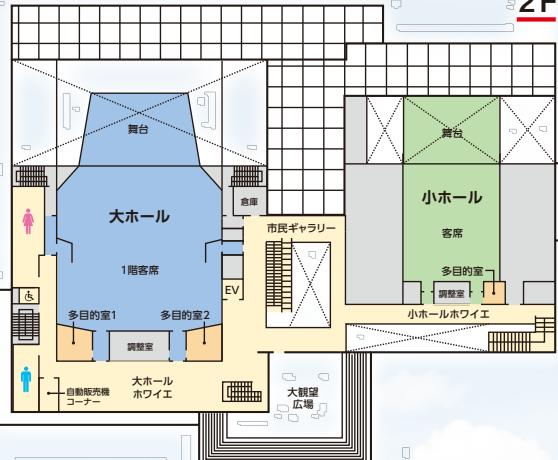
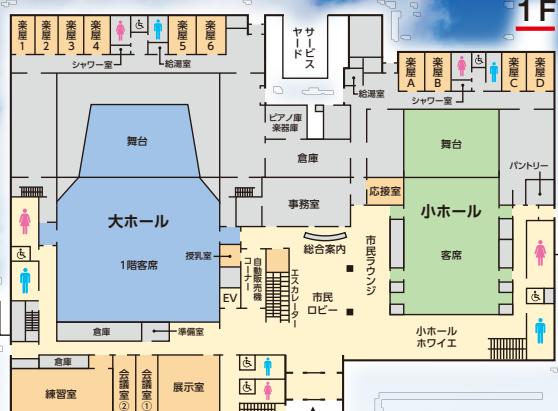
施設利用料の他に附属設備利用料と、ご利用の条件により料金の割引・割増が発生する場合があります。施設利用料の詳細は安来市総合文化ホールアルテピアHPをご参照ください。※10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てます。



アルテピアカフェ

ライブや催し物の前に立ち寄ってみませんか?
こだわりのコーヒーと軽食をご用意しております。

- ブレンドコーヒー ■ビーフカレー
- カツサンド ■ミックスジュース 他



安来市総合文化ホール アルテピア

ARTEPIA

〒692-0014 島根県安来市飯島町70番地
TEL:0854-21-0101 FAX:0854-21-0250
HP:<https://www.artepia.jp> E-mail:arte@artepia.jp
開館時間:9:00~22:00 ただし、ご利用のお申し込みは9:00~19:00です。
休館日:火曜日(祝日を除く。火曜日が祝日の場合はその翌日。)

12月29日~翌年1月3日

※施設・設備保守点検等で臨時休館することがあります。



安来市の 防災・救急

防災について

●自らの命は自らで守る

昨今、災害の規模は大きくなり、回数も増加しています。そして、想定を上回る被害が多く見受けられます。本市でも、いつどんな災害が起こるか分かりません。災害が起こったとき、まずは自分の命を守る「自助」が大切です。そして、自分や家族の安否を確認できたら、近所や地域の方たちと助け合う「共助」をしましょう。自らの命は自らで守り、自分たちの地域は自分たちで守る意識をもち、災害に備えましょう。

●情報の入手方法

災害が発生した際、重要なのが「情報」です。災害情報をいち早く入手し、避難等の行動に移すことができれば、より安全を確保できます。情報が流れてくるのを待つのではなく、自ら積極的に情報を集める意識をもちましょう。

(例)行政告知放送、安来市ホームページ、テレビ、データ放送

●避難情報

台風や集中豪雨などにより、災害発生のおそれが高まったとき、市から避難情報を発令します。発令方法は行政告知放送、どじょっこテレビ、市ホームページ、広報車等で行います。以下の避難情報にあわせ、警戒レベルも発令しますので、警戒レベルにあつた避難行動等をとってください。避難情報を受けて避難しても、もしかすると災害は発生しないかもしれません。その時は、被災しなくてよかつたとポジティブに考えましょう。

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報※1
警戒レベル4	速やかに避難先へ避難しましょう。避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急)※2
警戒レベル3	避難に時間を要する人(高齢者、障がい者、乳幼児等)との支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等 避難開始

※1 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令
※2 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令

●日頃からの準備と心得

家庭や地域での日頃からの備えがとても大切です。普段から次のようなことを話したり、確認したりして、災害時あわてずに行動できるようにしましょう。

●どこに避難すればよいか。●どこの避難路を通るか。その避難路は災害時でも使えるか。●家族間の連絡方法と集合場所。●家中でどこが一番安全か。

安来市ではいざ災害が起きた時に、災害に対する対策はもちろんありますが、自分の身を守るのは自分です。人に頼りきりにならず、まずは自分でできることを確認してみましょう。

●非常持出品

避難するときの持ち物は、人それぞれ違います。普段の生活で必要なものは避難先でも同様に必要不可欠です。例えば、薬はその人に処方されたもので代替は難しいうえに、飲まないと体に異常をきたす場合も考えられます。だから、非常持出品は一人一人が準備しなければなりません。また、災害で混乱しているときに持出品を準備しても、冷静な判断ができず、必要なものが不足してしまう可能性があります。持出品は平常時に準備し、玄関や持ち出しやすい場所に置いておきましょう。

(非常持出品の例)ヘルメット、手袋、懐中電灯、非常食、水、衣類・下着、タオル、携帯ラジオ、薬、健康手帳・薬手帳、ティッシュ、筆記用具、携帯電話充電器、急救セット、毛布、カイロ、入れ歯など

●備蓄について

防災のために特別なものを用意するのではなく、普段の生活で購入するものでまかないましょう。例えば、インスタント食品や飲料水など普段購入するものをいつもより多めに購入することで備蓄につながります。少しずつ備蓄していく、最低3日分の食糧と水を確保しましょう。

●台風・大雨に備えて

- 風で倒れやすいもの(物干し竿、鉢植え等)は屋内に置く。
- 家の周りを再点検して補修・補強する(屋根瓦、植木等)。溝の流れをよくしておく。
- 浸水しそうな箇所はあらかじめ土のう等を置く。
- いつでも避難できる準備をしておく。(非常持出品等)
- 停電に備えて懐中電灯、携帯ラジオ、ロウソク等を準備する。
- 災害の情報をいつでも受け取れる状態(常に行政告知端末の電源を入れておく、テレビをつける等)にする。
- かけ崩れの恐れがある時や、地盤が弱い土地では、あらかじめ安全な場所に避難する。
- 土砂災害の前兆現象(山鳴り、斜面・かけから水が噴き出る等)があれば、避難する。

●地震に備えて

- 自宅の耐震診断・耐震改修を行う。
- タンスや本棚、テレビ等が倒れないよう家具の固定をする。
- 食器棚などの開き戸が開かないようにとめ具を付ける。
- ガラスに飛散防止フィルムを張る。
- 寝ているところに倒れてきそうなものを置かない。
- 避難路が確保できるよう物を配置する。

●やすぎ市民防災マップについて

2018年4月に全戸配布しています。浸水害と土砂災害の想定区域を示しているほか、避難所や以前に災害の発生した箇所も記載しています。まずは防災マップをご覧いただき、自分の地域でどのような災害が発生する可能性があるのか事前に確認しましょう。災害を知ることが防災の第一歩です。

●自主防災組織・自主防災組織育成事業補助金について

自分たちの地域を自分たちで守る活動を行うのが自主防災組織です。本市でも各地域で自主防災組織が発足し、活動しています。本市の補助金を利用して、防災資機材を整備したり、実際に避難訓練や炊き出し訓練を実施したりと、活動内容は様々です。自主防災組織の活動に参加し、地域の防災力を高めましょう。

補助金名：自主防災組織育成事業補助金

概要／防災資機材を購入、または防災訓練等を実施する費用の一部を助成、防災士資格取得に係る経費を助成(旅費を除く)

補助金額【防災資機材購入・防災訓練等】対象経費の2/3以内(この補助金を3回利用した団体は1/2以内)、自主防災組織の構成世帯数に応じて4万円から16万円まで

【防災士資格取得】対象経費／防災士研修受講料、防災士資格取得試験受講料、防災士資格認定登録料※一人につき1回のみ

お問い合わせ／防災課…23-3074(安来庁舎)



指定避難所・指定緊急避難場所

- 指定避難所：災害発生時に、被災者が一定期間滞在することができる施設等
- 指定緊急避難場所：災害が発生のおそれがある時や災害発生時に、緊急的に避難する施設等

表について…○：開設 ×：開設不可 △：災害の規模に応じて開設 -：使用想定なし
青字のものは指定緊急避難場所としてのみ使用、それ以外は両方の用途で使用します。

●安来地区

施設名	電話番号	住所	洪水	内水氾濫・高潮	津波	土砂災害・地滑り	火災	地震
安来中央交流センター	23-1721	安来町896-1	△(3階以上)	○	○	○	○	○
第一中学校	22-2250	飯島町792	△(2階以上)	○	○	○	○	○
第一中学校体育館	-	飯島町792	△(2階以上)	○	○	○	○	○
十神小学校	22-2010	安来町843-3	△(2階以上)	○	○	○	○	○
十神小学校体育館	-	安来町843-3	△(2階以上)	○	○	○	○	○
安来幼稚園	22-2129	安来町853	×	○	○	○	○	○
十神地区学習等供用施設	23-0755	安来町1931-1	△(2階以上)	○	○	△	○	○
和鋼博物館	23-2500	安来町1058-1	△(2階以上)	○	○	○	○	○
安来市立図書館	22-2574	安来町1062-1	×	○	○	○	○	○
安来球場	-	飯島町744	×	×	×	○	○	○
安来公園	-	安来町	×	×	×	○	○	○
観光交流プラザ(2Fギャラリー)	23-7667	安来町2093-3	△	○	○	○	○	○
松永医院跡地	-	安来町858-8	×	○	○	○	○	○
飯島工業団地緑地	-	飯島町692-1	×	×	×	○	○	○
桂ヶ丘公園	-	飯島町川尻1754	×	×	×	○	○	○
とかみ児童遊園	-	安来町(港湾施設)	×	×	×	○	○	○
東十神児童遊園	-	新十神町3番地	○	○	×	○	○	○
新十神児童遊園	-	新十神町70番地	○	○	×	○	○	○
安来市総合文化ホール(アルテピア)	21-0101	飯島町70	△(2階以上)	○	-	○	○	○
防災研修棟	-	安来町878-2	×	×	×	○	○	○
市民広場	-	安来町878-2	×	×	×	○	○	○
市民体育館	23-1923	安来町1337-1	△(2階以上)	-	-	△	○	○
社日小学校	22-6345	宮内町101	△(2階以上)	-	-	△	○	○
社日小学校体育館	-	宮内町101	×	-	-	○	○	○
社日交流センター	23-2048	安来町1281-1	△(2階以上)	-	-	○	○	○
鴨来荘	22-2877	月坂町563	○	-	-	○	○	△
安来公園	-	安来町1365	×	-	-	×	○	○
糸児童遊園	-	安来町1293番地	○	-	-	○	○	○
内代児童遊園	-	切川町1304番地	○	-	-	○	○	○
安来市学習訓練センター	23-1750	今津町532-2	△(2階以上)	○	○	○	○	○
赤江小学校	28-8009	赤江町1843	○	○	○	○	○	○
赤江小学校体育館	-	赤江町1843	○	○	○	○	○	○
赤江交流センター	28-8982	上坂田町574	○	○	○	○	○	○
安来西部球場	-	上坂田町280-2	×	○	○	○	○	○
福井工業団地緑地	-	東赤江町福井1505-3.4	×	○	○	○	○	○
荒島小学校	28-6186	荒島町2728	○	○	○	○	○	○
荒島小学校体育館	-	荒島町2728	○	○	○	○	○	○
第三中学校	28-8534	西赤江町395	○	○	○	△	○	○
第三中学校体育館	-	西赤江町395	○	○	○	○	○	○
荒島交流センター	28-6783	荒島町3353-5	△(2階以上)	○	○	○	○	○
古代出雲王陵の丘 仲仙寺公園	-	西赤江町	○	○	○	×	○	○
古代出雲王陵の丘 造山公園	-	荒島町	○	○	○	○	○	○
古代出雲王陵の丘 宮山公園	-	西赤江町	○	○	○	×	○	○
古代出雲王陵の丘 塩津山公園	-	久白町	○	○	○	○	○	○
うさぎ山児童遊園	-	西荒島町121-2	×	×	×	×	○	○
飯梨小学校	28-6417	植田町398	○	-	-	○	○	○
飯梨小学校体育館	-	植田町398	○	-	-	○	○	○
飯梨交流センター	28-8346	飯梨町445-1	○	-	-	○	○	○
安来節演芸館	28-9500	古川町534	△(2階以上)	-	-	○	○	○
夢ランドしらさぎ	28-6300	古川町835	○	-	-	○	○	○
ふれあいプラザ	28-6477	古川町848	○	-	-	○	○	○
東飯梨児童遊園	-	飯梨町761番地2	○	-	-	○	○	○
情報科学高等学校	23-2700	能義町310	△(2階以上)	-	-	○	○	○
情報科学高等学校体育館	23-2700	能義町310	×	-	-	○	○	○
能義小学校	22-2854	飯生町265	△(2階以上)	-	-	○	○	○
能義小学校体育館	-	飯生町265	×	-	-	○	○	○
能義幼稚園	22-2244	飯生町566-8	○	-	-	○	○	○
能義交流センター	23-0764	飯生町566-3	○	-	-	○	○	○
南小学校	22-2807	清瀬町230	△(2階以上)	-	-	○	○	○
安来南小学校体育館	-	清瀬町230	×	-	-	○	○	○
大塚交流センター	27-0328	大塚町400-1	○	-	-	○	○	○
大塚多目的スポーツ広場	-	大塚町町後35-4他	○	-	-	○	○	○
大塚ふれあいセンター	27-0860	大塚町350	○	-	-	○	○	△
大塚児童遊園	-	大塚町351番地1	○	-	-	○	○	○
吉田交流センター	27-0325	上吉田町618-1	△(2階以上)	-	-	×	○	○
安来高等学校	22-2840	佐久保町115	△(3階以上)	-	-	○	○	○
安来高等学校体育館	-	佐久保町115	×	-	-	○	○	○
第二中学校	22-2859	吉岡町7	△(2階以上)	-	-	○	○	○
第二中学校体育館	-	吉岡町7	×	-	-	○	○	○
南体育館	-	沢町東ノ代461-5	×	-	-	○	○	○
宇賀荘小学校	22-2364	清井町300	○	-	-	○	○	○
宇賀荘小学校体育館	-	清井町300	○	-	-	○	○	○
宇賀荘幼稚園	22-2118	宇賀荘町323-1	○	-	-	○	○	○
宇賀荘交流センター	23-0721	宇賀荘町98-1	○	-	-	○	○	○
安来運動公園	22-5911	吉岡町450	×	-	-	○	○	○
島田小学校	22-2531	穂日島町485	○	○	-	○	○	○

施設名	電話番号	住所	洪水	内水氾濫・高潮	津波	土砂災害・地滑り	火災	地震
島田小学校体育館	—	穂日島町485	○	○	—	○	○	○
島田こども園	22-5325	穂日島町485	○	○	—	○	○	○
島田交流センター	23-2891	穂日島町485	○	○	—	○	○	○
汐彩公園	—	汐手が丘238	○	○	—	○	○	○
汐彩公衆トイレ横空地	—	汐手が丘343-2、237	○	○	—	○	○	○
中海ふれあい公園	—	安来市穂日島町29ほか	○	○	—	○	○	○
道の駅 あらエッサ(施設内のみ)	23-2510	安来市中海町118-1	○	○	—	○	×	○

●広瀬地区

施設名	電話番号	住所	洪水	内水氾濫・高潮	津波	土砂災害・地滑り	火災	地震
健康福祉センター	23-3210	広瀬町広瀬1930-1	○	—	—	○	○	○
広瀬中央交流センター	32-4138	広瀬町広瀬811	○	—	—	○	○	×
広瀬体育館	23-3284	広瀬町広瀬2548	○	—	—	○	○	×
町民会館	23-3284	広瀬町広瀬772-11	○	—	—	○	○	×
広瀬小学校	32-2388	広瀬町広瀬751	○	—	—	○	○	○
広瀬小学校体育館	—	広瀬町広瀬751	○	—	—	○	○	○
島根総合福祉専門学校	32-4196	広瀬町広瀬753-15	○	—	—	○	○	○
広瀬町中央公園総合体育館	32-2678	広瀬町広瀬307	○	—	—	○	○	×
広瀬社会福祉センター	32-3305	広瀬町広瀬754	○	—	—	○	○	△
旧広瀬中学校	—	広瀬町広瀬117	○	—	—	○	○	○
旧広瀬中学校体育館	—	広瀬町広瀬117	○	—	—	○	○	○
富田山荘	32-2271	広瀬町富田2656	○	—	—	○	○	△
広瀬中学校	32-2389	広瀬町富田1470	○	—	—	△	○	○
広瀬中学校体育館	32-2389	広瀬町富田1470	○	—	—	△	○	○
川中島公園	—	広瀬町広瀬1952-4	○	—	—	○	○	○
広瀬中央公園	32-2678	広瀬町広瀬307	○	—	—	○	○	○
広瀬餅センター	32-2575	安来市広瀬町帳775-1	○	—	—	○	○	○
三日月公園	—	安来市広瀬町2207-1	×	—	—	○	○	○
すばーく広瀬	32-3305	広瀬町下山佐334-1	○	—	—	○	○	○
下山佐交流センター	32-3840	広瀬町下山佐498	○	—	—	×	○	○
菅原交流センター	32-3298	広瀬町菅原604	×	—	—	×	○	○
比田小学校	34-0014	広瀬町西比田1659-1	○	—	—	○	○	○
比田小学校体育館	—	広瀬町西比田1659-1	○	—	—	○	○	○
旧比田小学校	—	広瀬町西比田1636-3	○	—	—	△	○	×
旧比田小学校体育館	—	広瀬町西比田1636-3	○	—	—	×	○	○
比田交流センター	34-0001	広瀬町西比田1708-4	○	—	—	○	○	○
勤労者体育センター	34-0623	広瀬町西比田1441-2	○	—	—	○	○	×
東比田交流センター	34-0211	広瀬町東比田950-11	○	—	—	△	○	×
旧東比田小学校体育館	—	広瀬町東比田950-11	○	—	—	×	○	×
湯田山荘	34-0240	広瀬町東比田1373	○	—	—	○	○	○
東比田運動場	37-1855	広瀬町東比田2197-3	○	—	—	×	○	○
布部交流センター	36-0001	広瀬町布部345-40	○	—	—	○	○	○
布部小学校	36-0200	広瀬町布部1152	○	—	—	△	○	○
布部小学校体育館	36-0200	広瀬町布部1152	○	—	—	△	○	○
旧布部中学校跡地	—	広瀬町布部288	○	—	—	×	○	○
旧布部中学校体育館	—	広瀬町布部288	○	—	—	○	○	○
旧布部公民館	—	広瀬町布部1668-2	○	—	—	○	○	×
西谷生活改善センター	36-0242	広瀬町西谷403	○	—	—	○	○	○
西谷交流センター	36-0376	広瀬町西谷376-6	○	—	—	△	○	○
旧西谷小学校体育館	—	広瀬町西谷376-6	○	—	—	×	○	○
宇波交流センター	36-0852	広瀬町宇波482-2	○	—	—	×	○	△
旧宇波小学校体育館	—	広瀬町宇波482-2	○	—	—	×	○	×
山佐小学校	35-0017	広瀬町上山佐608-1	○	—	—	△	○	○
山佐小学校体育館	35-0017	広瀬町上山佐608-1	○	—	—	×	○	○
山佐交流センター	35-0129	広瀬町上山佐654-5	○	—	—	○	○	×
旧奥田原小学校	—	広瀬町奥田原479	○	—	—	△	○	○
旧奥田原小学校体育館	—	広瀬町奥田原479	○	—	—	×	○	○
奥田原交流センター	35-0047	広瀬町奥田原602-1	○	—	—	○	○	×

119番通報の注意事項

- 119番通報と同時進行で消防車や救急車は出動の準備をしています。場所や災害の規模が決まれば、迅速に出動します。
- 消防車・救急車を要請して『サイレンを鳴らさないで』と依頼されることがあります。緊急車両は赤色灯を点灯させ、サイレンを鳴らして走行することが道路交通法で定められているため、サイレンを鳴らさずに走行することはできません。
- 火災等の災害の発生を確認したい場合は、テレホンサービス(電話:0854-22-2731)を利用してください。119番は火災や救急などの災害発生時の緊急回線ですので、問合せの電話は絶対にしないでください。
- もし、間違えて119番をかけてしまった場合は、すぐに切らずに『間違えました。』と一言言ってから切るようお願いします。何も言わずに切ると、通信指令員は『何かあったのではないか?』と思い、電話の相手に対して火事や救急でないことを確認するために、何度も確認する場合があります。
- 聴覚に不自由のある人やうまく電話で話せない人は、FAXによる119番通報という手段があります。詳細は市のホームページまたは消防本部にお問い合わせください。

●伯太地区

施設名	電話番号	住所	洪水	内水氾濫・高潮	津波	土砂災害・地滑り	火災	地震
いきいきの郷はくた	37-1432	伯太町安田1687	×	—	—	○	○	○
伯寿の郷	37-1600	伯太町安田1705	×	—	—	○	○	○
安田小学校	37-0058	伯太町安田1213-1	○	—	—	△	○	○
安田小学校体育館	37-0058	伯太町安田1213-1	○	—	—	×	○	○
安田交流センター	37-0835	伯太町安田中158	×	—	—	○	○	○
安田老人福祉センター	37-0831	伯太町安田中159	×	—	—	○	×	○
伯太中央交流センター	37-1558	伯太町東母里572-1	△(2階以上)	—	—	○	○	○
伯太中学校	37-1007	伯太町西母里940-6	△(2階以上)	—	—	○	○	○
伯太中学校体育館	—	伯太町西母里940-6	×	—	—	○	○	○
伯太体育館	37-1262	伯太町西母里231-5	×	—	—	○	○	×
母里小学校	37-1099	伯太町西母里1040-1	△(3階以上)	—	—	○	○	○
母里小学校体育館	—	伯太町西母里1040-1	×	—	—	○	○	○
はくた文化学習館	37-0050	伯太町母里28	×	—	—	○	×	○
井尻小学校	37-1032	伯太町井尻859-2	○	—	—	△	○	○
井尻小学校体育館	37-1032	伯太町井尻859-2	○	—	—	×	○	○
井尻交流センター	37-0836	伯太町井尻77	×	—	—	○	○	×
伯太運動広場	37-0620	伯太町日次537	○	—	—	○	○	○
井尻老人福祉センター	37-0730	伯太町井尻857-1	○	—	—	×	×	○
赤屋交流センター	38-0145	伯太町赤屋118-2	○	—	—	△	○	○
赤屋小学校	38-0004	伯太町赤屋123	○	—	—	△	○	○
赤屋小学校体育館	—	伯太町赤屋123	○	—	—	△	×	○
赤屋老人福祉センター	38-0960	伯太町赤屋116-6	○	—	—	△	×	○

お問い合わせ／防災課 23-3074(安来庁舎)

119番のかけ方

●119番通報要領

火事・救急・救助などの災害は119番へ通報しましょう!!



安来消防119番です。火事ですか？救急ですか？



火事です



救急です



消防車(救急車)が向かう場所を教えてください。



安来市○○町△△△番地 □□アパート119号室です。
(場所がわからなければ、近くの目標物(目印)を伝えてください)



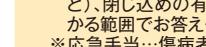
どこで何が燃えていますか？
自宅1階の台所で
天ぷら鍋から火がでています。



誰がどうしましたか？



けが人はいませんか？
避難はできますか？
初期消火はできますか？



※交通事故の場合は、事故の概要(単独事故、正面衝突事故など)、閉じ込めの有無、けが人の人数などを尋ねますので、わかる範囲でお答えください。
※応急手当…傷病者の容態に応じて、通信指令員が通報者へ心肺蘇生法などの応急手当を指導することができます。ご協力お願いします。



けが人はいません。
全員が家の前に避難しました。
消火器を使いました。



通報者としてあなたの名前を教えてください。



安来花子です。



ゆっくり・落ち着いて・詳しく説明しましょう!

119番通報のポイント

119番通報するときは、冷静になることが大切です。通信指令員が必要なことをお尋ねするので、できるだけ【ゆっくり】【落ち着いて】【詳しく】お答えください。

● 119番通報における外国語通訳サービス

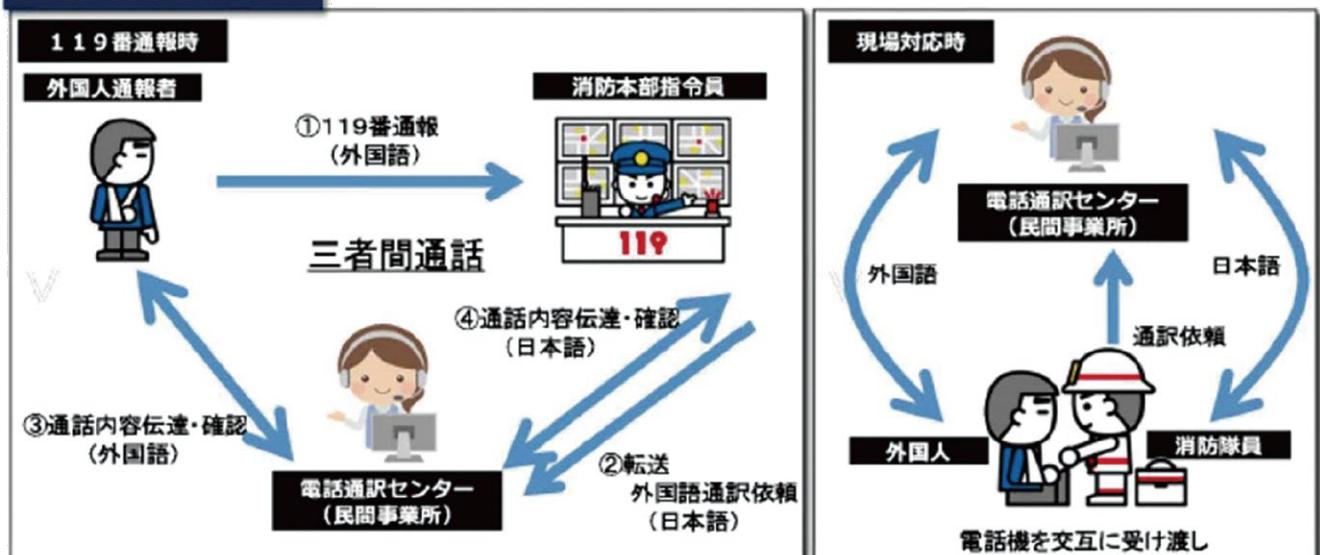
安来市では、平成31年4月1日から119番通報における通訳サービスの利用を開始しました。これは、日本語が話せない外国人の方から119番通報があった際に、民間の通訳センターと電話を繋ぎ、通報者と消防、そして通訳者の3人の間で、3者間同時通話が可能となるものです。また、火事や救急などの災害現場でも、消防本部が所有している携帯電話を使用し、携帯電話を外国人の方と消防職員で交互に受け渡し、直接通訳することも可能です。現場活動でも外国人の方から詳細な情報を得ることができ、より適切な対応が可能になります。

● 対応している言語は次の17ヶ国語です。

英語、中国語(北京語)、韓国語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語、ポルトガル語、スペイン語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、マレー語、ミャンマー語、クメール語。(令和元年5月1日現在)

対応は24時間365日対応しています。お問い合わせ／通信指令課 23-3421(消防本部)

第三者間同時通訳の流れ



救急講習のお知らせ

「救急車が到着するまでに、あなたは何をしますか?」目の前で人が突然倒れたとき、あなたの勇気ある行動が大切な命を救うかもしれません。救急講習を受講してみませんか?

● 救急講習の種別

講習の種類	講習時間	主な内容
救命入門コース	3時間未満	成人の心肺蘇生法など
普通救命講習	3~4時間	心肺蘇生法、止血法など
上級救命講習	8時間	全年齢の心肺蘇生法、止血法、搬送法など

お問い合わせ: 警防課 23-3409(消防本部)



住宅用火災警報器を設置しましょう

●一戸建住宅、共同住宅、アパート等に設置が義務付けられています

住宅火災からの逃げ遅れ等による死者の発生防止を図るため、住宅の寝室・階段等に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

※住宅用火災警報器とは、火災によって発生する煙や熱を感じし、音や音声で警報を発して、火災を知らせるものです。

※住宅用火災警報器の電池交換の目安は約10年です。こまめに点検を行い、異常がある場合は購入した店舗等にご相談下さい。

●悪質な訪問販売業者にご注意を

住宅用火災警報器の訪問販売、電話による販売に注意しましょう!消防署が訪問販売を特定の業者に依頼したり、販売の許可をするようなことはありません。お問い合わせ:予防課 23-3426(消防本部)

防災研修棟・市民広場が完成しました!



大規模火災や地震が発生した時には一時避難場所として使用します。平常時は防災研修棟においては、研修や会議など利用でき、市民広場も自由に利用可能です。飲食は可能ですが、バーベキューなど火気の使用はできません。防災研修棟の利用については、右記へお問い合わせください。お問い合わせ:管財課 23-3030(安来庁舎)

●災害時には違う使い方になります

かまどベンチ



座板を外すと、炊き出し用の釜が2個設置できます。

マンホールトイレ



マンホールの上に簡易トイレを置き、テントをかぶせることで防災トイレとなります。

研修室



災害時には約100人収容が可能な避難場所になります。

くらしの相談／手続き・届出

くらしの相談

くらしの中で起こる問題や不安に対し、ご相談に応じます。

項目	内 容	連絡先	電話番号
くらし・生活の相談	消費者相談(振り込め詐欺・悪質商法など)	消費生活センター(人権施策推進課)	23-3068
	人権相談、女性の人権など	安来市人権施策推進課	23-3095
		島根県女性相談センター	0852-25-8071
	生活相談・生活困窮など	安来市福祉課	23-3211
		安来市社会福祉協議会	23-1855-27-7888
	納税相談	安来市税務課	23-3043
健康に関する相談	DV等に関する相談	安来市福祉課	23-3248
	廃棄物・不法投棄・悪臭に関すること	安来市環境政策課	23-3100
障がい者に関する相談	こころの相談・病気・お酒の問題など	安来市いきいき健康課	23-3220
		安来市福祉課	23-3216
		心のダイヤル(島根県立心と体の相談センター)	0852-32-5905
障がい者に関する相談	障がい者の日常生活・引きこもりなど	安来市福祉課	23-3216
子育て・育児不安 教育に関する相談	出産・子育て・子どもの発育や発達・児童虐待など	安来市子ども未来課	23-3222
		中央児童相談所	0852-21-3168
		子どもと家庭電話相談室	0120-258-641
	ひとり親に関する相談	安来市福祉課	23-3211
		安来市教育委員会学校教育課	23-3250
	子育てやいじめ、学校生活の悩みなど	教育支援センター あすなろ	32-2227
高齢者に関する相談	成年後見に関すること	安来市福祉課	23-3224
	介護保険・介護予防に関すること	安来市介護保険課	23-3290
	介護予防、介護サービス、虐待、地域ボランティア支援	安来市地域包括支援センター	32-9110
		安来市地域包括支援センターはくた	37-1540
		安来市地域包括支援センターやすぎ	27-7100
住居に関する相談	市営住宅に関すること	安来市建築住宅課	23-3315
	住宅支援に関すること	安来市建築住宅課	23-3325
	空き家バンクに関すること	安来市定住サポートセンター	23-3059
移住・Uターンに関する相談	移住・Uターンに関する相談	安来市定住サポートセンター	23-3059
就業・創業相談	就業相談	ハローワーク安来	22-2545
		安来市定住サポートセンター	23-3059
	創業相談	安来市商工観光課	23-3104
		安来市商工会議所	22-2380
		安来市商工会	32-2155

住民変更などの手続き

■住民票の異動届

転入、転出、転居など住所が変わったときや、世帯主に変更があったときは、住民異動の届出が必要です。その際、届出人の本人確認をさせていただきますので、窓口に来られる方の本人確認書類(運転免許証、パスポート・保険証など)を持参してください。

届出は本人または同じ世帯の人が届け出ることができます。同じ世帯以外の人が届出をするときには、委任状が必要です。手続きによっては印鑑が必要な場合があります。

届出事項	持っていくもの
転入届(市外から移ってきたとき)	<ul style="list-style-type: none"> ○転出証明書 ○窓口に来る方の本人確認書類 (運転免許証、健康保険証など) ○住民基本台帳カードをお持ちの方 <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳カード ○マイナンバー <ul style="list-style-type: none"> ・通知カードまたは個人番号(マイナンバー)カード ○外国人の方 <ul style="list-style-type: none"> ・在留カード又は特別永住者証明書 ○外国からの転入 <ul style="list-style-type: none"> ・パスポート ☆国民年金加入者 <ul style="list-style-type: none"> ・基礎年金番号がわかるもの(年金手帳など) ☆国民健康保険加入者 <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・本人、世帯主のマイナンバーが分かるもの ・窓口に来られた方の本人確認書類 ☆後期高齢者医療加入者 <ul style="list-style-type: none"> ・負担区分等証明書(県外から移ってきたとき) ・障害認定証明書(該当者) ・特定疾病認定証明書(該当者) ・被扶養者証明書(該当者) ・印鑑 ・通知カードまたは個人番号(マイナンバー)カード ☆介護保険の要介護(要支援)の認定者 <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険受給資格証明書 ☆子ども医療受給者 <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証(子ども本人のもの) ・印鑑 ☆福祉医療受給者 <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証(受給者のもの) ・身体障害者手帳、療養手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ・課税・所得証明書 ・印鑑 ☆児童手当受給者 <ul style="list-style-type: none"> ・受給者と配偶者のマイナンバーが分かるもの ・来庁者の本人確認書類 ・健康保険証(受給する父又は母のもの) ・通帳(振込先が分かるもの) ・印鑑等 ☆児童扶養手当 <ul style="list-style-type: none"> ・受給者と児童のマイナンバーが分かるもの ・児童扶養手当証書 ・印鑑 ☆特別児童扶養手当 <ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当証書(県内転入の場合) ・印鑑 <p>※県外からの転入者は住民票謄本及び1月1日に住民票のあった自治体で発行された所得証明書も必要</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○転入した日から14日以内に届出をしてください。 ○国民健康保険に加入する人はその旨を申し出てください。

届出事項	持っていくもの
転出届(市外に移るとき)	<ul style="list-style-type: none"> ○窓口に来る方の本人確認書類 (運転免許証、健康保険証など) ○国外への転出 <ul style="list-style-type: none"> ・通知カード又は個人番号(マイナンバー)カード ○外国人の方 <ul style="list-style-type: none"> ・在留カード又は特別永住者証明書 ☆印鑑登録者 <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録証(登録者のみ) ☆後期高齢者医療加入者 <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療被保険者証 ☆子ども医療受給者 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども医療費受給資格証 ☆福祉医療受給者 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療証、資格証 ☆国民健康保険加入者 <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証 ☆介護保険被保険者 <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証
	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○転出先が決まってから届出をしてください。 ○転出証明書を発行しますので、転出先に移ってから14日以内に転入届をしてください。
転居届(市内で住所を移すとき)	<ul style="list-style-type: none"> ○窓口に来る方の本人確認書類 (運転免許証、健康保険証など) ○住民基本台帳カードをお持ちの方 <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳カード ○マイナンバー <ul style="list-style-type: none"> ・通知カードまたは個人番号(マイナンバー)カード ○外国人の方 <ul style="list-style-type: none"> ・在留カード又は特別永住者証明書 ☆国民健康保険加入者 <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証 ☆国民年金加入者 <ul style="list-style-type: none"> ・基礎年金番号のかわるもの(年金手帳など) ・印鑑 ☆後期高齢者医療加入者 <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療受給者被保険者証(加入者) ☆子ども医療受給者 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども医療費受給資格証 ・印鑑 ☆福祉医療受給者 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療証、資格証 ・印鑑
	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○転居した日から14日以内に届出をしてください。
世帯主変更届など	<ul style="list-style-type: none"> ○窓口に来る人の本人確認書類 ○印鑑 ☆国民健康保険加入者 <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証 ・本人、世帯主のマイナンバーが分かるもの 福祉医療受給者 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療証、資格証
	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○世帯事項に変更があってから14日以内に届出をしてください。

◆お問い合わせ

市民課…………… 23-3080(安来庁舎)

〈受付窓口〉 市民課(安来庁舎)、広瀬地域センター(広瀬庁舎)、伯太地域センター(伯太庁舎)

戸籍に関する届け出

戸籍は日本国民の親族的な身分関係を登録し、証する公簿です。届出によっては本人確認をさせていただきますので、届出をされる方は本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど）をお持ちください。

届出事項	持っていくもの
出生届 <small>(子どもが生まれたとき)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ○印鑑 ○母子健康手帳 ○出生証明書 ○健康保険証(国保加入世帯) <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生まれた日から14日以内に届出をしてください。 ○命名は常用漢字、カタカナ、ひらがなの範囲に限られています。
婚姻届 <small>(結婚するとき)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ○婚姻前の印鑑 ○戸籍謄本 (安来市に本籍のない方) ○通知カードまたはマイナンバーカード(カード記載事項に変更のある方のみ)(平日のみ) ○本人確認書類 <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○成年2人の証人の署名押印が必要です。 ○未成年者の婚姻は、両親の同意が必要です。 ○当事者両名の署名と押印が必要です。 ○住所の変更があった人は住所の異動届出をしてください。 (平日のみ)
転籍届 <small>(本籍を移すとき)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ○印鑑 ○戸籍謄本(市外の異動が伴う場合) ○本人確認書類 <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○筆頭者と配偶者の署名と押印が必要です。ただし夫婦の一方が死亡などにより、除籍されているときは、筆頭者(配偶者)のみの届出となります。
死亡届 <small>(お亡くなりのとき)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ○届出人の印鑑 ○死亡診断書 ○斎場使用料 <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。 ○死亡後24時間経過しなければ、土葬、火葬することができます。 ○土葬の場合には、届出時に墓地の地番が必要です。 ○新聞のお悔やみ欄、どじょっこテレビ放送をご希望の場合は、窓口にある掲載(放送)依頼書に記入してください。
離婚届 <small>(離婚するとき)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ○印鑑 ○戸籍謄本(安来市に本籍のない方) ○通知カードまたはマイナンバーカード(カード記載事項に変更のある方のみ)(平日のみ) ○本人確認書類 <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○調定・審判・判決離婚では確定を知った日から10日以内に申立人が届出をしてください。 ○協議離婚は当事者の署名押印及び成年2人の証人の署名押印が必要です。 ○夫婦間の未成年の子については、親権者を定めてください。 ○住所の変更があった人は住所の異動届出をしてください。 (平日のみ)

このほか養子縁組届、入籍届、認知届、氏名の変更などがあります。詳しくは市民課にお問い合わせください。

◆お問い合わせ 市民課… 23-3080(安来庁舎)

（受付窓口） 市民課(安来庁舎)、広瀬地域センター(広瀬庁舎)、伯太地域センター(伯太庁舎)

斎場(独松山靈苑)

■利用時間 午前9時から午後5時

■休場日 1月1日から1月2日まで

■火葬の予約手続き

予約ができる時間帯は、午前9時・10時・11時・午後1時・2時・3時です(死亡後24時間経過しないと火葬はできません)。手続きは次のとおりです。

①市民課にて斎場使用日時の受付をしています。使用日時が決まりましたら、お電話にて市民課にご連絡ください。(業務時間外は安来庁舎宿日直で受付 23-3000)

②死亡届の届出を行い、「埋火葬許可証」の交付申請をします。

③斎場使用料を納付します。

④斎場使用許可証、埋火葬許可証を斎場に提出してください。

※①については市民課、②③については市民課・各地域センター

◆お問い合わせ・受付窓口

市民課… 23-3080(安来庁舎)

広瀬地域センター… 23-3200(広瀬庁舎)

伯太地域センター… 23-3300(伯太庁舎)

各証明書の交付

■市民課… 23-3080(安来庁舎)

戸籍、住民票、印鑑登録証明書などの証明書を交付します。(平日8:30から17:15まで)

■地域センター

広瀬地域センター… 23-3200(広瀬庁舎)

伯太地域センター… 23-3300(伯太庁舎)

戸籍、住民票、印鑑登録証明書、税証明などの証明書を交付します。(平日8:30から17:15まで)

■観光交流プラザ行政サービスコーナー

… 23-7667(観光交流プラザ行政サービスコーナー)

住民票、印鑑登録証明書の交付ができます。戸籍等は取次のみで翌開庁日の次の日以降のお渡しとなります。(平日・土日・祝日8:30から17:00まで)

■布部出張所… 36-0001(布部交流センター)

比田出張所… 34-0001(比田交流センター)

山佐出張所… 35-0129(山佐交流センター)

住民票、印鑑登録証明書の交付ができます。戸籍等は取次のみとなります。

※窓口では申請に来られた方の本人確認を行います。運転免許証、健康保険証などの本人確認できるものをお持ちください。なお、印鑑登録証明書の交付については、印鑑登録証が必要です。また、証明書によっては申請できる方の制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

窓口手数料一覧

名 称	手 数 料	窓 口
戸籍交付手数料 謄抄本	1通 450円	
除籍交付手数料 謄抄本	1通 750円	
その他証明書(受理証明書など)	1通 350円	
住民票の写し又は戸籍附票	1通 300円	
住民票記載事項証明書	1通 300円	
住民基本台帳閲覧	1件 200円	安来市役所 市民課(安来庁舎) 広瀬地域センター(広瀬庁舎) 伯太地域センター(伯太庁舎)
マイナンバーの通知カードの再交付	1枚 500円	
マイナンバーカード再発行(電子証明無)	1枚 800円	※住民基本台帳閲覧は市民課のみの取り扱いとなります。
マイナンバーカード再発行(電子証明有)	1枚 1,000円	※窓口に来られた方の本人確認書類が必要です。
印鑑登録	1件 300円	
印鑑登録証明書	1通 300円	
身分証明書又は独身証明書	1通 300円	
自動車臨時運行許可	1件 750円	

◆お問い合わせ

市民課…………… 23-3080(安来庁舎)
 広瀬地域センター… 23-3200(広瀬庁舎)
 伯太地域センター… 23-3300(伯太庁舎)

マイナンバー(個人番号)カードの申請・交付

マイナンバーカードは、個人番号(マイナンバー)が記載され、ICチップを搭載したセキュリティの高いカードです。

顔写真付きの公的な身分証明書として利用できます。

マイナンバーカードには電子証明書が搭載されており、この機能を利用して確定申告の電子申請(e-Tax)を行ったり、住民票の写しや印鑑登録証明書等をコンビニエンスストア等のマルチコピー機で取得したりできます。

初回の申請は無料でできます。申請後受け取りまで約1ヶ月かかります。



【申請の方法】

(1)パソコンまたはスマートフォンでの申請
 WEBサイト*から申請できます。
 *WEBサイトは「マイナンバーカード 申請」で検索できます。

(2)郵便での申請
 申請書に記入及び写真*を貼り付けて、返信用封筒(無料)で返送してください。
 *申請書及び返信用封筒は郵送された通知カードに同封されています。

※写真(4.5×3.5、6ヶ月以内に撮影・正面、無帽、無背景のもの・裏面に、氏名、生年月日を記入。)

(3)市役所窓口での申請

市役所市民課・広瀬地域センター・伯太地域センターで申請することができます。
 ①写真(4.5×3.5、6ヶ月以内に撮影・正面、無帽、無背景のもの)、②認印、③本人確認書類(健康保険証等)をお持ちください。写真是市役所窓口で無料撮影することができます。

【交付の方法】

■受け取りに必要なもの

1. 交付通知書(カード受け取り案内のはがき)
 2. 通知カード(マイナンバーが記載されている、郵送された紙のカード)
 3. 本人確認書類(運転免許証等顔写真付き証明書の場合は1点、健康保険証等顔写真の無い証明書の場合は2点必要)
 4. 住民基本台帳カード(交付を受けている方のみ)
- ※申請後受け取りまで約1ヶ月かかります。
 ※受け取りは市役所市民課に、必ず本人がお越しください。入院等により本人の受け取りが困難な場合には事前に市役所市民課までお問い合わせください。

コンビニ交付の利用

マイナンバーカードを利用して全国のコンビニ等*に設置されているマルチコピー機から、住民票の写し等の証明書が取得できます。

*対象店舗など詳しくは市役所市民課までお問い合わせください。

【利用方法】

利用者本人がコンビニに設置されているマルチコピー機のメインメニューから「行政サービス」を選択し、画面の説明に従って、タッチパネルで操作を行います。

*利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカードが必要です。

*マイナンバーカードの交付時に設定した利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁)の入力が必要です。

【取得できる証明書】

住民票・印鑑証明書・課税証明書・所得証明書・戸籍謄抄本*・戸籍附票*

*戸籍証明は、住所・本籍ともに安来市にある方のみ発行可能です。

【利用時間】 6:30～23:00

*戸籍証明は、平日8:30～17:15、土日祝日9:00～16:00のみ発行可能です。

◆お問い合わせ

市民課……………23-3080(安来庁舎)

旅券(パスポート)の申請・受領

安来市に住民登録している方は、安来市役所で旅券(パスポート)の申請ができます。パスポートセンターでの申請・受領は原則できませんのでご注意ください。

なお、緊急の場合には島根県パスポートセンター、または安来市役所市民課までお問い合わせください。

旅券(パスポート)の申請

■申請に必要な書類

1. 一般旅券発給申請書
10年用と5年用がありますので、申し出てください。(未成年は5年のみ)
2. 戸籍抄本または謄本(6ヶ月以内のもの1通)
有効旅券(パスポート)をお持ちの方は省略できる場合があります。
3. 写真(撮影から6ヶ月以内のもの1枚)
縦4.5cm×横3.5cmの縁なしで顔の大きさは頭頂からあごまでの長さが、3.4cm±2mmの範囲
4. 申請者本人確認ができるもの
(1)次のものから1点提示してください。
運転免許証、旅券(失効後6ヶ月以内のものでも可)、個人番号カード、身体障がい者手帳など
(2)上記(1)のものが提示できない場合は、下記のもの2点提示してください。(A群から2点又はA群から1点+B群から1点)
A群：健康保険証、年金証書(手帳)、介護保険証など
B群：勤務先の身分証明書、公的機関が発行した資格証明書、学生証(以上3点は写真貼付のもの)、在学証明書など
※中学生以下の方については、法定代理人の本人確認書類で受付できます。

5. 有効旅券(お持ちの有効旅券を新たな旅券に切り替える場合)
※残りの有効期限が1年未満になった場合

■未成年者が申請する場合

申請書「法定代理人署名欄」に、法定代理人(両親など)の署名が必要です。

■代理人が申請する場合

- 申請書は代理人でも提出できます。(受領は代理人不可)
- 申請書には、必ず委任者本人が記入していただぐ箇所があります。
- 本人確認書類は、申請者本人・代理人両者のものが必要があります。(どちらもコピー不可)

旅券(パスポート)の受領

■受領に必要なもの

1. 受理票(申請時にお渡しした引換証)
 2. 手数料(収入印紙と島根県証紙)
10年用(収入印紙14,000円+島根県証紙2,000円)
5年用(収入印紙9,000円+島根県証紙2,000円)
12歳未満(収入印紙4,000円+島根県証紙2,000円)
※収入印紙及び島根県証紙は市役所安来庁舎内の金融機関窓口で購入できます。
- ※交付までの日数は休祝日、年末年始を除き7日程度です。
- ※受領については必ず本人がお越しください。

◆お問い合わせ

**市民課……………23-3083(安来庁舎)
島根県パスポートセンター 0852-27-8686
(音声ガイド0852-21-2132)**

〈受付窓口〉 市民課(安来庁舎)のみ手続きが可能です

印鑑登録・印鑑証明

印鑑登録

印鑑登録は市民課、各地域センターで手続きができます。印鑑登録はお持ちの印鑑をあなた個人のものとし、公に立証するために登録することをいいます。この登録された印鑑を実印といい、不動産売買の契約時などに必要とされ、個人の財産や権利を守る大切なものです。

■印鑑登録のできる方

- ・安来市内に住民登録をしていて15歳以上であること
- ・成年被後見人でないこと

■登録できない印鑑

- ・住民票に記載されている氏名、氏、名、氏および名の一部を組み合わせたもので表されていないもの
- ・職業、屋号などの組み合わせの文字をあわせて表しているもの
- ・ゴム印その他、印面の変化しやすいもの
- ・印面がき損または摩耗しているもの
- ・すでに登録してあるもの
- ・陰影の照会が困難と認められるもの
- ・陰影の大きさが一辺25mmの正方形に収まらないもの、または1辺8mmの正方形に収まるもの

■印鑑登録申請に必要なもの

- ・登録する印鑑
- ・運転免許証、パスポートなどの公的機関が発行した顔写真付き証明書
- ・代理人が登録する場合は市民課にお問い合わせください。

■印鑑証明・登録の変更、返納、紛失

- ・印鑑登録証明書を申請する際には、印鑑登録証(カード)をお持ちください。
- ・登録した印鑑を変更するときは、今までの登録を廃止して新たに印鑑登録をし直すことになります。
- ・転出するとき、氏名を変更したとき、死亡したときなどで、印鑑登録の廃止となったときは印鑑登録証を返納してください。
- ・印鑑登録証または登録した印鑑を紛失したときは、ただちに届出をしてください。印鑑登録証明書が必要なときは、改めて印鑑登録をしてください。

◆お問い合わせ

市民課…………… 23-3080(安来庁舎)

広瀬地域センター… 23-3200(広瀬庁舎)

伯太地域センター… 23-3300(伯太庁舎)

**〈受付窓口〉 市民課(安来庁舎)、広瀬地域センター(広瀬
庁舎)、伯太地域センター(伯太庁舎)**



税金

市税(主なもの)

税目	対象	お知らせ月	納期
個人住民税	毎年1月1日現在、住所のある自治体に納めていただく税金です。昨年中の個人の所得に応じ税額が決まります。	6月	特別徴収(給与天引き) 6月～翌年5月の12回
			普通徴収 6月・8月・10月・翌年1月の4回
			年金特別徴収(年金天引き) 4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月の年金支給月
法人市民税	市内に事業所又は事務所、寮等を有する法人に納めていただく税金です。		
固定資産税	毎年1月1日現在で市内に土地・家屋・償却資産を所有している人に、その価値に応じて負担していただく税金です。	5月	5月・7月・12月・翌年2月の4回
軽自動車税	毎年4月1日現在において、原動機付自転車・ミニカー・軽自動車・二輪の小型自動車・小型特殊自動車を所有している人に対してかかる税金です。	5月	5月

※税率等の詳細は、年度当初の通知書や市ホームページをご覧ください。

国民健康保険税

国民健康保険被保険者が属する世帯の世帯主に対して課税します。

納期	特別徴収(年金天引き)	4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月の年金支給月
	普通徴収	6月～翌年3月の10回
	※特別徴収とは、65歳以上75歳未満の国民健康保険加入世帯主で一定の要件を満たす場合に支給される年金から、税を差し引かせていただく制度です。	
年税額	年税額は、医療保険分・後期高齢者支援金分・介護納付金分のそれぞれに、所得割・均等割・平等割があり、それら全ての合計額となります。 ただし、介護納付金分は、40歳以上65歳未満の被保険者のみに適用します。 また、医療保険分・後期高齢者支援金分・介護納付金分のそれぞれに、課税限度額を設定しています。	
軽減	世帯内の所得金額に応じ、均等割と平等割が軽減されます。 その場合、軽減した後の額をお知らせします。	

※税率等の詳細は、年度当初の通知書や市ホームページをご覧ください。

税金の減免・減額

次のような場合には、市税の減免・減額措置を受けることができます。

税目	内容	お問い合わせ先
自動車税の減免	身体に障がいのある人または知的障がい、精神障がいのある人のために使用される軽自動車等で、一定の要件に該当する場合は、申請により軽自動車税の減免を受けることができます。	・自動車税等に関する事 島根県東部県民センター (0852-32-5626) ・軽自動車税に関する事 税務課 市民税係 (23-3040)
固定資産税の減額	以下の改修工事を行った場合、軽減制度があります。 ・住宅の耐震改修 ・住宅のバリアフリー改修 ・住宅の省エネルギー改修	税務課 固定資産税係 (23-3051)
その他	所得税・相続税・贈与税等の控除・減免等については、松江税務署(0852-21-7711)までお問い合わせください。	

納税について

納税は口座振替が便利です

市税等については、安来市が指定する金融機関において口座振替で納めることができます。口座振替は、納期限までに金融機関へ出向く必要もありませんので、とても便利です。

お手続きの際に必要となる「安来市税等口座振替納付依頼書(届出書)」は、取扱金融機関窓口のほか、税務課(安来庁舎)、広瀬地域センター(広瀬庁舎)、伯太地域センター(伯太庁舎)にございます。

- お手続きは取扱金融機関の窓口でお願いいたします。
- 口座振替は原則として、お手続きいただいた月の翌月以降から適用されます。

対象税目

個人住民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税
(保育料など市の公共料金も対象です。)

口座振替取扱金融機関

島根県農業協同組合、山陰合同銀行、島根銀行、鳥取銀行、しまね信用金庫、米子信用金庫、中国労働金庫

上記金融機関の本店、支店、出張所および、ゆうちょ銀行

手数料

種類	必要なもの	手数料
市税に関する証明手数料	本人確認ができるもの、代理人の場合は委任状	300円/1件
納税証明交付手数料		300円/1件
軽自動車税継続検査用納税証明書	申請者の認め印又は、本人確認ができるもの	無料
名寄帳	本人確認ができるもの、代理人の場合は委任状	100円/1枚
住宅用家屋証明手数料		1,300円/1件
切り図のコピー	地番のわかるもの	100円/1枚

◆お問い合わせ 《税務課》

課税内容について

市民税係…………… 23-3040(安来庁舎)

固定資産税係……… 23-3051(安来庁舎)

納付について

収納係…………… 23-3043(安来庁舎)

税の証明や公簿の閲覧

- 本人であることを証明できるもの(運転免許証・保険証・パスポート等)をお持ちください。
- 代理人が証明書を請求するときには、必ず本人の委任状が必要です。
- どんな証明書が必要なのか明確にしておこしください。
- 市税に関する証明書は税務課、広瀬地域センター、伯太地域センターで発行いたします。また、観光交流プラザ行政サービスコーナー(所得証明書・課税証明書のみ)、一部の交流センターでも取次業務を行っています(後日、交付します)。

税証明の種類

種類	内容
納税証明書	納税額(実際に納めた税額)を証明します。
課税・所得証明書	年間の所得額又は、前年の所得額と今年度の課税額の両方を証明します。
資産証明書	家屋・土地等の所有資産の状況を証明します。
登録・廃車証明書	バイク・軽自動車等の登録又は、廃車されていることを証明します。
営業証明書	法人市民税の納税義務を有する事業者であることを証明します。

国民健康保険・後期高齢者医療

国民健康保険

病気やけがをしたときに安心して医療機関にかかるよう、経済的な負担をお互いに助け合う、職域保険と同様な地域保険の医療保障制度です。国内では、国民皆保険制度としていずれかの医療保険に加入することになります。

国民健康保険への届け出

医療保険の変更により国保へ加入等される場合は、14日以内に届け出してください。

【注意】下記の準備品に加え、世帯主および対象者のマイナンバーの分かるもの(マイナンバーカード、マイナンバー通知カード等)および、来庁者のご本人確認書類(運転免許証、在留カード等)をお持ちください。

こんなとき		お持ちいただくもの
国保に入るとき	他の市町村から転入	転出証明書
	職場の健康保険をやめた	健保の資格喪失証明書
	子どもが生まれた	原則手続きは不要 ※保険証の受け取りが必要
	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書
国保をやめるとき	他の市町村に転出	被保険者証
	他の健康保険に加入した	国保と健保の被保険者証
	死亡した	印鑑・被保険者証・振込先のわかるもの(葬祭執行者の通帳)
	生活保護を受けることになった	被保険者証・保護開始決定通知書
	後期高齢者医療制度に加入了	原則手続きは不要
その他	住所・世帯主・氏名などが変わった	被保険者証
	被保険者証をなくした	印鑑
	就学のため他の市町村に転出	印鑑・被保険者証・在学証明書または学生証
	非自発的な失業により国保に加入し、雇用保険を受給しているとき(失業日から翌年度末までの国保税が軽減となります)	雇用保険受給資格者証 (理由コード: 11.12.21.22.23.31.32.33.34であれば対象になります。)

被保険者証

国保の被保険者であるという証明書であり、受診の際、医療機関窓口へ提示します。毎年8月に更新されます。

保険税

相互扶助の観点から、国保加入の方に納めていただく税金です。

特定健康診査・特定保健指導

国保加入の方で、40歳から74歳までの方を対象とした健康診査等です。対象の方へは受診券を送付します。

国保の給付

被保険者が医療機関で受診される場合などに、以下の給付があります。

①療養の給付 ②入院した時の食事代等

③出産育児一時金 ④葬祭費 ⑤療養費

⑥高額療養費 ⑦高額療養費の高額介護合算制度

※給付の詳細については、お問い合わせください。また、年齢、世帯の収入等により、受けられる給付が異なります。

◆お問い合わせ

保険年金課……………23-3087(安来庁舎)

〈受付窓口〉 保険年金課(安来庁舎)、広瀬地域センター(広瀬庁舎)、伯太地域センター(伯太庁舎)

後期高齢者医療

75歳以上の方と65歳以上で一定の障がいの認定を受けた方が後期高齢者医療の対象となります。

後期高齢者医療制度の届け出

【注意】下記の準備品に加え、対象者のマイナンバーの分かるもの(マイナンバーカード、マイナンバー通知カード等)および、来庁者のご本人確認書類(運転免許証、在留カード等)をお持ちください。

こんなとき		お持ちいただくもの
制度に入るとき	75歳到達	原則手続きは不要
	75歳以上の方または65歳から74歳の障害認定を受けた方が県外から転出してきた	負担区分等証明書、障害認定証明書(該当者)、特定疾患認定証明書(該当者)、被扶養者証明書(該当者)、印鑑
	75歳以上の方または65歳から74歳の障害認定を受けた方が県内から転出してきた	転入前の被保険者証
	65歳から74歳で一定の障がいのある方	障がいの状態が明らかにできる書類、口座のわかるもの(通帳)、印鑑
	生活保護の廃止	生活保護廃止通知書、印鑑
制度をやめるとき	75歳以上の方または65歳から74歳の障害認定を受けた方が転出する	被保険者証、限度額認定証(該当者)、口座のわかるもの(通帳)、印鑑
	死亡した	被保険者証、口座のわかるもの(相続人、葬祭執行者の通帳)、印鑑
	65歳から74歳で一定の障がいに該当しなくなったとき又は本人が資格喪失の申し出をするとき	被保険者証、口座のわかるもの(通帳)、印鑑
	生活保護の開始	生活保護開始通知書、印鑑、被保険者証
その他	市内で転居・氏名などが変わった	被保険者証
	被保険者証をなくした	本人確認書類、印鑑
	後期高齢者医療にかかる文書を住所地以外に送付することを希望するとき	被保険者証、印鑑

被保険者証

受診の際、医療機関窓口へ提示します。毎年8月に更新されます。

保険料

個人ごとに計算され、被保険者一人ひとりが、負担能力(所得)に応じて公平に納めます。

健康診査

加入の方を対象とした健診です。対象の方へは、受診券を送付します。

制度の給付

被保険者が医療機関等で受診される場合などに、以下の給付があります。

- ①療養の給付 ②入院した時の食事代等
- ③葬祭費 ④療養費 ⑤高額療養費
- ⑥高額療養費の高額介護合算制度

※給付の詳細については、お問い合わせください。また、年齢、世帯の収入等により、受けられる給付が異なります。

◆お問い合わせ

保険年金課……………23-3085(安来庁舎)

〈受付窓口〉 保険年金課(安来庁舎)、広瀬地域センター(広瀬庁舎)、伯太地域センター(伯太庁舎)

国民年金

国民年金

国民年金は社会全体が助け合って、安心とゆとりある老後の生活を保障するために設けられ、国が責任を持って運営する制度です。

国民年金に加入する方

日本国内に住所のある20歳から59歳の方は、国民年金に必ず加入しなければなりません。

種別	年齢	対象	納付方法
第1号	20～59歳	自営業者、農林漁業者、学生、フリーター、無職の方など(第2号、第3号以外の人)	各人で納めます
第2号	就職時～65歳	サラリーマン、公務員など(厚生年金、共済年金に加入している人)	厚生年金等からまとめて支払われますので、各人で納める必要はありません
第3号	20歳～59歳	サラリーマンの配偶者など(第2号保険者に扶養されている配偶者)	
任意加入	20～64歳	外国に住んでいる日本人	各人で納めます
	60～64歳	年金受取額を満額に近づけたい人や受給資格期間に満たない人	
	65～70歳	受給資格期間に満たない人	

国民年金に関する手続き

以下に該当する人は届け出が必要ですので、年金手帳及びマイナンバーカードと印鑑をお持ちの上で保険年金課、広瀬・伯太地域センターで手続きをお願いします。

こんなとき	内 容
20歳になったとき	会社や官公庁で働いていない人は加入手続きが必要です。学生でも加入が必要です。
会社を辞めたとき	60歳になるまでは国民年金に加入しなければなりません。加入しないと年金の受給を受けられない場合があります。
配偶者の扶養になったとき	30日以内に配偶者の勤務先へ届け出ください。
配偶者の扶養から外れたとき	必要な書類及び年金手帳又はマイナンバーカードを準備いただき、種別変更の手続きをしてください。
配偶者が勤務先を変えた、退職したとき、死亡したとき	第1号被保険者で個人番号を付番されてない方は保険年金課へ、第3号被保険者は配偶者の勤務先へ届け出してください。
離婚したとき	
住所・氏名が変わったとき	

受けられる年金

すべての年金は受けられる資格があっても本人の申請がなければ支給されませんので、忘れずに請求の手続きを行ってください。下記年金を受け取っている人で一定の条件を満たす人は、年金生活者支援給付金を受給することができます。

■老齢基礎年金

10年以上保険料を納めた方(免除されていた期間を含む)が65歳以上になったとき

■障害基礎年金

20歳前や国民年金加入中に不慮の事故や病気で障がい者になったとき

■遺族基礎年金

一定の保険料を納めていた方が死亡した場合、18歳に到達する日の属する年度までの間の子ども(障がいがある場合は20歳未満)がいる妻、または子どもに支給されます

納付が困難な方

国民年金の保険料免除制度により、経済的な理由による保険料の免除や、学生を対象とした保険料納付の猶予、50歳未満の方には納付猶予制度などが適用される場合があります。

年金の相談・年金生活者支援給付金のお問い合わせについて

■窓口での相談

松江年金事務所 ☎0852-23-9540
〒690-8511 松江市東朝日町107
(平日8:30～17:15)

■電話での相談

年金ダイヤル ☎0570-05-1165
(月8:30～19:00、火～金8:30～17:15、第2土曜9:30～16:00)

■インターネット

日本年金機構ホームページ
(<https://www.nenkin.go.jp/>)

◆お問い合わせ

保険年金課……………23-3086(安来庁舎)

〈受付窓口〉 保険年金課(安来庁舎)、広瀬地域センター(広瀬庁舎)、伯太地域センター(伯太庁舎)

環境・衛生・上下水道

ごみの分別と処理

ごみの分け方、出し方は、各戸配布した「安来市分別の手引き」をご確認ください。

スプレー缶などの分別収集方法の変更について

平成31年4月1日からスプレー缶、ガス缶、ガスライターの分別収集方法を変更しました。スプレー缶などは必ず使い切って、中身の見える別袋に入れてから埋立ごみと一緒に収集指定袋に入れて出してください。穴あけは不要です。
(平成26年2月発行の分別の手引きとは分別収集方が異なりますので、ご注意ください。)

安来市廃棄物集積場設置整備費補助金

分別収集による再資源化の促進と収集業務の円滑化および環境美化を図るため、自治会が設置および整備する廃棄物集積場に要する経費の一部を助成します。

■補助額・上限

補助対象の集積場を使用する世帯数で異なります。
・5～9世帯：設置費用1/2(上限5万円)
・10～14世帯：設置費用1/2(上限10万円)
・15世帯以上：設置費用1/2(上限15万円)

■交付対象

自治会

◆お問い合わせ

環境政策課……………23-3100(安来庁舎)

粗大ごみ(大型ごみ)の処理について

自転車やふとんなど、収集指定袋(市のごみ袋)に入らない大きなごみは、次のいずれかの方法で処理することができます。

粗大ごみ収集の申込み

○内容 1回につき3個、年度内(4月～翌3月)2回まで収集の申込みができます。(分別の手引き参照)

○申込受付月 4月・5月・6月・7月・9月・10月・11月・2月

○収集手数料 1回520円(手数料として、粗大ごみ収集券の購入が必要です)

○申込みの流れ

①環境政策課へ収集の申込みをする。(窓口、電話、インターネットで受付しています。)

②粗大ごみ収集券を購入する。(市役所各庁舎、各交流センターで販売しています。)

③申込みから2週間以内に収集業者から収集日の連絡があるので、収集日に粗大ごみを自宅前に出して、粗大ごみ収集券を貼付しておく。

○注意事項 男性が1人で持ち上げることができないもの、長さが2mを超えるもの、衛生用品、割れ物

など、収集できないものがあります。

市の処理施設への搬入

○内容 市の処理施設へ、自ら直接搬入します。

○申込み方法 市の処理施設へ事前に電話をして、搬入する日時の連絡をします。(分別の手引き参照)

○処理手数料 100kgまで410円(100kgを超える場合は、50kgごとに210円を加算)

市の許可業者へ依頼

○内容 市の許可業者に自宅まで収集に来てもらい、処理を依頼します。

○申込み方法 市の許可業者に直接申込みます。(分別の手引き参照)

○処理手数料 市の許可業者にお問い合わせください。

◆お問い合わせ

環境政策課……………23-3100(安来庁舎)

自然・環境保全

ゴミの投棄は、周辺の方々への迷惑、生態系への影響を及ぼすほか、投棄した本人も法律により罰せられます。市民みんなできれいな街を守りましょう。

また、安来市では地球温暖化対策として下記の補助金を用意しております。

安来市太陽光発電システム等設置費補助金

概要：太陽光発電システム及び蓄電池設備の設置費用の一部を補助する。

※蓄電池設備は太陽光発電システムと同時設置するものに限る。

補助金：・太陽光発電システム
太陽電池の公称最大出力に1kWあたり1万円を乗じた金額(上限4万円)
・蓄電池設備
10万円(設置経費が10万円より少ない場合は、その金額を上限とする)

対象：4月以降に契約を締結し、太陽光発電システム等を市内の事業所より購入、設置する者

安来市太陽熱利用設備設置費補助金

概要：太陽熱利用設備(ソーラーシステム)の設置費用の一部を補助する。

補助金：補助対象経費の1/2(上限30万円)

対 象：4月以降に契約を締結し、市内の住宅、または市内の事業所等に新たに太陽熱利用設備（ソーラーシステムに限る）を設置する個人または法人等

◆お問い合わせ

環境政策課…………… 23-3098(安来庁舎)

狂犬病予防について

狂犬病予防法第4条および第5条により、生後91日以上の犬の飼い主は犬の登録や年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。次の場合は、登録・登録変更等の届出を行ってください。

- ・犬を飼い始めたとき
- ・住所の変更など、登録事項の届出が生じたとき
- ・犬が亡くなったとき

鑑札・注射済票について

飼い犬の登録をした場合に交付される鑑札、狂犬病予防注射を接種した場合に交付される注射済票は、犬に装着させることが法律で義務付けられています。また迷子札にもなりますので必ず装着させてください。

鑑札・注射済票の交付については、環境政策課窓口のほか、次の市内の動物病院でも行うことができます。

動物病院	住 所	連絡先	休診日
川上動物病院	安来市赤江町382-1	28-8500	水曜、日曜(11:30以降)、祝日
とかみ動物病院	安来市黒井田町200-7	23-2505	木曜、日曜、祝日

◆お問い合わせ

環境政策課…………… 23-3098(安来庁舎)

墓地に関する手続き

墓地をつくるとき、改葬するとき、廃止するときは「墓地、埋葬等に関する法律」により市町村長の許可が必要です。改葬などをお考えの場合は事前に環境政策課までお問い合わせください。

改葬とは

埋葬・埋蔵されている遺骨を他の墓地や霊園に移すことを「改葬」といいます。

現在、安来市内の墓地等に埋葬・埋蔵されている遺骨を改葬するときは、安来市長から「改葬許可証」の交付を受け、改葬先の墓地等の管理者に提出する必要があります。

また、市外の墓地等から、安来市内の墓地等に改葬するときは、現在埋葬されている墓地等のある市区町村から改葬許可証の交付を受けたうえで、改葬を行ってください。

◆お問い合わせ

環境政策課…………… 23-3098(安来庁舎)

上下水道

上下水道料金の請求

- 安来市では、水道料金と下水道使用料を合わせて2ヶ月ごとに請求します。納入期限は、請求月の末日です。口座振替日も請求日の末日となります。末日が土日祝祭日の場合は次の営業日となります。
- 地区によって奇数月請求と偶数月請求があり、納付書払いの方は、その月の20日頃に納付書を発送します。
- 検針は、請求月の前月20日頃から末日の間に行います。

上下水道料金のお支払い

お支払いの方法は

- ①口座振替
- ②納入通知書

※納入期限を過ぎると、コンビニ、スマート決済サービスでのお支払いはできません。

上下水道料金の口座振替手続きについて

手続きはご希望の金融機関の窓口で、「安来市税等口座振替納付依頼書(届出書)」を記入のうえ金融機関の窓口へ提出してください。

上下水道の工事

水道施設の新設・改造・修理・撤去、下水道の排水設備工事・水洗化工事は市の指定工事店以外では施工できません。指定工事店が分からぬときはお問い合わせください。

安来市浄化槽設置整備事業補助金

安来市生活排水処理施設整備基本計画に定める集合処理区域外の地域および計画区域内であって7年以上整備が見込まれない地域での浄化槽設置者に補助します。限度額は浄化槽の人槽に応じます。詳しくは下水道課へお問い合わせください。

例：5人槽 33万2千円(44万4千円)

7人槽 41万4千円(48万6千円)

※()内は高度処理型の限度額

水道管の凍結に注意してください

凍結を防ぐには、露出している水道管や蛇口に保温材を取り付け保温材が濡れないよう、ビニールテープなどを下の方から巻き上げてください。また、

家を空けるときは水道メーターボックス内にある止水栓を閉めておきましょう。凍結して水が出なくなったときは蛇口を開き、凍った部分にタオルをかけ、蛇口の方からぬるま湯を、ゆっくりとかけてください(熱湯は、破裂やひび割につながる恐れがあります)。

水道管が破裂、ひび割れしたときは、メーターボックス内の止水栓を締めて、安来市指定給水装置工事業者または水道管理課へお申込みください。

こんなときは連絡を

引っ越しなどにより、上下水道の使用を開始するときや中止するときは3~4日前までに水道管理課へ連絡してください。

こんなときどうしよう(水道について)

②水道の使用者等の変更があるときにはどうするの?

④水道管理課までご連絡ください。あわせて引落口座の変更が必要な場合は、金融機関への届出が必要となります。

⑤夜中・休日に水道のトラブルが発生しました。どこに連絡したらいいの?

⑥まず、水道の元栓を閉め、お付き合いのある給水装置工事事業者もしくは水道管理課にご連絡ください。

⑦漏水した場合に上下水道料金の減免ってありますか?

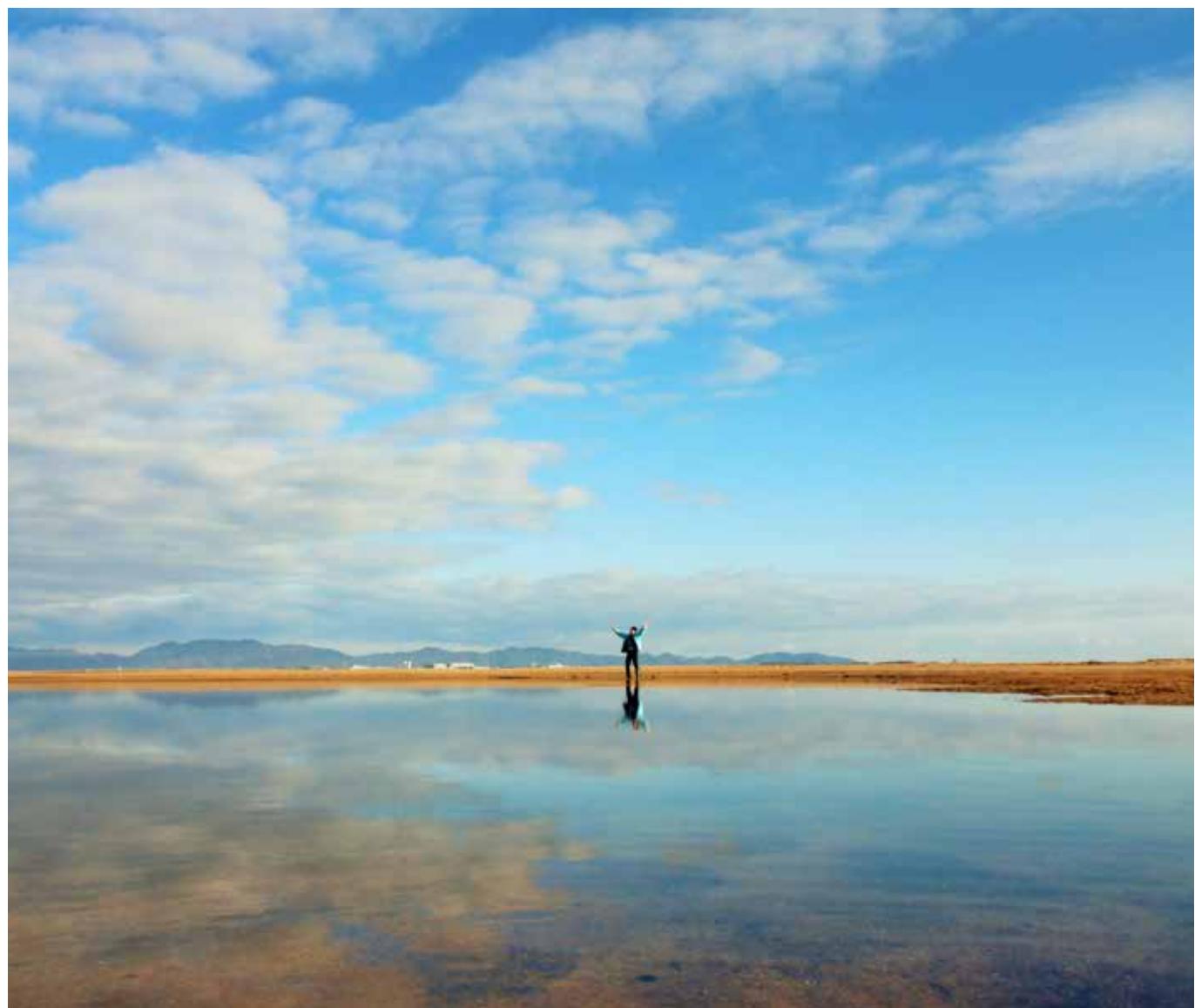
⑧漏水箇所により減免できる場合があります。詳しくは水道管理課までご連絡ください。

◆お問い合わせ

水道管理課……………23-2020(伯太庁舎)

水道工務課……………23-2021(伯太庁舎)

下水道課……………23-3370(伯太庁舎)



結婚・出産・子育て

縁結び相談「はぴこ交流サロン」

縁結びボランティア「島根はっぴいこーでいねーたー」は、「婚活したいけど何から始めたらいいの?」など、結婚を希望する人に親身になってアドバイスしてくれる頼もしい存在であり、その安来地区会員で結成された「安来はぴこ会」が市内で活躍しています。

安来市では「安来はぴこ会」と共催で、結婚を望む独身男女を対象に、毎月1回結婚相談会「はぴこ交流サロン」を実施しています。結婚に関する相談・アドバイス以外にも、出会い系イベント等のお知らせも行っています。まずはお気軽にご相談ください。

※「はぴこ」は、「島根はっぴいこーでいねーたー」の愛称です。

■開催概要

- ・日 程：原則 每月第2日曜日 10時～12時
 - ・会 場：カフェ・ローチ(安来市黒井田町327-5)
 - ・予 約：不要(11時30分までに会場にお越しください)
 - ・相談料：無料
- ※日時、会場等は変更になる場合がありますので、安来市webページでご確認いただくか、定住推進課までお問い合わせください。

■参加可能な人

- 真剣に結婚を望む独身の20歳以上の人で、次のいずれかの人が対象です。
- ・島根県内にお住まいの人
 - ・島根県内にお勤めの人
 - ・将来、島根県に移住の意思や予定のある人

◆お問い合わせ

定住推進課 0854-23-3179(安来庁舎)

妊娠とわかったら

妊娠の届け出をし、母子健康手帳の交付を受けましょう。母子健康手帳交付のほか、妊婦健診や妊婦歯科検診(集団検診)を公費で受けられる受診票の交付が受けられます。妊娠期を安心・健康に過ごしていただくために、各種情報提供を行っています。

■手続きに必要なもの

印鑑、分娩予定日がわかる証明書(医療機関で発行)、マイナンバーがわかるもの、身分証明書

◆お問い合わせ

子ども未来課 23-3222(健康福祉センター)

子ども医療とは

子どもの健全な育成及び安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進し、お子様の医療費(保険診療によるもの)を助成する制度です。

区分	窓口負担					
	健康保険原則	島根県乳幼児等 医療費助成制度	安来市子ども医療費助成制度			所得制限
			入院	通院	薬局等	
0～就学前	2割	1割	0円	0円	0円	なし
小学1年生～中学3年生	3割	3割	0円	0円	0円	なし
就学後20歳未満の慢性呼吸器 疾患等16疾患にかかる入院	3割	1割	15,000円	助成対象外	助成対象外	あり

- ・薬局等とは、薬局・柔道整復施術所・治療用装具製作所・訪問看護ステーションのことです。
- ・助成されるのは保険診療医療費のみです。食事・室料・病衣・文書料・紹介状なし負担金・時間外特別診療料金・予防接種・健診等は助成の対象になりません。

- ・学校、教育・保育施設の管理下におけるケガ等については、原則本医療費助成の対象外です。子ども医療費受給資格証を利用せず、医療費の自己負担部分を一時的にお支払いください。その後、学校や保育施設等で加入している保険制度へ申請すると、

負担額を受給することができます。

◆お問い合わせ

保険年金課……………23-3120(安来庁舎)

(受付窓口) 保険年金課(安来庁舎)、広瀬地域センター
(広瀬庁舎)、伯太地域センター(伯太庁舎)

子育てに関するサービス等

ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターとは、地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人(おねがい会員)と育児の援助を行いたい人(まかせて会員)がセンターを橋渡しに会員登録をし、まかせて会員がおねがい会員に対してさまざまな育児の手助けを有償で行う会員組織です。

○サポートの内容

- ・保育施設までの送迎
- ・保育施設の開始前や終了後のお預かり
- ・保護者の病気や急用等の場合のお預かり
- ・冠婚葬祭やほかのお子さんの学校行事の際のお預かり
- ・買い物等外出の際のお預かり
- ・病児・病後児のお預かり、早朝・夜間等の緊急の場合のお預かりなど

○対象者

《おねがい会員》 子育ての援助を受けたい人

概ね生後3ヶ月から18歳未満までのお子さんがいる人

《まかせて会員》 子育ての援助を行いたい人

心身ともに健康で、子育てに理解のある20歳以上の人で自宅で子どもを預かることができる人で、センターが実施する説明会、講習会を受講した人
※おねがい会員とまかせて会員の両方に登録することもできます。

○利用料(費用)

7時から19時：30分	250円
19時から21時：30分	300円
21時から翌7時：30分	500円
※病気の場合	
7時から19時：30分	400円
19時から21時：30分	450円

◆お問い合わせ

**やすぎファミリー・サポート・センター
(安来市親子交流センター内)**

電話・ファックス：23-7050

つどいの広場

つどいの広場は、子育て中の親子のみなさんが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で遊べる場です。子育てについて、子育て親子どうしで交流したり、子育てアドバイザーへ相談もできます。毎月イベントも

実施しています。

○開館時間：午前9時から午後4時まで

○休館日：5月3日から5月5日、8月13日から8月15日、12月28日から1月5日

このほかに臨時で休館する場合があります。

◆お問い合わせ

つどいの広場(安来市親子交流センター内)

電話・ファックス：23-7050

乳幼児健診、マタニティ・子育て教室

お母さん、お父さんと赤ちゃんが健やかに過ごすために、乳幼児健診や各種教室を行っています。

○マタニティ教室(はつらつマタニティルーム)

お母さん、お父さんが安心して赤ちゃんを迎えるように、安来市では保健師、助産師等による妊娠、出産、育児、栄養等に関する教室を開いています。これからお母さん、お父さんになる人同士の交流の場にもなりますので、ぜひお気軽にご参加ください。

- ・会場：安来市健康福祉センター(広瀬保健センター)
- ・対象：おおむね妊娠6ヶ月以降の妊婦とその夫
- ・内容：助産師のお話、マタニティヨガ、子育て支援センターの情報提供など
- ・時間：受付9時15分～9時30分、
教室9時30分～11時30分
- ・持ってくるもの：母子健康手帳、タオル(動きやすい服装でお越しください)

○妊婦歯科検診(個別通知があります)

妊娠中、出産後は女性ホルモンの分泌の変化や食事回数の増加などから虫歯や歯周病になりやすく、進行しやすい時期です。歯科検診票を発行しています。また、歯科検診(集団)、歯科相談、ブラッシング指導を行っています。

- ・会場：安来市健康福祉センター(広瀬保健センター)
- ・対象：妊娠の届出をされた妊婦
- ・内容：歯科検診、歯科相談、ブラッシング指導
- ・時間：9時30分～11時30分(受付時間は各自異なりますので、予約票でご確認ください)
- ・持ってくるもの：母子健康手帳、予約票、妊婦歯科検診票、アンケート、歯ブラシ

○乳児健診(個別通知があります)

お子さんの病気の予防と早期発見、そして健康保持と増進を目的として、4ヶ月児健康診査、9ヶ月児健康診査を実施しています。

- ・受付時間：4ヶ月児健診13時～13時45分、
9ヶ月児健診13時～13時45分
- ・会場：安来市健康福祉センター(広瀬保健センター)
- ・持ってくるもの：母子健康手帳、アンケート(4ヶ月児のみ)

○幼児健診(個別通知があります)

1歳6ヶ月の頃は、乳児期から幼児期に移行する大切な時期です。また、からだやこころの成長とともに社会性も急速に発達する3歳の頃は、人間形成の基礎となる大切な時期です。

お子さんの病気の予防と早期発見、そして健康保持と増進を目的として、1歳6ヶ月児健康診査、3歳児健康診査を実施しています。

- ・受付時間：1歳6ヶ月児健診9時～9時45分、
3歳児健診13時～13時45分
- ・会場：伯太保健センター(いきいきの郷はくた)
- ・持ってくるもの：母子健康手帳、アンケート、仕上げ用歯ブラシ、子ども用歯ブラシ(3歳児のみ)、検尿(3歳児のみ)

○離乳食教室(教室の時間は1時間程度です)

生後5ヶ月前後から11ヶ月のお子さんとその保護者を対象に、離乳食を始める時のポイントやすすめ方についての教室を開催しています。離乳食のいろいろな悩みに管理栄養士がお答えします。また、離乳食の作り方の実演や試食もあります。

- ・会場：安来市健康福祉センター(広瀬保健センター)
- ・対象・受付時間・内容
 - ごっくん教室
生後5、6ヶ月児、9時45分～10時
 - もぐもぐ教室
生後7、8ヶ月児、13時30分～13時45分
 - かみかみ教室
生後9ヶ月～11ヶ月児、13時30分～13時45分
 - 離乳食のお話と実演・試食
- ・持ってくるもの：母子健康手帳、「離乳食の進め方」の冊子、参加費100円、おてふき

○はじめての子育て教室(個別通知があります)

初めてお母さんになられた人を対象に、参加型プログラム「はじめての子育て教室」を開催しています。赤ちゃんとのかかわり方を学ぶ中で親子の絆を深めるとともに、初めて子育てをする仲間たちと学びあいましょう。

- ・対象：初めて子育てをする、生後2ヶ月から5ヶ月のお子さんをもつお母さん

子育て応援サイト「ママフレ」

「妊娠・出産・子育て」について、それぞれの時期に必要な情報をまとめてわかりやすく掲載した子育て応援サイト「ママフレ」を開設しています。

「届出」「健康」「おかね」「あずける」「学ぶ・出かける」「相談する」「病院・救急」のカテゴリー別にわかりやすく掲載し、子育て支援関係のイベント情報を随時更新しています。

また、忙しい子育ての合間に知りたい情報が検索できるよう、スマートフォンにも対応しています。ぜひご活用ください！

○WEB

「安来市ママフレ」で検索

<https://yasugi-city.mamafre.jp>

○アプリ

「子育てタウン」
で検索



子育て応援ガイドブック「ピッコリーニ」

子育てに関する情報や利用できるサービスなどを一冊にまとめた、子育て応援ガイドブック「ピッコリーニ」を発行しています。

「ピッコリーニ」は、妊娠期から小学校入学までの子育て家庭に視点をおき、福祉・保健・医療・食育と、子育て家庭に直接かかわる情報を取り上げています。

「赤ちゃんができたらどうしたらいいの？」

「手当や医療などはどんな手続きがあるの？」

「急な用事で一時的に子どもを預かってほしいけど、どんな子育て支援サービスがあるの？」といった、妊婦さんや子育て家庭の疑問にお答えしています。

「ここにちは赤ちゃん(妊娠したら)」から「ピカピ力の1年生(小・中学生になったら)」まで、お子さんの成長段階で区分して事業を振り分け、使いやすいように作成していますのでご活用ください。

○配布場所

- ・子ども未来課(健康福祉センター)
- ・市民課(安来庁舎)
- ・伯太地域センター(伯太庁舎)

◆お問い合わせ

子ども未来課…23-3222(健康福祉センター)

しまね子育て応援パスポート(こっころ)

事業の仕組み

○パスポートの交付を受けた子育て家庭は、協賛店舗等においてパスポート「こっころ」を提示することで、協賛店舗がそれぞれ設定したサービスを受けることができます。

○また、店舗における子育て支援情報の提供や、子どもを対象としたイベント、工場見学、職場体験の実施など、パスポートの提示を必要としない子育て支援サービスもあります。

対象となる家庭

次のいずれかに該当する家庭が「こっころ」の交付対象となります。

○満18歳未満、もしくは満18歳となった最初の3月31日を迎えるまでのお子さんが1人でもいる家庭

○妊娠中の方がいる家庭(プレママ)

※「こっころ」は家庭に1枚の交付となります。

申請に必要な書類

(1)申請書

窓口に準備してあります。
また、島根県のホームページからダウンロードすることもできます。
※住民基本台帳で内容の確認を行いますので、ご了承ください。

(2)次の場合は別途提示書類が必要となります。

- ・妊娠中の方…母子健康手帳
- ・お子さんが同居されていない場合…健康保険証など親子関係、養育関係がわかるもの

こっころの交付窓口

- | | |
|-----------|-------------------|
| ・子ども未来課 | 23-3222(健康福祉センター) |
| ・市民課 | 23-3089(安来庁舎) |
| ・伯太地域センター | 23-3300(伯太庁舎) |

メールマガジン「こっころ通信」の発行

新規こっころ協賛店の紹介、イベント情報、その他役立つ情報が満載のメールマガジンを発行します。

○登録方法

メールマガジンを受信するための手続きはとっても簡単です。

パソコン、携帯電話からアドレス shosi-taisaku@pref.shimane.lg.jp へ、次の内容のメールを送信していただければ登録完了となります。

題名 メルマガ登録

本文 年代 (例)20代

お住まいの市町村 (例)安来市

○こっころ協賛店の検索、サービス内容はこちら

https://matsue.mypl.net/shimane_kosodateouen/



子育て支援センター

子育て支援センターってなに？

妊娠期から子育て期まで、子どもや子育て家庭に寄り添い、妊娠や出産、子育てに関する相談や支援を行っています。

安来市子育て支援センター(子ども未来課) (母子健康手帳の交付、マタニティ教室、乳幼児健診、離乳食教室、予防接種、プレイルームの開放、子育て相談、子育てサービスの情報提供、子育てイベント)	広瀬町広瀬1930-1 23-3222
地域子育て支援センター どじょっこ(切川保育所) (子育て相談、子育てサービスの情報提供、ふれあい広場、絵本の貸し出し)	切川町624-2 23-1999
地域子育て支援センター みゆき保育園 (子育て相談、健康相談、子育てサービスの情報提供、ふれあい広場、絵本の貸し出し)	安来町924-3 22-3567
地域子育て支援センター ふたばこども園 (子育て相談、子育てサービスの情報提供、さわやかルーム、絵本の貸し出し)	下坂田町197-1 23-1577

子ども家庭相談窓口

近年、児童虐待相談件数が急増していることや、育児不安等を背景にした子育て相談ニーズも増えています。このような悩みを軽減し、子どもたちが心身ともに健やかに育つよう、子どもに関する相談に応じ、子どもとその家庭を支え、子どもの虐待の発生予防を図るため、子ども家庭相談窓口を開設しています。

子ども家庭相談窓口では、養護相談(児童虐待相談等)、保健相談、障がい相談、非行相談、育成相談(育児・しつけ等)など、18歳未満の子どもや妊産婦に関する相談を受け付けています。

◆お問い合わせ

子ども未来課 23-3209(健康福祉センター)

認可保育所(園)

保護者が仕事や病気、出産、介護などで、家庭での保育ができないお子さんを昼間お預かりする施設です。

■対象

0歳～就学前までの児童

■保育料

- ・0～2歳児は、0円～52,000円
(保護者の所得等に応じて異なります。)
- ・3～5歳児は、令和元年10月1日から無償

認可保育所(園)一覧表

運営	施設名	電話番号	住 所	受入年齢
公立	安来保育所	22-2219	安来市安来町858-6	生後57日～
	切川保育所	22-3815	安来市切川町624-2	1歳～
私立	やすぎ保育園	22-2496	安来市安来町1134-1	生後57日～
	みゆき保育園	22-3567	安来市安来町924-3	
	ひろせ保育園	32-4718	安来市広瀬町広瀬1834-1	
	あゆみ保育園	23-1557	安来市島田町1203-1	
	城谷保育所	27-7081	安来市安来町582-1	

◆お問い合わせ

子ども未来課… 23-3213(健康福祉センター)

認定こども園

保護者が仕事や病気、出産、介護などで、家庭での保育ができないお子さんを昼間お預かりする施設です。3歳児以上で、保育を必要とせず、教育を希望するお子さんも利用できます。

■対象

0歳～就学前までの児童

■保育料

上記と同様

認定こども園一覧

運営	類型	施設名	電話番号	住 所	受入年齢
公立	幼稚園型	能義こども園	22-2244	安来市飯生町566-8	3歳児～
		島田こども園	22-5325	安来市穂日島町485	
	保育所型	認定こども園荒島	28-8416	安来市荒島町3508	1歳～ 生後57日～
		認定こども園飯梨	28-6447	安来市飯梨町447-2	
		認定こども園大塚	27-0051	安来市大塚町399-1	
		認定こども園広瀬	32-3807	安来市広瀬町広瀬631-1	
		認定こども園布部	36-0227	安来市広瀬町布部233-2	
		認定こども園比田	34-0244	安来市広瀬町西北田1701-1	
		認定こども園安田	37-0059	安来市伯太町安田中166	
		認定こども園母里	37-1382	安来市伯太町西母里1042-1	
		認定こども園井尻	37-1059	安来市伯太町井尻857-1	
		認定こども園赤屋	38-0210	安来市伯太町赤屋122-1	
私立	幼保連携型	あかえこども園	28-8634	安来市赤江町1740-4	
		ふたばこども園	23-1577	安来市下坂田町197-1	

◆お問い合わせ
子ども未来課……23-3213(健康福祉センター)

幼稚園

保育を必要とせず、教育を希望する3歳児以上の
お子さんがご利用いただけます。
(保護者の就労状況に関わらず、利用できます。)

■対象

3歳児～就学前までの児童

■保育料

令和元年10月1日から無償

幼稚園一覧

運営	施設名	電話番号	住 所
公立	安来幼稚園	22-2129	安来市安来町853
	宇賀荘幼稚園(休園中)	22-2118	安来市清井町323-1

◆お問い合わせ
子ども未来課……23-3213(健康福祉センター)

保育サービス

一部の保育所(園)、こども園では一時預かり、病後児保育などの保育サービスを実施しています。

一時預かり事業(有料)

保護者の疾病や冠婚葬祭などの突発的な事情や育児疲れを軽減するために児童を預けたい場合などに、一時的に保育を行います。

実施施設・お問い合わせ

安来保育所	22-2219
やすぎ保育園	22-2496
みゆき保育園	22-3567
ひろせ保育園	32-4718
あゆみ保育園	23-1557
認定こども園広瀬	32-3807
認定こども園母里	37-1382
あかえこども園	28-8634

就労などによって家庭で保育ができない保護者に代わって、一時的に保育を行います。

実施施設・お問い合わせ

みゆき保育園	22-3567
ひろせ保育園	32-4718

休日保育

日曜・祝日に保護者の勤務により、お子さんを家庭で保育することが困難な場合に保育を行います。(事前に「申請書」及び「休日勤務証明書」の提出が必要です。)

実施施設・お問い合わせ

みゆき保育園	22-3567
--------	---------

病後児保育事業(有料)

保育所(園)、こども園に入所(園)しているお子さんが病気の回復期にあって、集団保育が困難な期間、

ショートステイ事業(有料)

保護者の疾病や入院などにより、お子さんを家庭で養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設などで短期間お預かりします。

◆お問い合わせ

子ども未来課… 23-3209(健康福祉センター)

放課後児童クラブ

安来市では放課後や週末、長期休業中に子どもたちが安全で安心して生活できる場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的に放課後児童クラブを設置しています。

児童クラブ名	電話番号	開設場所
十神どじょっ子クラブ	090-7377-1170	安来市立十神小学校敷地内
社日こどもクラブ	23-0500	安来市立社日小学校
島田たけのこクラブ	26-4060	安来市立島田小学校
宇賀荘児童クラブ	22-2118	宇賀荘幼稚園
南児童クラブ	26-4198	安来市立南小学校敷地内
飯梨こどもクラブ	28-8346	飯梨交流センター
あらしまっこクラブ	090-6842-7775	安来市立荒島小学校
あかえっ子クラブ	28-8940	安来市立赤江小学校敷地内
広瀬っこクラブ	※	旧広瀬幼稚園敷地内
ひろせ学童クラブ	32-4718	ひろせ保育園
ひだっ子クラブ	34-0001	比田交流センター
安田っこクラブ	37-0831	安田老人福祉センター
母里児童クラブ	37-1192	母里交流センター敷地内
赤屋っこクラブ	38-0960	赤屋老人福祉センター

※広瀬っこクラブ電話番号については安来市教育委員会(23-3230)へお問い合わせください。

◆お問い合わせ

教育総務課… 23-3230(広瀬庁舎)

児童手当・特例給付

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、中学校3年生まで支給される手当です。

手当の月額(1人あたり月額)

- 0歳から3歳未満(3歳の誕生日まで)

月額15,000円

- 3歳以上小学校修了前の第1子及び第2子

月額10,000円

- 3歳以上小学校修了前の第3子以降

月額15,000円

- 中学生

月額10,000円

- 所得制限限度額以上の場合

月額 5,000円

支払時期

- 6月10日(2月分～5月分)

- 10月10日(6月分～9月分)

- 2月10日(10月分～1月分)

◆お問い合わせ

福祉課… 23-3295(健康福祉センター)

〈受付窓口〉 市民課(安来庁舎)、福祉課(健康福祉センター)、伯太地域センター(伯太庁舎)

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を共にしている児童が育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と児童の健やかな成長を願って支給される手当です(所得制限あり)。

◆お問い合わせ

福祉課… 23-3295(健康福祉センター)

〈受付窓口〉 福祉課(健康福祉センター)でのみ手続きができます

母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

次のような貸付制度があります。

- 子供を修学させるのに必要な資金
- 技術の習得や療養中またはひとり親家庭になって間もない等の生活維持のための生活資金
- 医療または介護を受けるために必要な医療介護資金
- 住宅の補修等に必要な住宅資金
ほかにもありますのでご相談ください。

※平成26年10月から父子家庭も対象となりました。

◆お問い合わせ

福祉課… 23-3248(健康福祉センター)

中海ふれあい公園の遊具がご利用できます

中海ふれあい公園の一部が平成30年10月より利用できるようになりました。子ども広場には巨大遊具をはじめ築山などがあり、思いきり遊ぶことができます。東屋や大人用健康遊具がありますので、家族連れでお楽しみください。

◆お問い合わせ

土木建設課…………… 23-3322(伯太庁舎)



介護・福祉

介護保険

介護保険とは40歳以上の人人が被保険者となって介護保険料を納め、要介護や要支援の状況となったときに、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスが利用できる、支えあいの制度です。

被保険者

◎第1号被保険者

市内に住んでいる65歳以上の方

◎第2号被保険者

市内に住んでいる40歳～64歳の方で医療保険加入者

介護保険被保険者証

要介護認定を受けた方と65歳以上の方に交付します。

保険料

◎第1号被保険者

所得や世帯の市民税課税状況によって11段階の保険料に分かれています。

◎第2号被保険者

国民健康保険の方は所得や介護保険対象者の人数によって決まります。職場の健康保険の方は、加入している医療保険の算定方式に基づいて決まります。

保険料の納め方

◎第1号被保険者

年金が年額18万円以上の方は、原則年金から差し引かれます。それ以外の方は、納付書または口座振替で個別に納めます。

◎第2号被保険者

医療保険分と介護保険分を合わせて納めます。国民健康保険の方は、世帯主が納めます。職場の保険の方は、給与から差し引かれます。

介護保険のサービスを利用するには

市の要介護認定が必要です。

65歳以上で日常生活において介護が必要な方、40歳～64歳で老化等に伴う特定の病気で介護や支援が必要な方は、本人または家族が申請を行ってください。なお、認定後、サービスの利用については、居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)にご相談ください。

在宅サービス(在宅介護を中心としたサービス)

■自宅で利用

◎訪問介護 ◎訪問看護 ◎訪問入浴介護
◎訪問リハビリテーション

■出かけて利用

- ◎通所介護(デイサービス)
- ◎認知症対応型通所介護
- ◎通所リハビリテーション(デイケア)
- ◎短期入所生活介護(福祉施設のショートステイ)
- ◎短期入所療養介護(医療型のショートステイ)

■その他

- ◎認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- ◎小規模多機能型居宅介護
- ◎特定施設入所者生活介護
- ◎福祉用具貸与
- ◎福祉用具購入費の支給
- ◎住宅改修費の支給

施設サービス(施設に入所するサービス)

- ◎介護老人福祉施設 ◎介護老人保健施設
- ◎介護療養型医療施設 ◎介護医療院

◆お問い合わせ

介護保険課… 23-3290(健康福祉センター2階)

介護予防・高齢者福祉サービス

高齢者の方に関する総合相談事業

- 内容：介護や健康など高齢者の方に関する相談に専門職員が対応します。
- 方法：下記窓口へ電話相談や必要に応じた訪問をします。
- 窓口
 - 安来市地域包括支援センター…………… 32-9110
 - 安来市地域包括支援センターやすぎ(サブセンター)…………… 27-7100
 - 安来市地域包括支援センターはくた(サブセンター)…………… 37-1540
 - 在宅介護支援センターケアプランやすぎ… 22-0500
 - しらさき苑在宅介護支援センター…… 28-8580
 - 在宅介護支援センターひろせ…………… 32-9280

高齢者福祉サービスについて

健康づくり

対象者：65歳以上の方で、介護認定を受けていない方(ミニサロン事業、ミニデイサービス事業を除く)

■ミニサロン事業

- 内容：月1回、自治会ボランティアによる半日程度の高齢者の集いを開催します。
- 利用料：自治会により異なります。
- 会場：自治会の集会所等
- 期間：6月～3月
- 申込方法：実施を希望される場合は、自治会長を通じて下記へお申し込みください。
- 申込先：安来市社会福祉協議会(電話37-1432)

■ミニデイサービス事業

- 内容**：月1回、地区のボランティアによるミニデイサービスを開催し、介護予防に効果のある簡単な運動等を行います。
- 利用料**：1回 1,000円程度
- 会場**：各実施地区の交流センター等
- 期間**：6月～3月
- 申込方法**：参加希望の方、地区で実施を希望される場合も下記へご相談ください。
- 申込先**：安来市社会福祉協議会(電話37-1432)

■ふれあい講座

- 内容**：月1回、転倒予防・健康増進のための簡単な体操や調理実習、口腔ケア、季節にあった趣味活動を通して楽しい1日を過ごします。
- 利用料**：1,000円程度
- 会場**：ふれあいプラザ
- 期間**：4月～3月
- 申込方法**：随時受け付けています。下記へお申し込みください。
- 申込先**：昌寿苑(電話22-1234)

■シルバー健康講座

- 内容**：月1回、近隣の旧跡等をめぐりながらウォーキングを行います。健康講座も開催します。参加者の募集は別途行います。
- 利用料**：回により異なります。
- 会場**：定例の会場はありません。詳細は別途ご案内します。
- 期間**：6月～12月
- 申込方法**：詳細は下記へお問い合わせください。
- 申込先**：安来市社会福祉協議会(電話37-1432)

高齢者外出支援事業

- 内容**：介護タクシーの利用を1ヶ月につき往復2回まで市が負担します。
- 対象者**：生計を一にする世帯が市県民税非課税世帯の65歳以上の在宅高齢者で、寝たきりか車椅子等の福祉用具を使用しなければ外出が困難な方
- 利用の範囲**
 - ①保健、福祉制度の申請または利用のため、関係機関へ出向く場合
 - ②市主催の会議、研修会等に参加する場合
 - ③福祉施設等に入退所する場合
 - ④医療機関での受診及び入退院をする場合
 - ⑤二親等以内の親族の冠婚葬祭に参加する場合

◆お問い合わせ

福祉課…… 23-3224(健康福祉センター)

緊急通報電話設置事業

- 内容**：固定電話の回線を利用して通信できる装置を貸与します。

緊急時等に装置のボタンを押すと、市が依頼する警備会社に連絡が入り、通話することができます。利用者の安否が確認できないときは、あらかじめ届けてある3人の連絡先へ順番に連絡をとり、訪問による安否確認を依頼します。

- 対象者**：独居もしくは高齢者のみの老人世帯で日常生活に何らかの不安を持ち、緊急通報電話の設置を希望する方

◆お問い合わせ

福祉課…… 23-3224(健康福祉センター)

介護をしている家族の方への支援

家族介護者教室

- 内容**：介護方法や介護している方の健康づくりなどについての知識・技術を修得するための教室を開催します。
- 対象者**：高齢者を介護する家族の方や介護に関心のある方。
- 申込方法**：詳細については下記実施機関へお問い合わせください。

◆お問い合わせ

**在宅介護支援センターケアプランやすぎ 22-0500
しらさぎ苑在宅介護支援センター 28-8580
在宅介護支援センターひろせ… 32-9280
安来市社会福祉協議会………… 37-1432**

障がい者(児)福祉

障がいのある、なしに關係なく安心して暮らすことができるよう社会を作ることを目的に障害者総合支援法を元に各種サービス、事業等を行います。

特に記載のない場合、各種申請手続きは福祉課または市民課、伯太地域センターにて行えます。

各種手帳の交付

■身体障害者手帳

身体障害者福祉法に掲げる身体上の障がいがあり、県知事指定の医師の診断書を基に認定された方に交付されます。

■療育手帳

児童相談所等で知的な障がいがあると判定された方に交付されます。

■精神障害者保健福祉手帳

精神疾患有する方で、長期にわたり日常生活または社会生活に制限を受ける状態にある方に交付されます。

・**申請先** 福祉課、市民課、伯太地域センター

◆お問い合わせ

福祉課…… 23-3216(健康福祉センター)

手当・年金

■特別障害者手当

20歳以上の在宅の方で、一定基準以上の障がいがあるため日常生活において常に特別の介護を要する方に支給します。

■障害児福祉手当

20歳未満の在宅の方で、一定基準以上の障がいがあるため日常生活において常に介護を要する方に支給します。(障害年金を受けている場合は受給できません。)

■特別児童扶養手当

身体または精神に障がいのある20歳未満の児童を家庭で監護している人に支給します。

※それぞれ所得制限があります。また、施設入所者は対象外です。

※申請書等の提出は福祉課にお願いします。

◆お問い合わせ

福祉課 … 23-3216(健康福祉センター)

■障害基礎年金

20歳以上で一定基準以上に障がいがある方に支給されます。

◆お問い合わせの窓口

国民年金加入者／保険年金課…… 23-3086

厚生年金加入者／松江年金事務所

…………… 0852-26-2800

各種共済組合加入者／該当する共済組合

■心身障害者扶養共済制度

身体障害者手帳1～3級、療養手帳及び精神障害者保健福祉手帳を所持する障がい者(児)の保護者が死亡または重度の障がいをもたれたときに障がい児(者)に終身一定額の年金が支給される制度です。

※掛け金は加入時の保険者の年齢により決定されます。

※加入できる保護者の方は、65歳未満の健康な方のみです。

◆お問い合わせ

島根県障がい福祉課…… 0852-22-6686

医療費助成

■自立支援医療

◎更生医療

身体障害者手帳で認定された障がいを軽減・改善するために行う治療・手術などにかかる医療費の一部を公費負担します。

◎育成医療

身体に障がいのある児童(18歳未満)が、障がいを軽減・改善するために行う治療・手術などにかかる医療費の一部を公費負担します。身体障害者手帳の有無は問いません。

◎精神通院

精神疾患で病院や診療所に通院する際にかかった

医療費の一部を公費負担します。

※いずれも所得制限があります。

■精神障がい者通院医療費助成

自立支援医療(精神通院医療)の自己負担上限額の範囲以内において、低所得の方の自己負担額の一部を助成します。

・申請先 福祉課、市民課、伯太地域センター

◆お問い合わせ

福祉課…… 23-3216(健康福祉センター)

■福祉医療

障がいのある方やひとり親家庭を対象に、福祉医療証を交付します。医療機関・薬局等で提示されると本人負担額が医療費の1割となります。対象者となる方及び1ヶ月・1医療機関あたりの本人負担額は次のとおりです。

○対象となる方 ※所得制限があります

(1)身障手帳1または2級をお持ちの方

(2)療育手帳Aをお持ちの方

(3)身障手帳3または4級+知的障がいのある方(概ね IQ 50以下)

(4)精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

(5)精神障害者保健福祉手帳2級+身体障害者手帳3級または4級をお持ちの方

(6)精神障害者保健福祉手帳2級+知的障がいのある方(概ね IQ 50以下)

(7)65歳以上で3ヶ月以上臥床し、他人の介護が必要な方(寝たきり認定から1年間のみ対象)

(8)ひとり親家庭の方

○本人負担限度額

区分	入院負担限度額	通院負担限度額	薬局等
一般の方 (市民税課税世帯の方)	20,000円	6,000円	0円
低所得世帯の方 (市民税非課税世帯の方)	2,000円	1,000円	0円
20歳未満の障がいをお持ちの方	2,000円	1,000円	0円

・入院と通院はそれぞれ別に計算します。

・院内処方の薬代は通院費に含まれます。

・薬局等とは、薬局・柔道整復施術所・治療用装具製作所・訪問看護ステーションのことです。

・助成の対象となるものは医療費の部分のみです。食事・室料・病衣・文書料・紹介状なしでの受診負担金・時間外特別診療料金・予防接種・健診等は助成の対象にはなりません。

◆お問い合わせ

保険年金課…… 23-3086(安来庁舎)

広瀬地域センター…… 23-3200(広瀬庁舎)

伯太地域センター…… 23-3300(伯太庁舎)

障がい者福祉制度

手帳の等級や障がいの種別によって利用できるサービスが異なります。

名称	対象者	内容	問い合わせ先
所得税、住民税の控除	障がい者本人または扶養者	障がい者本人または扶養者の所得から一定額を控除(差し引かれる)されます。確定申告または年末調整の際に手帳を提示して申告してください。	松江税務署 電話 0852-21-7711 税務課 電話 23-3040
自動車税の減免	身体・知的・精神障がい者本人(本人の所有する自動車がない場合は生計を一にする方)	対象者が取得または所持する自動車等については、障がいの等級や使用目的により毎年の(軽)自動車税が申請により減免されます。 購入時取得税の減免については、東部県民センターにお問合わせください。	普通車／東部県民センター 電話 0852-32-5626 軽自動車／税務課 電話 23-3040
補装具の交付・修理、日常生活用具の給付		身体障がい者の障がい種別や等級により対象品目が異なります。 ▼交付・修理の対象品目…補聴器、杖、車椅子、義肢(義手、義足)等 ▼給付の対象品目…特殊ベッド、特殊マット、点字図書、入浴補助用具、移動・移乗支援用具、ファッカス、透析液加温器、ストマ用装具等(難病患者、小児慢性特定疾患患者にも医師の診断書により給付) ※利用者負担は、用具ごとに定められた基準額の原則1割です。	福祉課 電話 23-3216
人工透析患者通院費助成	じん臓機能障害1級(所得制限あり)	週2回以上人工透析をするために医療機関に通院する場合は、通院にかかる費用の一部を助成します。利用する交通手段や医療機関への距離によって助成額が異なります。	福祉課 電話 23-3216
有料道路の通行料金割引	身体障害者手帳をお持ちの方療養手帳をお持ちの方のうち重度の障がいに該当する方	対象者または家族等が所持する自家用車で、本人の移動に利用する場合は半額になります。身体障害者手帳及び療養手帳をお持ちの方で、重度の障がいに該当する場合は本人または家族等が運転するもの、その他の方は本人が運転するものが対象です。手帳、車検証、免許証をお持ちください。	福祉課 電話 23-3216
NHK受信料の減免	【全額免除】次の①～③のいずれかに該当する方 ①障がい者を構成員とする世帯でその構成員の全員が市町村民税非課税の場合 ②公的扶助受給者 ③社会福祉事業施設入所者 【半額免除】次に該当する方が契約者で世帯主の場合 ①視覚障がい者 ②聴覚障がい者 ③重度の精神障がい者 ④重度の知的障がい者 ⑤重度の戦傷病者		福祉課 電話 23-3216
携帯電話の割引	障がい者本人	対象者が契約している携帯電話の基本使用料、通話料などの割引があります。	各携帯電話会社
NTT電話番号案内料の免除	視覚障がい1～6級、肢体不自由(上肢)(体幹)(乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)1～2級で身体障がい者手帳をお持ちの方、療育手帳をお持ちの方、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方。		NTT
施設等入場料の減免		観光、文化、学習、スポーツ、温泉などの施設で入場料などが割引になる場合があります。	各施設

交通機関の割引

問い合わせは各交通機関の窓口

バスやタクシーは、乗降時に運転手に手帳を提示し、切符が必要なものは購入時に窓口で手帳を提示して割引を受けられます。その際には、割引後の運賃を支払っていただきます。予約が必要なものは、予約時に手帳を持っていることを申し出てください。

交通機関	対象者及び内容
イエローバス	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方：本人 運賃半額
日の丸バス 一畑バス	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 第1種の表示がある場合：本人及び介護者 第2種の表示がある場合：本人 運賃半額

交通機関	対象者及び内容
高速バス	身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方 第1種の表示がある場合：本人及び介護者 第2種の表示がある場合：本人 運賃半額 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で運賃が半額になる場合があります。
JR	身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方 第1種の表示がある場合：本人及び介護者 乗車券(定期券、回数券を含む)および急行券が半額 第2種の表示がある場合：本人 乗車券が半額 ※手帳保持者のみが乗車する場合には片道100kmを超える場合に適用となります。 ※中学生以上の方が対象となります。
タクシー	身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方：1割引(端数切捨て)
飛行機	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 第1種の表示がある場合：本人及び介護者 第2種の表示がある場合：本人 割引率は航空会社、路線により異なります。(国内線片道運賃のみ対象)

障がい福祉サービス

障がい福祉サービスは身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、障がい児を対象として、自宅や施設において介護支援を受けたい場合や、就労・生活の訓練を行いたい場合に利用できるサービスです。サービスを利用するためには、支給の申請を行う必要があります。また、サービスを利用すると、サービス費の1割を基本とした自己負担があります。

サービスの種類	サービスの内容
計画相談支援	福祉、就労、住宅等の総合的な視点から地域での生活を支援するための計画を作成します。
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅での、入浴、排せつ、食事および通院、乗降の介助等を行います。
重度訪問介護	常に介護を必要とする方に自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚に障がいがある方を対象に外出時において、移動の支援や代読、代筆等の支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性の高い方に、居宅介護等複数サービスを包括的に行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する方が病気の場合等に、短期間、夜間を含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話を行います。
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介助等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

サービスの種類	サービスの内容
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練（機能・生活・宿泊型）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型、B型）	一般企業等への就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
就労定着支援	一般就労に伴い生じる課題についての支援を行います。
自立生活援助	施設から一人暮らしへ移行を希望する人への支援を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方に地域生活に移行するための支援を行います。
地域定着支援	地域生活を継続していくための常時および緊急時の連絡体制の確保や相談を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。
保育所等支援訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への対応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

・申請先 福祉課、市民課、伯太地域センター

◆お問い合わせ

福祉課…… 23-3216(健康福祉センター)

地域生活支援サービス

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、障がい児を対象として自治体が独自に行うサービスです。サービスを利用するためには、申請が必要です。また、サービスの利用料として、サービス費の1割を基本とした自己負担があります。(所得により異なります。)

◎意思疎通支援事業

聴覚障がい者または、音声・言語機能障がいの方が病院や公的機関での手続等で会話が必要な際、手話通訳者(要約筆記者)を派遣します。

◎地域活動支援センターⅠ型事業

相談事業や専門職員(精神保健福祉士等)の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施しています。

◎地域活動支援センターⅡ型事業

機能訓練、社会適応訓練、自立と生きがいを高めるための事業を実施しています。



◎移動支援事業

外出支援の必要な障がいをお持ちの方に外出の際の移動の支援を行います。

◎更生訓練費給付事業

就労移行支援、自立訓練を利用している方に対して、訓練のために必要な物品の購入費の給付を行います。

◎日中一時支援事業

①家族の用事や休息等で日中に監護するものがいないとき、一時的に見守り等の支援を行います。

②家族の用事や休息等で日中に監護するものがいない就学前の障がい児に対して、一時的に見守り等の支援を行います。

③夏休み中に十神小学校の通級指導教室等において療育活動を行います。(小学生～中学生まで)

◎自動車運転免許証取得・改造助成事業

①自動車運転免許証を取得する場合、教習所に支払った費用を助成します。(上限10万円)

②自動車改造(本人運転)
車両の改造に要する経費を助成します。(上限10万円、所得制限あり)

対象者：身体障害者手帳(上肢・下肢又は体幹機能障害)をお持ちの方

③自動車改造(介護者運転)
対象者の介護の方が運転する車両の改造に要する経費を助成します。

対象者：下肢・移動機能障害1・2級、体幹機能障害1～3級の方

◎リフト付き乗用車等運転事業

視覚障害1級、2級もしくは、常時車椅子を使用しなければ移動が困難な人のタクシー運賃の補助を行います。

◎訪問入浴サービス事業

重度障がい者の方が自宅で入浴を行えるようにします。

対象者：身体障害者手帳1級及び2級に該当し、このサービスを利用する以外に入浴が困難な方

・申請先 福祉課、市民課、伯太地域センター

◆お問い合わせ

福祉課…… 23-3216(健康福祉センター)

障がい者相談支援事業

生活相談等、日常生活の中でお困りのことがある場合には、次の事業所にご相談ください。

■安来地域活動支援センター ステップ

住所 安来市安来町927-2 23-0357

■櫻苑

住所 安来市植田町226-10 28-8778

■エプロンの会

住所 安来市安来町1576 22-0808

■梨の木園

住所 安来市飯梨町303-1

28-6048

生活保護

生活の困窮の程度に応じてひとしく最低限度の生活を保障し、自立を助長することを目的としています。必要に応じ生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助などの各種扶助を行います。

◆お問い合わせ

福祉課…… 23-3210(健康福祉センター)

第2のセーフティネット**各種支援制度のご案内**

住居・生活に困窮する離職者が、安定的な就労機会を確保して生活再建を図ることができるよう、安来市、安来市社会福祉協議会、ハローワーク安来では、安来地域生活福祉・就労支援協議会を設置し、互いに連携、協力して支援を行っています。

離職によって住居を失ってお困りの方や、雇用保険受給資格がなく(または受給を終了して)就職活動中の生活費にお困りの方への支援制度があります。

支援制度・問い合わせ先は下記のとおりです。

■「住宅支援給付」

離職者であって住宅を喪失または喪失するおそれのある方に対する、賃貸住宅の家賃のための給付

福祉課 23-3211

■「総合支援資金貸付」

失業等により日常生活全般に困難を抱えている方に対する、生活費や住宅入居費等の資金の貸付

安来市社会福祉協議会 23-1855

■「臨時特例つなぎ資金貸付」

離職に伴って住宅を失い、公的な給付・貸付を申請し、資金の交付を受けるまでの生活費に困窮している方に、当面の生活費を貸付

安来市社会福祉協議会 23-1855

■「訓練・生活給付」

ハローワークのあっせんにより職業訓練を受講する方に対する、訓練期間中の生活費等の給付及び貸付

ハローワーク安来 22-2545

健康・医療

保健予防事業

健康手帳の発行

40歳以上で希望する方に、健康診査やがん検診の結果、血圧や体重の経過など必要事項を記録し、日々の健康管理に役立てていただくため、健康手帳を発行しています。

健康教育

運動や食及び歯・口に関することなどの健康増進、病気の予防について、健康教室を開催します。また、各地区の交流センターや職場等に保健師、管理栄養士、歯科衛生士などを派遣し、健康教室等を行います。ご相談ください。

◆お問い合わせ

いきいき健康課

.....23-3220(健康福祉センター)

健康相談

○一般健康相談

受付時間：毎週月～金曜日 8時30分～17時
15分 ※祝日・休日・年末年始を除く

○栄養相談(予約制)

栄養や健診結果の見方等について相談したい方、どなたでも利用できます。

◆お問い合わせ

いきいき健康課

.....23-3220(健康福祉センター)

○エイズ相談と検査(予約制)

<即日検査>

検査日時…第2火曜日 9時～11時
第3木曜日 9時～11時
第4火曜日 9時～11時
13時30分～15時

※相談は隨時行っています。(月～金曜日)

◆お問い合わせ

松江保健所..... 0852-31-5051(直通)

○難病相談(予約制)

- ・難病または難病と思われる方の相談は、隨時行っています。(月～金曜日 8時30分～17時15分)
- ・専門医による相談は、要予約です。詳しくは電話でお問合わせください。

○肝炎相談とウイルス検査(予約制)

<肝炎ウイルス検査>

検査日時…第2火曜日 9時～11時
第3木曜日 9時～11時

第4火曜日 9時～11時
13時30分～15時

※結果は約1週間後にわかります。

※相談は随時行っています。(月～金曜日)

◆お問い合わせ

松江保健所..... 0852-23-1315

○心の健康相談(予約制)3回／月

※奇数月は安来会場、偶数月は松江会場となります。予約の際確認ください。

<精神科医師などによる相談>

心の相談(もの忘れ、アルコールなど)に応じます。

○アルコール相談(予約制)1回／月

※松江会場です。

<臨床心理士による相談>

アルコール問題に関する困りごとの相談に応じます。

◆お問い合わせ

松江保健所..... 0852-23-1316

健康診査

1. 特定健康診査(特定健診)

対象：40歳から74歳の安来市国民健康保険加入者

2. 後期高齢者健診

対象：後期高齢者医療保険加入者

3. ミニドック(特定健診と各種がん検診がセットになった健診です)

対象：40歳から74歳の安来市国民健康保険加入者で昨年及び一昨年に実施したミニドックを受診していない方

4. 脳健診

対象：40歳から74歳の安来市国民健康保険加入者で昨年に実施した脳健診を受診していない方

◆お問い合わせ

保険年金課..... 23-3084(安来庁舎)

いきいき健康課

.....23-3286(健康福祉センター)

5. がん検診

交流センターなどで検診車により受ける「集団検診」と医療機関で個別に受ける「個別検診」(大腸がん検診・子宮頸がん検診・乳がん検診)があります。

詳しくは、広報やすぎどげなかね6月号(5月20日発行)に合わせてお配りする「健診のしおり」、または、安来市のホームページで、予約方法などを必ず確認してください。

<集団検診>

○大腸がん検診

対象：40歳以上 1年に1回

○胃がん検診(胃透視)

対象：40歳以上 1年に1回

○肺がん検診

対象：40歳以上 1年に1回

○子宮頸がん検診とHPV検査

対象：20歳以上(ただし、昨年、一昨年度の受診結果により異なる)

※HPV検査

子宮頸がんの主要原因といわれるHPV(ヒトパピローマウイルス)の感染の有無を調べます。子宮頸がん検診と同時に受けられます。

○乳がん検診(マンモグラフィー)

対象：40歳以上(ただし昨年度に受診していない方)

<個別検診>

直接医療機関にお申し込みください。

○大腸がん検診

対象・検査内容：集団検診と同じ

実施医療機関：市内受託医療機関、千原医院、加藤医院(奥出雲町)

○子宮頸がん検診とHPV検査

対象・検査内容：集団検診と同じ

実施医療機関：家族・絆の吉岡医院、安来市立病院

○乳がん検診

対象：集団検診と同じ

検査内容：マンモグラフィー、視触診

実施医療機関：安来第一病院、安来市立病院

6. 結核検診

各地区を検診車が巡回します(肺がん検診も同時実施します)。

対象：65歳以上の方

7. B・C型肝炎ウイルス検診

対象：40歳以上の方でこれまでにB・C型肝炎ウイルス検査を受けたことがない方

高齢者の予防接種

1. 高齢者季節性インフルエンザ予防接種

対象：①65歳以上(接種当日65歳)の方

②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいを有する方

2. 高齢者肺炎球菌予防接種(令和元年度から令和5年度まで)

対象：次の①、②の方で、過去に肺炎球菌ワクチン(ニューモバックスNP)の予防接種を受けていない方

①65歳の方

②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいを有する方
※ただし、①については、特例として次の方も対象となります。

【平成31年4月1日～令和2年3月31日までの間】

平成31年3月31日において100歳以上の方及び65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある方

【令和2年4月1日～令和6年3月31日までの間】

65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある方

休日・夜間の急な発熱や病気の場合

・在宅当番医

かかりつけ医が不在などで相談できない場合には、安来市医師会により休日等に診療されています。(安来市ホームページ、市報とあわせて配布します市民力レンダーをご覧ください。)

※診療時間は9時～12時、13時～17時です。このほかの時間帯は、安来市医師会診療所(電話37-1511)にご相談ください。

・小児の救急については、島根県小児救急電話相談(#8000)サービスが利用できます。

◆お問い合わせ

いきいき健康課

..... 23-3220(健康福祉センター)

医療機関一覧

地 域	医療機関名(医科)	所 在 地	電 話
安 来	日立記念病院(歯科含む)	安来市安来町1278-5	22-2180
	安来第一病院	安来市安来町899-1	22-3411
	家族・絆の吉岡医院	安来市安来町789-1	22-2065
	渡部医院	安来市安来町1195-7	22-2486
	吉田医院	安来市飯島町1235-2	22-2064
	野坂医院	安来市安来町1637	22-2525
	杉原クリニック	安来市南十神町19-9	22-1222
	杉原医院	安来市安来町898-4	23-1236
	杉原医院大塚分院	安来市大塚町357-15	27-0888
	麦谷内科クリニック	安来市下坂田町308-1	22-1855
	金藤内科小児科医院	安来市赤江町1447-5	28-6688
	森脇医院	安来市荒島町1728-6	28-8635
	やました整形外科	安来市南十神町17-1	27-7250
	白根医院	安来市荒島町1817-1	28-7000(整形) 28-9595(眼科)
	広江眼科	安来市安来町904-1	23-1231
	たわら眼科	安来市南十神町17-2	23-7600
	おがわ耳鼻咽喉科	安来市飯島町531-1	23-1187
広 濑	河村医院	安来市広瀬町広瀬1940	32-2436
	安来市立病院	安来市広瀬町広瀬1931	32-2121
	朝山医院	安来市広瀬町広瀬976	32-2439
	ドクター中西 元気クリニック	安来市広瀬町布部758	36-0009
伯 太	安来市医師会診療所	安来市伯太町安田1700	37-1511
	村上医院	安来市伯太町東母里459-5	37-1046
	村上医院安田診療所	安来市伯太町安田中16-2	37-1088
	常松医院井尻分院	安来市伯太町井尻3-3	37-1125
	常松医院赤屋分院	安来市伯太町赤屋117-1	38-0634

地 域	医療機関名(歯科)	所 在 地	電 話
安 来	吉田歯科クリニック	安来市飯島町409-1	23-1323
	長谷川歯科診療所	安来市南十神町27	23-2146
	吉田歯科医院	安来市安来町1901-1	22-2126
	長谷川歯科医院	安来市安来町1130-11	22-2508
	島田歯科クリニック	安来市安来町1225-1	23-0823
	仲佐歯科医院	安来市安来町1624	22-1515
広 濑	たんぽぽ歯科医院	安来市広瀬町広瀬1904-1	32-2061
	高橋歯科医院	安来市広瀬町広瀬884-1	32-2751
伯 太	ベル歯科医院	安来市伯太町安田1687-1	37-0081

◆お問い合わせ
いきいき健康課 23-3220(健康福祉センター)

産業・農業

産業サポートネットやすぎ

安来市・島根県農業協同組合やすぎ地区本部・安来商工会議所・安来市商工会の4団体で組織された、産業支援団体です。産業サポートネットやすぎでは個人、事業者、団体などの事業を応援しています。

- ・安来市の産業振興につながる事業の各種相談対応
- ・サポートアドバイザー派遣事業
- ・人材育成支援
- ・展示会・商談会への出展支援
- ・知的財産権取得支援
- ・新商品新技術開発支援
- ・パッケージデザイン作成支援
- ・ホームページ作成支援
- ・国際規格認証取得支援 など

◆お問い合わせ

商工観光課………… 23-3104(安来庁舎)

島根県農業協同組合やすぎ地区本部

　　営農経済部 生産流通課…… 28-7800

安来商工会議所…………… 22-2380

安来市商工会…………… 32-2155

安来市における農業の概要と特徴

安来市の農業の中心は水稻ですが、その他にも畜産、施設野菜、花き、果樹等の生産も盛んに行われています。

近年は、いちごや有機葉物野菜の生産拡大に力を入れているほか、集落営農組織や認定農業者など担い手の育成・支援を、島根県・JA等の関係機関と連携しながら行い、基幹産業として持続的な発展を目指しております。

安来市新規就農パッケージ

安来市では新規就農を志すひとのために、「受入集落」、農業の指導者となる「師匠」、就農時の「農地」「機械・施設整備」の支援に加え、定住へ至る将来を考え「住居」までをパッケージとした、『就農・定住パッケージ』を用意して、就農を支援しています。



◆お問い合わせ

農林振興課…………… 23-3333(伯太庁舎)

有害鳥獣防止対策

近年鳥獣(イノシシ、ヌートリア、カラス等)により被害が増加しています。このため安来市では、鳥獣による農作物への被害防止施策を効果的に実施するため、「安来市鳥獣被害防止計画」を策定しています。対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針により、以下の内容で取組を行っています。

1. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項
2. 防護柵の設置、その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止策に関する事項
3. 被害防止施策の実施体制に関する事項
4. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項
5. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

◆お問い合わせ

農林振興課…………… 23-3338(伯太庁舎)

農業委員会

農地の売買などの権利移動や農地を農地以外の用途に転換する場合(転用)には、法律により制限があり、許可または届け出が必要です。

証明書等種類

■手数料の係る物件(一件300円)

- 耕作証明 ○あっせん証明
- 引き続き農業経営を行なっている旨の証明
- 就農証明 ○継続就農証明
- 農家台帳の写し

■手数料の係らない物件

- 相続・贈与税適格証明
- 競売適格証明 ○転用事実証明

○許可を取り消していない旨の証明

農業委員、農地利用最適化推進委員の定数及び任期

■定数55人(農業委員19人、農地利用最適化推進委員36人)

■任期 3年

農業委員会の日

毎月21日(休日等の場合は前後日)

申請書受付締切り 每月5日(休日等の場合翌日)

◆お問い合わせ

農業委員会事務局 23-3360(伯太庁舎)

学校教育・生涯教育・スポーツ

小中学校

入学

■通知(小学校)

来年度、小学校へ入学する児童(満6歳)の保護者へ入学通知書を発送します。

記載事項に異動がある場合、また2月上旬までに通知書が届かない場合は学校教育課までご連絡ください。

■通知(中学校)

在学中の市立小学校を通じて、2月上旬までに入学通知書をお渡しします。記載事項に異動がある場合、また入学通知書が届かない場合は学校教育課までご連絡ください。

■就学校の変更

指定した学校の変更については、相当の理由があるときは、保護者の申し立てにより変更することができます。

転校

異動の手続きは、市民課、広瀬地域センター、伯太地域センターで行ってください。

■転入

転入の手続きを終えたのち、就学校指定通知書を受け取り、通知書に記載されている学校において就学の手続きをしてください。

■転出

転出の手続きを終えたのち、転出先の市区町村で就学の手続きをしてください。

■転居

転居の手続きを終えたのち、就学校指定通知書を受け取り、通知書に記載されている学校において就学の手続きをしてください。なお、校区内における転居の場合は、学校での手続きは必要ありません。

就学時健診

小学校入学予定児童を対象として健康診断を実施し、健やかな学校生活をおく事ができるように、事前に保護者の皆様とともに児童の健康状態を確認します。

■時期

毎年、就学前の10月から11月にかけて実施します。事前に就学時健康診断日程通知書を送付いたします。

■検査内容

内科、歯科、眼科、耳鼻咽喉科の先生に診断をして

生きる力と夢を育む 安来の教育

安来市教育委員会

安来市教育大綱

～ふるさとを愛し 未来を たくましくり拓き
社会に貢献する 心豊かな人づくり～

やるき
すなお
げんき

3つの基本方針

社会や人との関わりの中で
主体的に生きる力を備えた
子どもの育成

郷土に誇りと愛着をもち、
新時代に羽ばたく夢と
希望にあふれる子どもの育成

人権意識をもち、
差別を許さない
実践力のある子どもの育成

5つの目標

1. 確かな学力
2. 豊かな心
3. 心身の健康
4. ふるさ教育
5. 学びの支え

いただきます。

- (1)内 科 児童の栄養状態、体の状態 など
(2)歯 科 虫歯の有無、歯の状態 など
(3)眼 科 視力検査、眼の状態 など
(4)耳鼻咽喉科 聴力検査、耳の状態 など

■持参するもの

- ①保健調査票(就学時健康診断日程通知書に同封しています。)に必要事項を記入しておいてください。
※母子手帳などを参考に記入してください。
②就学時健康診断日程通知書に記載している内容をご確認ください。

■診断結果

「就学時健康診断の結果について(通知)」にてお知らせします。その結果により治療を要する場合は、早めに受診し治療を済ませておくことをお勧めします。

◆お問い合わせ

学校教育課……………23-3250(広瀬庁舎)

学校一覧

■市立小学校

学校名	電話	所在地
十神小学校	22-2010	安来市安来町843-3
社日小学校	22-6345	安来市宮内町101
島田小学校	22-2531	安来市穂日島町485
宇賀荘小学校	22-2364	安来市清井町300
南小学校	22-2807	安来市清瀬町230
能義小学校	22-2854	安来市飯生町265
飯梨小学校	28-6417	安来市植田町398
荒島小学校	28-6186	安来市荒島町2728
赤江小学校	28-8009	安来市赤江町1843
広瀬小学校	32-2388	安来市広瀬町広瀬751
比田小学校	34-0014	安来市広瀬町西北田1659-1
山佐小学校	35-0017	安来市広瀬町上山佐608-1
布部小学校	36-0200	安来市広瀬町布部1152
安田小学校	37-0058	安来市伯太町安田1213-1
母里小学校	37-1099	安来市伯太町西母里1040-1
井尻小学校	37-1032	安来市伯太町井尻859-2
赤屋小学校	38-0004	安来市伯太町赤屋123

■市立中学校

学校名	電話	所在地
第一中学校	22-2250	安来市飯島町792
第二中学校	22-2859	安来市吉岡町7
第三中学校	28-8534	安来市西赤江町395
広瀬中学校	32-2389	安来市広瀬町富田1470
伯太中学校	37-1007	安来市伯太町西母里940-6

■県立高校

学校名	電話	所在地
安来高等学校	22-2840	安来市佐久保町115
情報科学高等学校	23-2700	安来市能義町310

◆お問い合わせ

学校教育課……………23-3235(広瀬庁舎)

就学援助

経済的理由によりお子さんの就学が困難だと認められるご家庭に対して、学校でかかる費用の一部を市が援助するものです。

認定要件

次のいずれかに該当する場合に限り受けることができます。

■要保護児童生徒援助認定要件

○生活保護を受けている世帯

■準要保護児童生徒援助認定要件

○次のうちいずれかの措置を受けている世帯

- ・生活保護法による保護の停止または廃止
- ・市県民税の非課税

- ・市県民税の減免
- ・個人事業税の減免
- ・固定資産税の減免
- ・国民健康保険税の減免
- ・国民健康保険税の徴収猶予
- ・児童扶養手当の支給

○上記以外で、上記に準ずる世帯として教育委員会が適当と認める場合

◆お問い合わせ

学校教育課……………23-3235(広瀬庁舎)

生涯学習活動事業

生涯学習活動事業は市民の身近な場所で行われる活動です。詳しくは各交流センターへお尋ねください。

なお、総合文化ホール(アルテピア)に関する情報については24・25ページをご覧ください。

■交流センター一覧表

施設名	電話番号	所在地
安来中央交流センター (安来中央公民館)	23-1721	〒692-0011 安来市安来町896-1
十神交流センター (十神公民館)	23-0755	〒692-0011 安来市安来町896-1、1931-1
社日交流センター (社日公民館)	23-2048	〒692-0011 安来市安来町1281-1
島田交流センター (島田公民館)	23-2891	〒692-0025 安来市穂日島町485
宇賀荘交流センター (宇賀荘公民館)	23-0721	〒692-0034 安来市宇賀荘町98-1
大塚交流センター (大塚公民館)	27-0328	〒692-0042 安来市大塚町400-1
吉田交流センター (吉田公民館)	27-0325	〒692-0043 安来市上吉田町618-1
能義交流センター (能義公民館)	23-0764	〒692-0055 安来市飯生町566-3
飯梨交流センター (飯梨公民館)	28-8346	〒692-0066 安来市飯梨町445-1
荒島交流センター (荒島公民館)	28-6783	〒692-0007 安来市荒島町3353-5
赤江交流センター (赤江公民館)	28-8982	〒692-0002 安来市上坂田町574
広瀬交流センター (広瀬公民館)(広瀬中央公民館)	32-4138	〒692-0404 安来市広瀬町広瀬811
布部交流センター (布部公民館)	36-0001	〒692-0623 安来市広瀬町布部345-40
比田交流センター (比田公民館)	34-0001	〒692-0731 安来市広瀬町西北田1708-4
山佐交流センター (山佐公民館)	35-0129	〒692-0413 安来市広瀬町上山佐654-5
下山佐交流センター (下山佐公民館)	32-3840	〒692-0412 安来市広瀬町下山佐498
菅原交流センター (菅原公民館)	32-3298	〒692-0621 安来市広瀬町菅原604
宇波交流センター (宇波公民館)	36-0852	〒692-0622 安来市広瀬町宇波482-2
東比田交流センター (東比田公民館)	34-0211	〒692-0733 安来市広瀬町東比田950-11
西谷交流センター (西谷公民館)	36-0376	〒692-0624 安来市広瀬町西谷376-6

施設名	電話番号	所在地
奥田原交流センター (奥田原公民館)	35-0047	〒692-0625 安来市広瀬町奥田原602-1
伯太中央交流センター (伯太中央公民館・わかさ会館)	37-1558	〒692-0207 安来市伯太町東母里572-1
安田交流センター (安田公民館)	37-0835	〒692-0205 安来市伯太町安田中158

施設名	電話番号	所在地
母里交流センター (母里公民館)	37-0225	〒692-0211 安来市伯太町母里28
井尻交流センター (井尻公民館)	37-0836	〒692-0213 安来市伯太町井尻77
赤屋交流センター (赤屋公民館)	38-0145	〒692-0321 安来市伯太町赤屋118-2

◆お問い合わせ
地域振興課………… 23-3070(安来庁舎)

公共スポーツ施設一覧

安来市の公共スポーツ施設を紹介します。

区分	施設名称	申込先	申込先 TEL	所在地
体育館	安来市民体育館	同左	23-1923	安来町1337-1
	広瀬中央公園・総合体育館	広瀬中央公園	32-2678	広瀬町広瀬307
	伯太体育館	同左	37-1262	伯太町西母里231-5
	安来南体育館	安来二中	22-2859	沢町461-5
	広瀬体育館	広瀬地域センター	23-3200	広瀬町広瀬2548
野球場	安来運動公園・野球場	安来運動公園	22-5911	吉岡町450
	広瀬中央公園・野球場	広瀬中央公園	32-2678	広瀬町広瀬307
	安来球場	安来一中	22-2250	飯島町744
	安来西部球場	安来三中	28-8534	上坂田町280-2
庭球場	安来運動公園・庭球場	安来運動公園	22-5911	吉岡町450
	広瀬中央公園・庭球場	広瀬中央公園	32-2678	広瀬町広瀬307
陸上競技場	安来運動公園・陸上競技場	安来運動公園	22-5911	吉岡町450
	広瀬中央公園・陸上競技場	広瀬中央公園	32-2678	広瀬町広瀬307
多目的運動広場	伯太運動広場	伯水工務店(指定管理者)	37-0620	伯太町日次537
	山佐運動広場	山佐交流センター	35-0129	広瀬町上山佐1472-4
	東比田運動広場	東比田交流センター	34-0211	広瀬町東比田2197-3
プール	安来運動公園・市民プール	同左	22-0848	吉岡町409-1
	広瀬勤労者体育センター	比田交流センター	34-0001	広瀬町西北比田1441-2

◆お問い合わせ
文化スポーツ振興課 23-3075(安来庁舎)



住宅・生活・U I ターン・まちづくり

U I ターン・定住支援

安来市では人口減少と地域活性化対策の一環として、移住定住に関する事業に取り組んでいます。

安来市民間賃貸住宅家賃助成事業補助金制度

■制度の概要

安来市へU I ターンされた人や新婚の人で交付要件を満たす人の民間賃貸住宅の家賃の一部を助成します。

■補助対象者

- ・新婚又はU I ターン者
 - ・世帯全員が生活保護法による住宅扶助等の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
 - ・世帯全員に市税の滞納がないこと
 - ・世帯全員が暴力団員でないこと
 - ・市内に3年以上定住する見込みがあること
 - ・世帯に公務員がないこと
- ※この他、所得の上限等が規定されています。詳細はHP等でご確認ください。

■補助限度額等

月額1万円 ※補助対象経費は、毎月の家賃から住宅手当等を差し引いた額

ただし、次の場合、上限額が変更になります。

- ・空き家バンク登録物件を賃貸する場合の限度額：月額1万5千円
 - ・同一世帯に属する者全員が40歳未満の場合の限度額：月額2万円
- ※補助期間は最長36ヶ月です。

空き家バンク制度

■制度の概要

居住しなくなった家を所有者が市に登録し、その物件を買いたい・住みたい人へ紹介するしくみです。所有者と利用希望者の方の希望条件(所在地、間取り、売却又は賃貸等)が合致した場合、両者のマッチングを行います。

■制度の利用にあたって

空き家バンク制度を利用する場合は、所有者・利用希望者共に登録が必要です。また、物件の登録に関しては家屋等の状況によってはお断りする場合があります。

■物件の検索

安来市が運営する空き家バンクの登録物件は、安来市定住支援サイト「やすぎぐらし」の中で検索できます。サイトの上部にある「住みたい」のアイコンをクリックしてお入りください。

安来市定住支援サイト 「やすぎぐらし」

<https://yasugi-gurashi.jp/>

■利用上の注意

所有者と利用希望者の間の空き家の売買や賃貸借の交渉・契約等に市は関与しません。トラブルを防ぐ

ためには宅地建物取引業者へ仲介を依頼されることをお勧めします。(仲介手数料が発生します)

定住サポートセンター

「安来市ってどんなところ？ どんな制度があるの？」といった安来市に興味のある人、移住をお考えの人の安来市の移住・定住に関するご質問には定住サポートセンターで対応しています。定住サポートセンターでは、ふるさと島根定住財団と連携し、年に数回、東京・大阪・広島で開催されるU I ターンに関するイベントへ相談ブースを出展しています。

また、定住サポートセンターでは、安来市定住支援サイト「やすぎぐらし」を運営しており、安来市の風土、移住に関する助成制度、先輩移住者の声など、安来市の移住・定住関連情報を掲載しています。

●安来市定住支援サイト 「やすぎぐらし」

<https://yasugi-gurashi.jp/>

皆様のまわりに、安来市への移住やU I ターンをお考えのご家族等いらっしゃいましたら、ぜひその方に、定住サポートセンターと定住支援サイト、U I ターンイベントについてご紹介ください。

◆お問い合わせ

定住推進課(安来市定住サポートセンター)

……… 0854-23-3059(安来庁舎)

ハーモニータウン汐彩

■マイホームの夢を叶える3つの選択肢

従来よりも少ない負担でマイホームの建築が出来る3つの制度を紹介します。
(2023年3月末までの契約が対象です。)

①100万円の補助金を受ける「新築支援補助金」

土地開発公社から土地を購入し、3年以内に自らが居住する目的の住宅を建築すると100万円補助します。

②35年後に土地を譲り受ける「住宅地貸付」

35年間有償で土地を借り、期間満了後には土地を無償で譲り受けることができます。

③すべての区画が月額7,000円「定期借地権」

51年後に土地を返却する必要がありますが、購入よりも安価な費用で宅地を持てます。

※①②③はそれぞれ併用できません。①は安来市土地開発公社、②③は安来市との契約となります。

◆お問い合わせ

安来市土地開発公社 23-3388(伯太庁舎)

都市政策課……… 23-3310(伯太庁舎)

住宅支援

安来市では市民の生命及び財産の保護を図るために、また、木造住宅の安全性の向上・既存ストックの質の向上・安全で安心なまちづくりを進めていくため、住宅の各種支援制度を設けています。

木造住宅耐震化等促進事業

■制度の概要

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震化を図り、安全安心なまちづくりを促進するため、木造住宅耐震化等促進事業に要する費用の一部を助成します。

■助成額

1. 耐震診断事業

補助対象経費の10分の9以内の額(住宅1棟当たり60,000円を限度)

2. 耐震補強設計事業

補助対象経費の3分の2以内の額(住宅1棟当たり400,000円を限度)

3. 耐震改修事業

補助対象経費の100分の23以内の額
(住宅1棟当たり822,000円を限度。ただし、耐震改修工事を施工する業者が市外業者の場合は、700,000円を限度)

4. 住宅修繕事業

補助対象経費の5分の1以内の額
(住宅1棟当たり800,000円を限度。ただし、住宅修繕工事を施工する業者が市外業者の場合は、700,000円を限度)

5. 解体助成事業

補助対象経費の100分の23以内の額
(住宅1棟当たり400,000円を限度。ただし、除却工事を施工する業者が市外業者の場合は、300,000円を限度)

■助成予定期間

平成28年4月1日～令和4年3月31日

老朽危険建築物等除却助成事業

■制度の概要

居住環境及び安全性の向上を図り安全安心なまちづくりを推進するため、老朽化による倒壊等危険性のある不良住宅や空き家の除却費用の一部を助成します。

■助成額

対象工事に要する費用(標準除却費(令和元年度26,000円/m²)を限度)の5分の4に相当する額。
(市内に事業所等を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主の場合は100万円を限度。それ以外の場合は、90万円を限度)

■助成予定期間

平成28年4月1日～令和4年3月31日

空き家の適正管理について

少子高齢化や核家族化などの進展、過疎化などを背景として、空き家が増加しています。また、その空き家等の放置によって近隣の方々が不安を感じたり迷惑を受ける事例が増えています。

家の所有者には、防災・防犯・環境・景観などの面から、適正な管理が求められています。

1. 空き家にしない

ポイントは建物を誰にどう引継ぐか決めておくこと

2. 適切な管理をしましょう

建物は定期的な点検と補修が必要です

3. 空き家を活用しましょう

空き家は活用次第で地域の資源となります

◆お問い合わせ

建築住宅課(建築指導係) 23-3325(伯太庁舎)

市営住宅

- 現在安来市には617戸の市営住宅があります。
- 登録制ですので、入居を希望される方は登録を申請してください。
- 空き部屋等の照会、登録の申請は随時受け付けています。

入居資格について

次のすべてを満たす方が入居資格者です。

- 住宅に困窮していること
- 暴力団の構成員でないこと
- 税金を完納していること
- 敷金(家賃3ヶ月分の額)を収めること
- 連帯保証人を2名確保できること(連帯保証人の条件→年間収入があり、入居者と連帯して支払いに責任を負うことができ、入居者と別世帯かつ連帯保証人同士も別世帯であること)
- 毎月の家賃を滞納なく納めること
- 自治会に入会し、自治会費、共益費等の納入や、共同作業等への参加をすること
- 動物の飼育および持ち込みをしないこと
- 法令、市条例、『市営住宅入居のしおり』等の指示事項を守ること

住宅の種類について

- 公営住宅**／低所得世帯を対象とした住宅で、所得制限があります。家賃は世帯の所得に応じて変動します。
- 特定公共賃貸住宅**／中堅所得世帯を対象とした住宅で、所得制限があります。家賃は定額です。
- 公社賃貸住宅**／定住促進を目的とした島根県住宅供給公社の住宅で、所得制限はありません。家賃は定額です。

市営住宅一覧

種類	名称	所在地
公営住宅	長谷津団地(※)	月坂町
	わらび谷団地(※)	黒井田町
	和田団地	黒井田町
	糸団地	安来町
	柳団地	荒島町
	内代団地	切川町
	臼井団地	切川町
	町帳住宅(※)	広瀬町町帳
	布部住宅(※)	広瀬町布部
	殿町住宅(※)	広瀬町広瀬
	石原町帳団地	広瀬町町帳
	栄町住宅	広瀬町広瀬
	招団地(※)	伯太町西母里
	石堂前団地(※)	伯太町安田中
	御崎団地	伯太町東母里
	安田団地	伯太町安田
	汐彩団地	汐手が丘
特定公共賃貸住宅	安田団地	伯太町安田
	城山団地	伯太町赤屋
	栄町ハイツ	広瀬町町帳
公社賃貸住宅	石原住宅	広瀬町石原
	ハイツMISAKI	伯太町東母里

「※」は、老朽化等の理由により、入居募集をしていない住宅です。

お申込み・各種お問い合わせ

- 空き部屋に関するご照会や、登録お申込みの受付けはこちらで行っています。

〒692-0404 安来市広瀬町広瀬703
島根県住宅供給公社 安来住宅管理事務所
32-9020(広瀬庁舎内)

◆お問い合わせ

建築住宅課……………23-3315(伯太庁舎)

イエローバス情報

運行日

1月4日～12月31日(1月1日～3日は年始休業)

乗車料金

- 全区間で200円(1路線1回乗車)です。
- 小学生は半額、小学生未満のお子さんは無料で乗車できます。
- ただし、広瀬＝米子線(清水経由を除く)につきましては、島田停留所以西から乗車し米子市内で乗車された場合、また米子市内から乗車し島田停留所以西で降車された場合は150円(半額対象の方は80円)

定期券・回数券・1日乗車券の販売

■取扱場所

- 定期券・回数券・1日乗車券の取扱場所
地域振興課・広瀬地域センター・伯太地域センター
8:30～17:15
観光交流プラザ 8:30～17:00(土日祝も可)
広瀬バスターミナル 7:00～22:00(土日も可)
- 回数券・1日乗車券の取扱場所
バス車内／バス運行時間帯

地区交流センター／9:00～17:00

※十神・広瀬交流センターを除く

※島田交流センターに限り、通学・学期通学定期券も販売しています。

○回数券のみの取扱場所

市内各郵便局

■回数券・1日乗車券

○回数券

100円券 11枚綴り 1,000円

200円券 11枚綴り 2,000円

○1日乗車券

500円(指定日のみ全路線・全区間、乗降無制限)

■福祉サービス

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けておられる方は、乗車料金(回数券・定期券も対象)が半額となりますので降車の際に手帳を提示してください。

また、満75歳以上の方につきましても半額料金となりますので取扱場所にお問合わせください。

普通自動車免許の返納者の方も半額料金となりますので、下記にお問合わせください。

◆お問い合わせ

地域振興課……………23-3069(安来庁舎)

地域デマンド交通

宇波・東比田地域にお住いの方は、デマンドバスによる地域内無料送迎が利用できます。

前日までに交流センターに電話予約をすれば、自宅⇒最寄りバス停の送迎を行います。

また交流センターでのイベント実施時には、自宅⇒交流センターへの送迎も行いますのでご利用ください。

東比田交流センターのイベント参加時には、日用品の買い物も可能です。



◆お問い合わせ

宇波交流センター……………36-0852

東比田交流センター……………34-0211

ブロードバンド・インフラ整備事業

安来市内どこでも便利で快適な通信サービスを提供

行政からの情報伝達、高速インターネットなど、情報通信に関するサービスの利用の可否について地域間格差を解消し、行政からの情報を瞬時にお知らせする仕組みを平成23年度に整備しました。

現在、ケーブルテレビ(以下、CATVと記載)や高速インターネットなど、便利で快適な情報通信サービスを山陰ケーブルビジョン株式会社により提供しています。

提供中のサービス

■利用料無料のサービス

- ①行政告知放送／安来市から、防災情報等を含めた行政情報を音声でお知らせします。

例えば

- 地震や大雨など防災に関する情報
 - 行政情報や交流センターからの各種お知らせ
 - 警察署などからの情報

などを音声でお知らせしています。

運動会の雨天延期など、各交流センターの情報伝達にも利用可能です。行政告知端末は、乾電池(単3形4本)を入れておくことで、停電時でも放送を聞くことができます。

■希望者が有料で契約して利用するサービス

- ②CATV放送／光ケーブルを通し、地デジ・BSデジタル等のテレビ放送を家まで届けます。安来市向けの放送チャンネルもあり交流センターや学校行事、お祭り、市議会中継や行政からの情報、災害時の定点カメラ映像など、生活に欠かせない情報もテレビを通してご覧いただけます。また、全国のケーブル局で制作されたドキュメンタリー番組、バラエティ番組など情報満載でお届けします。

- ③高速インターネット／最大通信速度が1 Gbps（ベストエフォート）と、高速な光インターネット通信を全地区でご利用できます。

- ④**電話サービス**/インターネット回線を利用した電話で、同系列及び相互に協定を結んでいる通信会社の同一サービス同士の通話料が無料(NTT等への通話は有料)の電話サービスです。

※②～④は、市の情報通信網を、山陰ケーブルビジョン株式会社に貸し出して提供するサービスです。
(山陰ケーブルビジョン株式会社は、安来市においては「やすぎど」によつてテレビとして営業)

◆お問い合わせ

情報政策課……………23-3077(伯太庁舎)

情報収集隊 やすぎどじょっこテレビ

22-5050(山陰ケーブルビジョン株式会社)

〒692-0028 安来市汐手が丘16-28

インフラ整備のイメージ



*図上の屋外ラッパ、定点カメラ等の位置・数はイメージです。

やすぎどじょっこテレビ
dojocco



市営新町駐車場の定期使用者募集のお知らせ

市営新町駐車場の定期使用者を随時受け付けております

なお、使用者は先着順となりますのでご了承ください。

- ・**使用車両**：普通自動車・軽自動車
 - ・**駐車区間**：41区画
 - ・**使用料金**：4,400円／月額

◆申込・お問い合わせ

商工觀光課……………23-3105(安來庁舎)

駅前自転車駐輪場ご利用のお知らせ

安来駅前、荒島駅前の自転車駐輪場のご利用を随時受け付けております。

なお、使用者は先着順となりますのでご了承ください。

使用料金

	1日	1ヶ月定期		3ヶ月定期	
		学生	一般	学生	一般
自 転 車	100円	1,040円	1,250円	2,610円	3,140円
原動機付自転車	150円	1,570円	1,880円	3,920円	4,710円

※定期券のお申込は各自転車駐輪場の窓口にて受け付けております。

毎月1日・20日はノーマイカーデーなので、自転車駐輪場は無料でご利用いただけます。

◆お問い合わせ

商工観光課…………… 23-3105(安来庁舎)



市議会・広報広聴・情報公開・個人情報保護

市議会

議会の役割

■議会とは

皆さんの意見や要望を市政に反映させるために、市民全員が集まって行うことはできません。そこで代表者を選びます。その代表者が市議会議員と市長です。議会は条例(市の法律)や予算など、市民生活に重要な問題について審議をして決定します。

また、市の事務執行を監視(検査・調査)し、市長に対し意見や助言を行います。

■議員の定数

安来市では条例により議員定数を21人としています。

■議員の任期

議員の任期は4年です。

(第5期 平成29年11月1日から令和3年10月31日まで)

通年議会

■通年議会の概要

安来市議会では平成30年11月より通年議会を実施しております。従来の年4回の定例会が年1回に変わり、概ね1年間(11月から翌年の10月まで)の会期となりました。なお、会期は毎年11月中に開催される開会会議で議長が宣告して決定しますが、期間は年によって若干変わります。

■通年議会のメリット

議長権限により必要に応じて「会議」を開くことができるため、本会議や委員会の審議の機会を確保することができ、行政に対するチェック機能の強化や災害など緊急時の迅速な対応に繋がります。また、請願・陳情も切れ目なく随時受け付けることができます。

■会議の種類

- ①**開会会議**／定例会の招集により開会する会議(毎年11月中に開催)
- ②**定例会議**／12月、3月、6月、9月に定例的に再会する会議(従来の12月、3月、6月、9月定例会に相当する会議)
- ③**緊急会議**／緊急に議案等の審議が必要な場合に再会する会議(従来の臨時議会に相当する会議)

開かれた議会

議場で開催される本会議等については、誰でも傍聴することができます。また、一般質問等についてはケーブルテレビで中継も行われています。更に、各定例会議の終了後(概ね1ヶ月後)には「安来市議会だより」を発行し、市民の皆様に議会の内容をお知らせしています。

◆お問い合わせ

議会事務局…………… 23-3125(安来庁舎)

広報やすぎ「どげなかね」

市の施策や事業・予算などの行政情報、各種催しなどの地域情報を掲載した広報紙を発行しています。発行日は毎月20日。各世帯には自治会を通じて配布します。

広報紙は次の場所にも置いています。ご自由にお持ちください。

- ▶安来市役所各庁舎
- ▶安来・広瀬・伯太中央交流センター
- ▶観光交流プラザ(JR安来駅隣接)

声の広報やすぎ

目の不自由な皆さんや、ご高齢により読むことが難しくなった皆さんなどを対象に、広報やすぎ「どげなかね」と「議会だより」を朗読した音声CD「声の広報」を制作し、希望者に配布しています。

広報やすぎ「どげなかね」は毎月、「議会だより」は年4回発行です。

スマホで広報紙をご覧になります

スマートフォン(スマホ)専用アプリ「マチイロ」で広報やすぎを配信しています。いつでも、どこでも広報やすぎをご覧になることができます。バックナンバーもあります。

利用方法

専用アプリケーション(アプリ)のダウンロードが必要です

アプリを起動したら「お住まいの地域」を安来市に設定します

利用料は発生しません。ただし、アプリや情報のダウンロードなどにかかる通信料は利用者の負担になります。

iOS



android



ホームページ

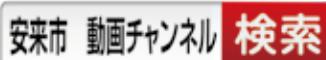
市の概要をはじめ生活に役立つ情報、イベント情報、防災情報などをお知らせします。一部の受付や申請・届出の様式のダウンロードもできます。
<https://www.city.yasugi.shimane.jp/index.html>

フェイスブック

季節の写真やイベント情報などを投稿しています。
<https://www.facebook.com/yasugicity/>

安来市動画チャンネル

安来市では、シティープロモーション事業として外部動画サイト「YouTube」にて安来市の紹介を行っております。



市政見学会

「あの建物ではどんなことをやっているの?」「今度できたあの施設は、何のために造ったの?」そんな疑問をお持ちではありませんか。そんな皆さんの疑問にお答えし、市政への理解と関心を深めてもらうことを目的に、市政見学会を行っています。市の施設など、現地で説明します。希望する人は、参加人数、見学先、お名前、住所、日中に連絡がつく電話番号を明記の上、お申し込みください。

【注意】

- ・参加人数が少人数の場合はご相談ください
- ・レクリエーション的な目的でのご利用はご遠慮ください

市政提案箱

市政に関するご意見をお寄せください!みなさんが日頃感じている、市政に対するご提案・要望・意見をお待ちしています。お寄せいただいた提案などは、今後の市政運営の参考とさせていただきます。

設置場所

各庁舎1階正面玄関付近、各交流センター

ふるさとメール

仕事や就学のため、ふるさと安来から離れて暮らす人や、安来市に興味を持つ市外の人を対象にふるさとの最新情報を届ける電子メール「安来市ふるさとメール」を配信しています。ふるさとからの定期便で、やすぎをもっと身近に感じてください。料金は無料です。

配信内容：山陰中央新報に掲載された、安来市関連

のニュースを中心に、安来市からのお知らせ・情報・メッセージなどをドッキング。

配信方法：登録会員に向けて、毎週第2・4金曜日に配信します。

注意：データ容量の都合、携帯電話アドレスへの送信はできません。ただし、スマートフォンへは送信できます。

申込方法：申し込みは安来市ホームページ・山陰中央新報社ホームページから受け付けています。

◆お問い合わせ

政策秘書課……………23-3010(安来庁舎)

出前講座

出前講座とは、市民の皆さんのが聞きたい話の内容をメニューの中から選んでいただき、市職員が皆さんのがへ出向き、業務の説明を行うわかりやすいまちづくりのための講座です。概ね10人以上の団体・グループ等でお申ください。

申込方法

出前講座の受講を受けようとする団体の代表者は、地域振興課へ直接、申込書を提出してください。HPからダウンロードできます。

派遣・会場・周知について

開催時間は、原則、平日の午前9時から午後5時までの間で2時間以内とし、開催会場は、市内の公共的な施設とし申請団体が用意するものとします。催しの周知については、申請団体側でお願いします。

◆お問い合わせ

地域振興課……………23-3067(安来庁舎)

情報公開制度・個人情報保護制度

制度について

◎情報公開制度は市が持っている様々な情報を知りたいときに、みんなの請求に基づき情報を公開する制度です。

◎個人情報保護制度はプライバシーを保護するため必要な事項を定めるとともに、自己情報の開示、訂正、削除及び使用の中止を請求できる制度です。

対象

市長部局、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員会、議会、市立病院、消防が実施機関となっています。実施機関の職員が職務上作成・取得した文書、図面、写真等で実施機関が組織的に管理しているものが対象となります。

請求の方法及び手数料

請求書に必要な事項を記入して提出してください

い。請求書を受理した日を含む15日以内に申請者には公開(開示)の可否を通知します。請求書の様式はホームページのPDFファイルをご利用ください。

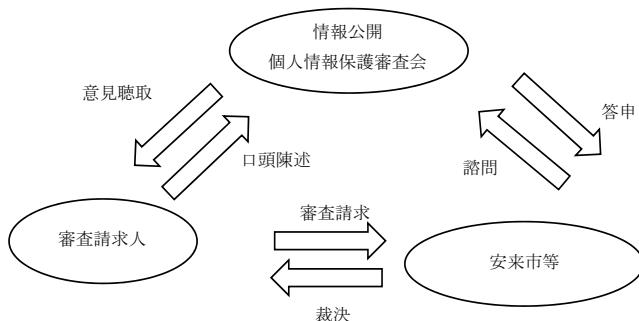
閲覧は無料です。写し、郵送が必要な場合は実費を負担していただきます。

公開(開示)できない情報

市が持っている情報は原則として公開しますが、個人のプライバシーに関する情報等が記録されている公文書は公開できないとき(または部分公開するとき)があります。

情報公開審査会・個人情報保護審査会

実施機関が行った決定に対して審査請求があった場合に、第三者的な立場で市からの諮問に応じて調査や審査を行う、市の附属機関です。審査会は市長の委嘱する委員で構成されており、任期はそれぞれ2年となっています。



◆お問い合わせ

総務課…………… 23-3017(安来庁舎)



MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

編集後記

「安来市くらしのガイド」は安来市にお住いの方や、新しく転入して来られる方へ市の様々な行政情報を届けする目的で発行いたしました。

市民の方に住みやすい安来市するために、子育て支援や健康増進施策、雇用施策、農業施策など、幅広い事業を積極的に進めております。

この一冊を通じて今一度安来市の素晴らしさや愛着を感じて頂ければ幸いに思います。

■「安来市くらしのガイド」に掲載の行政情報は、令和元年9月時点の情報を掲載しております。制度変更や、予算執行状況により内容が変更になる場合がありますので、予めご了承ください。内容や手続きで不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

■掲載の利用料・使用料については、消費税率10%での金額を掲載しております。

安来市くらしのガイド

令和元年9月発行

発行：安来市

〒692-8686 島根県安来市安来町878-2
☎0854-23-3000(代)



YASUGI CITY
GUIDEBOOK OF LIVING
2019